

環境福祉経済委員会記録

環境福祉経済委員会

委員長 笹井 琢

1 日 時 令和4年10月4日(火) 開始: 10時00分 終了: 16時45分
福祉保健部

令和4年10月6日(木) 開始: 10時00分 終了: 16時52分
環境部、経済部

令和4年10月7日(金) 開始: 10時00分 終了: 15時52分
建設部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 大田 敏司、木村 信秀、笹井 琢、田邊 学、仲山 哲男、西崎 孝一、
早稲田真弓

4 事務局職員 市川 恵美、起本一生

5 説明員

吉本副市長

福祉保健部 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康
政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、
岡村福祉総務課長、奥田地域福祉担当課長、安池高齢者支援課地域包
括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、中本介護老人保健
施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山
野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課
長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種
対策室参与

環境部 森重環境部長、周田環境政策課長、小山環境事業課長兼深山浄苑長、邊
見下水道課長、山口下水道技術担当課長

経済部 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弥益有害鳥獣対策担当
課長兼有害鳥獣対策センター長、萬治商工観光課長、坪根公共交通政策
課長

建設部 酒向建設部長、松並建設部次長兼都市政策課長、沖本建築担当次長兼建
築住宅課長、秋友監理課長、山本開発指導担当課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 市議会モニター

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。では、質問させていただきます。

主要施策の成果についての59ページ、社会福祉総務費の中の2、地域福祉活動推進事業、ア、社会福祉協議会補助金の下の表について、相談援護等支援事業件数のところなんですけれども、令和2年度は相談件数が420件だったのに対して536件と若干増えておりますが、その内訳についてお示してください。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

おはようございます。

お尋ねいただきました相談援護等支援事業の令和3年度の実績の内訳でございます。こちらの総合相談、無料法律相談は社会福祉協議会が行っております事業で、その実績、内訳といたしましては、総合相談件数が495件、無料法律相談が41件でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

総合相談が495件ということで、昨年令和2年度についてはトータルで420件ということで、やはり令和3年度は総合相談だけでも増加していますけれども、総合相談の主な内容はどのようなものだったのでしょうか。お願いします。

○奥田福祉総務課地域福祉担当課長

総合相談の主な内容についてのお尋ねですが、新型コロナウイルスの感染症の影響で一時的に生活にお困りになった方からの貸付けに関する相談などの生計に関するものや、令和3年度に東部地域包括支援センターの運営を市から受託した影響で介護保険に関する相談が多く寄せられたもので、生計に関する相談と介護保険に関する相談で全体の約8割を占めているとのことでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

新型コロナの影響による生計の相談と介護保険に関する相談が8割ということで、やっぱりコロナの影響というのがまだ3年度ももちろん続いていたということが分かりました。

では次の質問に入ります。

98ページは中ほどのイ、住居確保給付金の支給のところですが、表内を見ても令和3年度は世帯数も増えていまして、給付額も令和2年度に比べて倍以上となっていますが、利用についてお示してください。

○岡村福祉総務課長

令和3年度の7世帯の理由でございますが、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による離職や収入の減少が理由でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。やはりコロナの関係ということで。そしてこの表と関連があるかと思うんですけど、右上のオの支援結果のところの表の中の住まいの確保・安定のところは、令和2年度はゼロだったのに、やはりここ7件となっていますので、こちらの具体的な支援の内容についてお示してください。

○岡村福祉総務課長

こちらの支援の結果の住まいの確保・安定の7件でございますが、こちらはいずれも住宅確保給付金の制度の説明や申請の支援に関することでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。住まいの確保とかがやはりコロナの影響等で難しくなったりした場合が起きてくると思いますので、まだまだ収まっていないようですので引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。決算書の123ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、これは令和3年度6月補正で予算2,532万円に対して6万円の実績ということで、申請が少ないということですけど、見込みを大幅に下回ったこの要因、これは1名分と思われるんですけど、予算に対して大幅に下回ったところ、具体的に説明していただきたい。

○岡村福祉総務課長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、先ほども申し上げましたが、総合支援資金の再貸付けを終了するなど、さらなる貸付けを利用できない生活困窮者を救済する目的で令和3年度から始まった制度でございます。

本市におきましては、令和3年6月補正予算で、当時、社会福祉協議会が実施してい

る小口貸付け、または総合支援資金の貸付けを受けているものを参考に、約100世帯が生活困窮者自立支援金の給付対象となり得るものとして予算計上をしたところでございます。

実績といたしましては、申請は2件ございましたが、そのうち収入や資産、求職活動等の給付の要件を満たした1件のみに対して給付をしたものでございます。

本支援金の給付対象となり得る総合支援資金の貸付けを利用している方については、社会福祉協議会で実施をしております自立相談支援事業等で生活状況等に応じてフォローアップをしており、その中で支援金についても御紹介等はしてまいりましたが、生活状況等の改善が見られたり、ケースによっては条件に合致せず、生活保護制度の相談、申請につながるなどしたため、本支援金の申請に至らなかったのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

だから3年度には100世帯で考えておったというところで、条件に合致しないというあたりで申請2件のうち1件の6万円というところね。それで、生活保護のほうに話が入ったので、主要施策の97ページをお願いします。

令和3年度の生活困窮者自立支援事業ですね。この新規相談件数は260件あったという説明ではありました。生活保護の相談につながった件数、そのうちどれくらいあるのか、そのあたりを教えてもらいたいんですけどね。お願いします。

○岡村福祉総務課長

令和3年度は生活困窮者自立支援事業の新規相談件数260件のうち、生活保護の相談に至った件数は17件でございます。

以上です。

○田邊委員

17件はあくまでこれは相談に至っただけよね。

それなら主要施策の成果99ページ、生活保護扶助事業のウ、開始の状況というのがあります。これについては、令和2年度が30世帯で39、そして令和3年度が20世帯で28と減少している状況にありますけど、減少の要因をどのように把握しているか。今までの流れとして、この生活困窮者の自立支援金がまずは1件しかなかった。そしてその中で260件の件数のうち17件という相談があった。それでこの3番目については減少しているよというところ。上のア、この扶助費の推移、令和3年度、対前年度比5.5%減の5億9,948万円とあります。このあたりの関係をお願いします。

○岡村福祉総務課長

減少の理由、要因についてのお尋ねと思いますが、生活困窮者の相談はまずは社会福祉協議会のほうで実施しております生活困窮者自立支援事業において相談者が抱える

様々な課題に対して相談、必要な助言、各種の支援を行っております。これらの支援により一定の解決が取られているので、生活保護の開始件数の減少、保護費の減少につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○田邊委員

私はそうではないと思っていて、いろいろな施策を国もコロナによって打ってきたと。それで生活保護についても、光市はもともと7億円ぐらいの予算であったと思うんですけど、だんだん減っていくというところ。現状においてやっぱり、先ほども先行委員が言われたように、いろいろな相談も収入減の相談なんかもあったというところを鑑みたら、私はそのあたりはなかなか難しい、生活保護になかなか至っていないんじゃないかと思うんですよね。そこでお聞きしますが、保護率、この率について、減少したのか、減少していないのかというのはどんな考え方をお持ちなんですか。

○岡村福祉総務課長

保護率の状況でございますが、主要施策の99ページのイの保護率の光市の欄を御覧いただいたらお分かりのとおり、元年度が8%、2年度が7.8%、3年度が7.4%と推移しております。保護世帯数、人員ともに減少しておりますので、減少傾向にあるというふうに考えています。

○田邊委員

その保護率自体は、今光市は7.4%、令和2年度は7.8%で令和元年が8.0%だと。全国の平均は16.2%で、山口県で10.2%ちょうどになっているんですけどね。光市は減少傾向にあるちょうどはこうなっておるけど、実際はまだまだ捕捉できていないんじゃないかと思うんですよね。ならばその相談件数に対して生活保護に対しての捕捉率ちょうどのは、本来この生活保護を受けることができる人のうちに実際に生活保護に至っている人の割合のことなんですけど、捕捉率を向上させないと救えないと。生活保護で苦しんでいる方、市民の中で。その捕捉率もどんな感じで思っているんですか、所管としては。

○岡村福祉総務課長

捕捉率、本来なら生活保護を受けることができる人に対する割合のお尋ねでございますが、社会福祉協議会で実施しております自立相談支援事業と連携を図り、生活困窮者の生活状況により必要に応じて生活保護の相談へとつないでいただいているところでございます。実際に生活に困窮している人、全ての状況を把握することは困難な状況にはありますけれども、まずは自立相談支援事業を足がかりに生活に困窮している方々の把握に努め、生活保護の利用が必要と考えられる方については、制度の利用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

私も令和3年度はこのコロナによって自立支援事業が100世帯で行うと聞いて、喜んだわけであります。それが結果として、決算では1人しか該当者がなかったと、そういった認定にまで至るまでに支援できなかったというところで、この決算を見て、そのあたりちょっと問題であるのかなと思うんですけどね。今言われたその捕捉率という部分がなかなか所管でも把握ができないという部分とは今答えられたので、これが重要と私は考えているんですよ。それなら生活保護制度、扶養義務者照会については昨年度も私はある程度、決算のときに質疑しました。これは3年度についてはどのような形でこの運用をしているのか。

○岡村福祉総務課長

扶養義務者照会についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、昨年度もお答えいたしましたとおり、厚生労働省からの通知に基づき、扶養義務者に対し心理的なサポートを含めた支援の可否について、照会を行っております。ただし、生活歴等から特別な事情、例えば扶養義務者の方から借金を重ねているとか、相続をめぐる対立があるとか、縁が切られているなど関係の不良があったり、10年以上音信不通で交流が断絶していると考えられる場合については、明らかに扶養ができないと判断して、扶養照会を行っていません。

また、DVの支援措置者や虐待等の経緯がある場合についても、自立を阻害する要因となりかねませんので、基本的には扶養義務者への直接の照会を行っていない状況でございます。

以上でございます。

○田邊委員

今結構、並べましたけど、それ全ては生活相談の間で当てはめて申請のときにチェックするわけですか。

○岡村福祉総務課長

すみません。一つ一つ詳細に確認することが難しい状況もあるとは思いますが、できる限り御本人さんからの面接での聞き取りにより、対応させていただいているところでございます。

○田邊委員

それなら今の説明以外の相談、これについては扶養義務者照会を行うのか、今以外の該当外の方は、もちろんそれは行わないということですね。

○岡村福祉総務課長

基本的には今申し上げたケース以外の方については、扶養義務者照会をすることにな

と考えています。

○田邊委員

昨年もこの部分は指摘しましたが、扶養義務の根拠となっているのは、民法上の扶養義務者が扶養の保護に優先すると定めた生活保護の規定であって、仕送りなどを受けた場合、その分だけを保護費から減らすということで、ここが重要なんです。保護を受ける上での要件でないというところなんですね。これが重要なんです。しょうがないよね、行政の場合は通知にのっとってやるんでしょうけど。

それでは今回は資産申告書というのもあります。資産申告書の提出を強要する今の行政の在り方。これについて保護申請から毎年、申請する場合とこういったふうに減っているから毎年この資産申告書の提出について求めているのかというところが引っかかってくるわけですよ。このあたりをどういう形でやっておられるのか。

○岡村福祉総務課長

資産申告書の取扱いについてのお尋ねでございます。

生活保護法では利用することができる資産、能力については、最低限度の生活維持のために活用することが生活保護の要件として定められております。被保護者が所有する資産については、その活用を検討するために保護の実施者として把握する必要が市としてはあると考えておりますので、申請時を含め、12か月に1回は資産申告書の提出を求めているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

だから今1年に1回は資産申告書の提出を求めているというところなんですけど、厚生労働省は2013年に生活保護法の改定に基づくものと説明して、利用者に申告書を出させるよう自治体に指示する通達、これを2015年に出しているが、改定法は利用者と福祉事務所が協力して金銭管理の適正化を図るとしているだけなんです。ここ大事なところなんです。利用者と福祉事務所が協力して、金銭管理の適正化を図るとしているだけで、資産申告を強要する根拠はない。通知どおりやりよってからそうなるんでしょうけどね。それともう一つあるんですよ。能力の活用についてというの也被われたけど、就労指導よね。これが保護するより就労指導というふうに捉えられるのが結構今、一般的なんですけど、保護申請をしたときからもうこの就労指導をしておられるのか、それとも、保護を申請します、だけどあなたは就労できるじゃないとか、そういうのを先に指導している状況にあるのか、今。

○岡村福祉総務課長

先ほども申し上げましたとおり、利用することができる資産、能力については最低限度の生活維持のために活用することが生活保護の要件として定められております。就労していないことを理由に保護の申請を受けないということはございませんけれども、病

気や障害、育児や介護などそれぞれの生活の状況を踏まえて、就労の可能性がある場合については申請時も含めて指導というか、助言というか、対応しているところでございます。

以上です。

○田邊委員

何歳まで就労指導を行うの、大体。

○岡村福祉総務課長

原則として65歳までを稼働年齢層としておりますので、65歳までは就労指導をするようになります。

○田邊委員

今、強引な就労指導は光市では行っていないと私は信じておりますけど、この就労指導によって、今決算でこれだけ予算もついて、3月の補正でも保護費を大分減らした後、結構十分あったんです。だからやはり本当に困窮している方を、先ほども言ったように、捕捉率なんよね、そのあたりをお願いしたいと。生活保護にはそれぞれ抱えるこの事情はあると思うんですけど、今の福祉所管で生活保護の受給は国民の権利であると、市のホームページ、また保護のしおりについては、記載しているのか。このあたりもちょっとお聞きしたい。ほかの、今山口県でも7自治体ぐらいはそれを入れているんですよ、ホームページとかそういったしおりに、国民の権利ですと。

○岡村福祉総務課長

本市が発行しております保護のしおりには、生活保護の相談時や申請時にお渡ししており、しおりの5ページに、生活保護制度を利用するときの権利として条件を満たせば全ての方が平等に生活保護を利用できる旨の記載がございます。ホームページには、今記憶にございませんが、生活に困っておられる方の最低生活を保障する、それから一日も早く自分の力で、あるいはほかの方法で生活できるように手助けする制度であるという旨の記載があったように記憶しております。

以上でございます。

○田邊委員

しおりの5ページには書いてあると、国民の権利とね。だけど市のホームページには書いていないというところで今確認しました。今後、そのあたり注意してほしいですね。生活保護を受給するのは憲法で保障された最低限の生活を維持するための認められた国民の権利であることで、しっかり市からも発信していただきたいと。生活保護費の扶助額、年々減少しており、260件の新規相談件数、このうち生活保護の相談に至ったのが17件であって、あくまでこれは相談ね、相談になっただけで、生活保護になったわけじゃないということで、ちょっと予算はつけているのになかなかそういったところがまだ

まだ十分じゃないような気がするんですね。そのあたり十分今後も気をつけていただきたいというところをお願いします。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○田邊委員

決算書の103ページと主要施策の成果の70ページをお願いします。

カク福、重度心身障害者医療費、1億8,673万2,000円というところです。主要施策の成果は年々下がってはおります。ここの一番下の表です。確認しておきたいんですけど、これについては県と共同事業であるとは思いますが、県は利用者に自己負担を求めている形でやっておるんですけど、これは幾ら県は利用者に求めているのかを教えてください。

○岡村福祉総務課長

主要施策の成果の70ページ、ウの重度心身障害者医療費助成の欄のところに書いてありますが、通院が月に500円、入院が月に2,000円の自己負担を求めているところでございます。

以上です。

○田邊委員

これを市が負担して市としては無償化を継続しているということだと思いますけど、これにより自己負担を求めている部分について、年間どれくらい市は負担しているのでしょうか。

○岡村福祉総務課長

自己負担部分については、年間で約1,500万円となっております。県が無料化を実施した場合、この部分について2分の1の補助を受けられますので、実質的には年間750万円、市が負担しているということになります。

以上です。

○田邊委員

先ほども言ったその750万円は、最初に県がこれ始めた制度であって、そして市が今750万円を払って無償化にしておるというところで、制度自体はカク福で無償化されるところでありますので、あんまり問題とはならない部分とは思いますが、一番の問題は、2009年度にこの重度障害者の一部負担を県が導入して、有料化された。これに対して各市町は独自の無料制度を維持してきたというところ、各市町は超過負担を生じておるので、これについて県からは何らかの回答、こういったものはないんですか。決算だからこれをちょっと聞きたいんですけどね。

○岡村福祉総務課長

県に対しましては市長会等を通じて県においても無料化を実施するように要望等を出しておりますが、現在のところ、財政難により困難というふうな回答を頂いているところでございます。

以上です。

○田邊委員

このカク福は今のこの福祉総務課の所管ではありますが、後でも子ども家庭課でも聞きたいと思うんですけどね。本来、これは県の制度である以上、750万円については。私はこれは県が負担すべきと思いますんで、これは議会で発言しておかないといけないと思います。だから市は努力して県の肩代わりしているのは重々分かるんですけど、しかしこの制度自体は県が始めたものなんですから、2分の1は払わないと、というところで福祉総務課の部分は以上です。

○西崎委員

何ページかちょっと今見つけられなくなりましたが、公用車が故障して急遽、中古車を40万円で買ったと説明ございましたけど、もっと詳しく説明を聞きたいんですが、どういう理由で故障したんでしょうかね。

○岡村福祉総務課長

生活保護事務費、123ページでございますが、公用車の故障につきましては、平成15年度に購入した軽自動車でございます。長年使用したことによるエンジンの故障により修理不能というふうに言われたもので、購入をしたものでございます。

以上です。

○西崎委員

11年度購入の車は11年目ですかね、これは事前に更新の予定を立てて、令和3年に令和4年度の予算要求をするのが原則と思うんですけど、そういうこともできなかったんですかね。急に故障したわけですか。

○岡村福祉総務課長

まだ使用が可能であろうということで継続的に使用させていただいておって、年度途中で故障してしまったというような状況でございます。

以上です。

○西崎委員

福祉保健部、かなりの台数の公用車があると思うんですけど、日常点検で点検のミスというか、点検漏れでこういうふうな急に年度途中で廃車にして中古車を買わにゃならんようになったという、そういう原因はないですか。

○岡村福祉総務課長

そういうことはございません。

○西崎委員

本来なら今の話ではまだもつというような査定で要求は認められなかったということでございますけど、こういうことは本来は光市の公用車ですから、買うなら新車を買うべきであって、軽四の中古を買ったちゅうのはちょっと疑問があるんですけど、ひとつその辺は是正を今度されたいと思います。

○大田委員

決算審査の参考資料の7ページ、その中で民生費の中で扶助費が1,893万8,000円の不用額が出ているんですよ。不用額の中を見ていると足りないものもあるし、余らせたものもあるというふうになっているんですが、そのところをちょっと初めの説明では体調不良などによるとかいうふうに説明があったんですが、そのところをもう少し、例えば居宅介護給付金は448万9,000円も残しているんですが、さらに自立訓練機能訓練生活訓練給付では561万3,000円も足りないというふうになっちゃっているんですね。そういうふうにあるから、ちょっともう少し詳しく説明してほしいんですが。

○岡村福祉総務課長

こちらの扶助費のプラスとマイナスがある件ですけども、予算の執行上、同一事業内の同一施設、例えば扶助費内での運用については、所管での運用が認められておりますので、決算参考資料の4、不用額の状況の表にあるように、予算が余るもの、不足するものが混在している状況でございます。

以上です。

○大田委員

だからそのところをちょっと説明してくださいと言っているんです。

○岡村福祉総務課長

例えば予算が100万円あって150万円支出する必要がある場合については、扶助費内のほかのサービス、例えば、ちょっと数字は違いますが、居宅介護給付事業が100万円予算あって150万円支出する必要がある場合、隣の更生医療費が150万円の残があったとした場合、そういう場合は流用等の手続を経ずにその費用を充てることができるということでございます。

以上です。

○大田委員

だから今手続をせずに充てることができるというちゃったら、そねえなんがこれの中

で足らんとすると余るところがあるから、できるわけでしょう。だからそういうふうにならないようになるんじゃないんですか。

○岡村福祉総務課長

扶助費内で充てることができるということなので、例えば200万円不足が余剰しているところから持ってきたりするので、結果的に扶助費内でやりくりをするので、個別の事業ごとに持ってきたりするというわけではないので、扶助費として余りが出たり、足りないところが出たりというのが結果的に生じる場所です。

○大田委員

例えば、居宅介護給付金が448万9,000円余ったと。それじゃが自律訓練には561万3,000円足らなくなったと。この金をこっち側に持ってくるとかいうことができるわけでしょう、今の説明では。

○岡村福祉総務課長

そういうことでございます。

○大田委員

それ今、これしていないからこういうふうになっているんでしょう。

○岡村福祉総務課長

運用としては委員がおっしゃるとおりなんですけれども、事務処理上は扶助費という枠の中でのやりくりになってくるので、結果的にマイナスとプラスがこの参考資料上は出てくるということになります。

○松村福祉保健部長

予算全体の執行の考え方ということを私のほうで御説明させていただきます。

予算自体は、今課長が説明いたしましたように、扶助費という一つのくくりの中で運用しております。予算書上、個別の事業名を説明欄に掲載しておりますけれども、これはあくまでも参考資料として掲載をしている状況でありまして、そこで示した数字と実際に決算にした数字との差額というものがこの中でプラスであったりとか、マイナスであったりとかというような表示をさせていただいております。扶助費の中で、今課長が申し上げましたように、片方が多くてもう一方のほうが少ない。これについては流用というような事務手続を経ずに使用することができますので、現状の予算の区分のまま使用した結果、プラスのものとマイナスのものが発生しているというような状況でございます。

○大田委員

だから足りないもののほうに余るところから流用できるということでしょう、今の説

明でも。

○松村福祉保健部長

流用という手続を経ずに予算を執行することができますので、当初予算でお示した説明欄にある、もともと参考としてお示した予算額、これはそこで枠が決まっているわけではありませので、枠は扶助費という枠の中でしか決まっていませので、そこで手続を経ずにそれを超えて使うことも可能であるということで御理解いただければと思います。

○大田委員

だから使うことが可能であるから、可能であるから、これだけ足りないとか書かなくても済むようになるんじゃないかと思うんですよ。我々はここに書いてあるから、お聞きするようになるわけですよ。

扶助費の中で全体で、極端に言うたら、10億円のもの扶助費の中へ充てましたよと。その中で、居宅介護やら施設入所支援費やら、その中で10億円の中で、これだけがかかります。また、こっち側の自立支援やら就労支援B型なんかも足りないから、そっち側に入れるちゅうことが今はできるというような答弁じゃったと思うんですが、だったら無理にこういうふうに、これだけは足りないですよとか書かなくても済むんじゃないかと。書いてあるから、私は聞くようになるわけですよ。

○松村福祉保健部長

私どもといたしましては、当初予算でそれぞれの事業ごとにこれだけの予算を見込んでいるというものをお示ししておりますので、それと決算を比較して、どれがどれだけ多かった、こちらがこれだけ少なかったというものをお示しする必要があるというふうに考えて、こういった資料を作成しているところでございます。（「そうか」と呼ぶ者あり）。

○大田委員

それ、今、説明了解したんですが、1,193万8,000円も扶助費の不用額が上がっておると。その説明はどういうふうにされます。

○岡村福祉総務課長

予算の執行に当たりましては、執行状況を見ながら、必要に応じて補正予算の要求をするなど適切な予算の執行に努めていますが、サービスの中止、事業所の支援体制の変更等に報酬額の変更等と予測不能なことが多く、どうしても不用額が多額になってしまう状況になります。

以上です。

○大田委員

まあまあ、それはそういうふうになるというんでしょうが、やっぱりせっかく予算組んだ、これだけ要るんじゃないかと思う、で予算を組まれたと思うんで、そこで利用者が少なくなったとかいう説明じゃったりする、分からんでもないんですが、もう少し的確な説明をしてもらいたいと思うんです。

それ、不用額はそのぐらいにしまして、今度は繰越明許についてお聞きしたいんですが、99ページ、決算書の99ページ、工事請負費が3,260万円、繰越明許になっちゃるんですよね。何の工事なんですか、これは。

○岡村福祉総務課長

こちら、先ほども御説明いたしましたが、海浜荘の解体工事に係るものでございます。以上です。

○大田委員

海浜荘解体工事で3,260万円もかかるんですか。

○岡村福祉総務課長

積算の上、3,260万円かかると見込んでおります。以上です。

○大田委員

平米当たりどのぐらいですか、そうなりと。えらい高いんだ。

○岡村福祉総務課長

免責が約480m²ですので、6万8,000円程度と思います。

○大田委員

すみません、もう少しゆっくり言ってください。ちょっと。

○岡村福祉総務課長

海浜荘の延床面積が480m²程度ありますので、平米当たり約6万8,000円でございます。

○大田委員

平米当たり6万8,000円ちゅうのは、ちょっとええ値段がすると思うんですが、それの中で解体設計委託料が171万6,000円、これは入札で決められたんですか、何で決められたんですか。

○岡村福祉総務課長

指名競争入札でございます。

○大田委員

その中で、海浜荘は結構古い建物で、アスベストの検査ちゅうのやられましたか。

○岡村福祉総務課長

検査しております。

○大田委員

どういう仕方の検査してみられました。

○岡村福祉総務課長

検査の方式までは、今、資料の持ち合わせがございません。申し訳ございません。

○大田委員

試験の方法は確認されていないみたいな、今答弁じゃったんですが、所管だから当然確認されるべきだと私は思っております。

また、このアスベストの検査して、どうやったですか。

○岡村福祉総務課長

外壁と内壁の一部にアスベストが含まれていたことを確認をしております。

以上です。

○大田委員

それは今から工事される、繰越明許で工事されるんですが、どういうふうな工事をされるように、しようとされていますか。

○岡村福祉総務課長

海浜荘の解体工事については、8月末で完了をしております。

工事の手法については、申し訳ございません、今、手持ちの資料がございませんので。

○大田委員

持ってきてちょうだい。

○委員長

執行部にお尋ねします。工事は令和4年の8月に行われたということですね。その資料は決算資料に入るものでしょうか。（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○委員長

先ほどのアスベストの設計の資料については、本審議時間中に報告をよろしく願いいたします。

では、ほかに質問ございませんか。

○大田委員

手持ちにないと言われて、持ってきてくださいとお願いしたんですが、後ほど説明されるということなんですが、全ての資料は決算でありますから、今後は用意しちよってもらいたいと思います。

次に移りますが、主要施策の成果において、67ページですかね。

就労支援事業、事業所数、私ちょっと分からないんですが、A型が7事業所、B型が26事業所、令和3年度がA型が7事業、B型が29事業所となっているんですが、これは全て光市内にある施設なんですかね。

○岡村福祉総務課長

市外の施設も含みます。

○大田委員

令和元年から令和3年度、3事業所が増えたんですが、そこにおいて3事業所増える、実利用人員も増えてきておるんですが、それだけ光市もB型事業所に、まだ待機している人間がまだおられるんですか。

○岡村福祉総務課長

現時点において、利用の待機をされているという方はいらっしゃいません。

○大田委員

これは、そうなると、定員いっぱいが入っているという感じで解釈してよろしいんですか。

○岡村福祉総務課長

施設によりますけれども、定員を満たしているところ、定員を満たしていないところ、それぞれございます。

○大田委員

A型なんかは人員が5名少のうなって、B型は10人ぐらい増えちよるんですが、3事業所増えて10人しか、11人か12人か、しか増えていないんですが、それで認可できるんですかね。

○岡村福祉総務課長

障害福祉サービス事業所の利用については、光市内の利用者さんだけではございません。県内各地から利用されますので、利用の定足はそれぞれの事業所において行われているものだと思います。

○大田委員

そうすると、この人間も市外へ勤めておられる方も含めているということでしょうか。何名ぐらいおられるんです。

○岡村福祉総務課長

市外の事業所につきましては、A型事業所が約10名、B型事業所は30名程度いらっしゃると思います。

○大田委員

29事業所で定員ちゅうのがあると思うんですが、どのぐらいの定員なんですか。A型の7事業所あっているんですが。

○岡村福祉総務課長

すみません、事業所によって定員が異なりますので、全ての事業所の合計は、今把握しておりません。

○大田委員

今、全ての、極端に言うたら、7事業所に1事業所が10人とか、これまたB事業所が15人とかあると思うんですが、3事業所も増えてそういうような定員を、総人数の定員ちゅうの把握できるんじゃないかと思うんですが、各事業所しか把握されていないということですかね。

○岡村福祉総務課長

市外の事業所のこともございますので、今の時点で事業所の定員の把握はしておりません。

○大田委員

今度、だから把握しちよってください、よろしくお願いします。
また最後に聞きましょう。
終わります。

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○林委員

105ページの決算附属資料の105ページの上から2行目ですね。

高齢者福祉送迎事業委託料が、ここに173万1,861円計上されておりますけれど、この内容を詳細にわたって御説明願います。

○加川福祉保健部次長

この事業につきましては、市内の東部憩いの家、西部憩いの家、それから大和コミュニティセンターとゆーぱーく、これを結ぶ送迎を行うものでございまして、これは平成30年から実施をしております。

3年度の状況でございますけども、東部憩いの家からの利用者が、すみません、主要政策の成果の72ページを併せてお願いいたします。72ページの真ん中の表の一番右に、高齢者福祉送迎事業を掲載しております。

令和3年度で言いますと、延べ利用者数が546人でしたが、内訳といたしましては、東部憩いの家からが162名、西部憩いの家からが374名で、大和コミュニティセンターからが6名でございました。

大和コミュニティセンターにつきましては、利用者が上半期で2名、下半期で4名という状況でございましたので、少しその在り方について検討いたしまして、令和4年3月をもって、この大和便については廃止することとしたところでございます。

以上でございます。

○林委員

詳細にわたって御説明頂いたんですけど、大和コミュニティセンターからの利用者が少なかったから廃止ということお聞きしておりましたけれど、これは利用された方々には、しっかりとお伝えはしていただけたのでしょうか。

○加川福祉保健部次長

利用者に対しましては、令和4年の3月の中旬頃から、送迎車両においてお伝えするのと併せて、大和コミュニティセンターにチラシを配布するなどして、周知に努めたところでございます。

○林委員

分かりました。詳細にわたって今委託料を計上されたの分かりまして、また大和では、そういうふうにとしっかりとチラシとかで伝達されてくれたということでありましたので、了解しました。ありがとうございました。

○早稲田委員

1点確認をさせていただきたいと思います。

決算書は105ページ、主要施策の成果は74ページで、介護人材確保対策事業について、先ほど実績について言われたところを確認したいと思います。

介護助手の採用に係ることなんですけれども、13事業所の4人採用、令和3年度は4人採用で1人体験ということでお伺いしたんですけど、そこをちょっと先ほど聞きたかったので確認なんですけど、数字の確認をお願いします。

○加川福祉保健部次長

人数等につきましては、今、委員が言われた数字で間違いございません。
以上でございます。

○早稲田委員

伺いたかったこと、ここだったので、確認で結構です。ありがとうございます。

○大田委員

新規事業について、もう少しちょっとお聞きしたいんですが、13事業所で介護補助をされるってどういう、何ちゅうか、講習行われたんですかね。

○加川福祉保健部次長

4人が採用されておりますけれども、採用に当たって、どのような形をそれぞれの事業所が取られたかというところまでは把握はしておらないんですけども、面接だけで採用されているようなケースもあろうかと思います。

○大田委員

ここに書いちょる、介護助手の周知や仕事体験への補助を実施する介護助手推進事業を開始しましたと、こう書いちょるんですが、要するに、この補助する、実施する介護助手普及推進事業ってどういう職種なんですか。

○加川福祉保健部次長

介護助手の業務内容ということでよろしいかと思いますが、部屋の掃除であるとか食事の片づけ、ベッドメイク、それから利用者の方の話し相手、食事の配膳など、介護を伴わない周辺作業という形になっております。

○大田委員

これは昔、ワンコイン事業ちゅうのがありよったと思うんですが、それら代わる事業ですか。それとも、またちょっと違うんですね。そこんこの違いを説明してください。

○加川福祉保健部次長

すみません、ワンコイン事業というのは存じ上げないんですけども。

○大田委員

ワンコインというか、1回そこに行って、1時間したら何かのクーポンか何かみたい

なのもらえるような事業がありよったと思うんですが、分かりますかね。

○加川福祉保健部次長

ボランティアポイント事業を今やっておりますけども、そのことかとは思いますが、その事業とは少し違います。

○大田委員

それは、そこに行って買物をお手伝いしたりしたら、その見返りのあれがもらえるという、これは初めから市のほうが予算つけてやられるということで、でも、今、御飯の支度をしたりとかいうお聞きしたんですが、ほとんど似通ってるんですが、ちょっとその違いを説明してください。

○加川福祉保健部次長

ボランティアポイントの事業は、ボランティアとして参加をされて、ポイントによって換金なんですけども、この介護助手というのは、事業者にいわゆる雇われておるといところになりますので、そのあたり大きく違うのかなと思います。

○大田委員

これは13事業所の中の今新しく4人採用されて、それで介護助手をやると。そしたら、今、ボランティア事業でやってる事業も、多分社協かどっかに登録されて、ボランティア事業をやっておられると思うんですが、それから派遣か、私はそこに行くとかいうんで登録してやっている。

ほとんど作業内容としては変わらないんじゃないかと思うんですが、事業として立ち上げたというのは、何かメリットが何かあって、それやられたんです。

○加川福祉保健部次長

介護助手というのは、全国的にそうなんですけども、介護人材が不足しておるといような背景がございますので、そういった方の負担を軽減するための事業として実施をしているものでございます。

○大田委員

今後は、この事業をされるということで、今回は4人でしたが、今後はそこに対してどのぐらいまでの増員といいますか、それを考えておられるんですか。

○加川福祉保健部次長

事業所によって、受入れがどれだけ考えておられるかというのがあろうかと思えますし、現状において、事業者が今どのような考えをお持ちかというあたりは把握しておりませんので、どこまで大きくなるかというのは、ちょっと現時点で細かいところは申し上げられない状況です。

○大田委員

でも、それはでも、私らあが、うかつやったんかも分かりません。令和4年度の予算には当然ついちよるわけでしょ、何人ぐらいからというんで。

○大田委員

令和4年度の予算ついちよるんですが、今後の見込みちゅうのは、やっぱり一応ある程度想定してやっておられると思うんですが。

○加川福祉保健部次長

令和3年度からの実施事業でございますので、実績等も踏まえまして、令和4年度も引き続きやるということで予算は上げさせてもらっております。

○大田委員

それから、高齢者就労事業において、今47人、なかなか人が集まらないような、令和3年度49人か、されているんですが、たしかこれは令和3年度で締切りになったんですかね。それとも、まだ継続していかれるつもりですか。

○加川福祉保健部次長

高齢者就労事業につきましては、9か所で実施をしておったんですけども、利用者が減少しておりますので、令和4年3月末、3年度中をもって4か所を廃止して、今、5か所に減少となっております。

○大田委員

その4か所を廃止と。そのところの、環境美化、それはどういうふうな補充ちゅうんか、補填というんか、されようとされるんですか。

○加川福祉保健部次長

4か所を廃止したところの状況についてのお尋ねだろうと思うんですけども、その4か所につきましては、それぞれの所管課のほうに管理を戻しまして、それぞれで対応されておるといってございます。

○大田委員

それぞれの所管課に戻して、それで対応すると。残りのところは、今後この高齢者就労支援事業で賄っていくつもりであるよということで、そういう思ってよろしいんですね。

○加川福祉保健部次長

現時点では、この4月をもって5か所に減らしておりますけども、それを実施してい

るところです。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

説 明：温品子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

主要施策の成果についての82ページ、中ほどの産前・産後サポーター派遣事業についてお尋ねします。

令和2年度は利用者が3名、令和3年度は6名ということで若干増えていますが、その理由がありますでしょうか。また、周知方法はどのようになっていますか。利用者の方々は、この事業をどういう形で知ったのかをお尋ねします。

○温品子ども家庭課長

産前・産後サポーターへのお尋ねでございます。

この事業は、先ほども少し説明させていただきましたけど、心身不調や育児負担をお持ちの産後12か月未満の妊産婦を対象に、市内4つの事業所から派遣サポーター業務を委託して、事前訪問の上、相談や育児、家事などの支援を行っている事業でございます。

ただいまお尋ねの利用者が増えた理由でございますけども、この事業は令和2年10月からスタートしたものでございます。したがって、令和2年度の実績は6か月分の実績でございます。一方で、令和3年度は通年で事業を実施しておりますことが大きな理由であると思っております。

また、利用者がどのように今事業を認識しているのかというお尋ねでございますが、一人一人にお聞きしているわけではございませんが、市といたしましては、妊娠届時や職員による訪問時、それから、子ども相談センターきゅっとでの相談対応時、産後ケア利用時など、あらゆる機会を捉えまして周知案内をしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

この時期のお母さんたちは、いろいろと自分のことや赤ちゃんのことで大変ですので、そのように周知の方法がいろいろあって、そちらからお知らせしていただけると利用しやすいかなと思います。

それでは、1人当たり平均何回利用しているのか教えてください。

○温品子ども家庭課長

利用者の利用回数のお尋ねでございます。

本事業は1回2時間以内として、原則20回を限度としております。令和3年度におきましては、6人が69回利用しておりますので、平均で申し上げますと、11.5回となろう

かと考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

1回限りじゃなくて20回まで利用できるというのと、平均11回ということなので、少しそれを利用することで、自分も子供さんもちょっと時間に余裕が持てたり、気持ちが楽になったりすればいいなと思います。

それでは、この利用の内容といたしますか、傾向について分かればお示してください。

○温品子ども家庭課長

本事業の利用の傾向とのお尋ねでございます。

この事業のサポーター内容は、大きく、子育てに関する相談支援、おむつ交換や兄弟との遊び相手などの育児支援、それから、調理や洗濯・買物の補助といった家事支援、この3点がございますが、様々な相談を受けながら、具体的な支援として、令和3年度は8割以上が家事支援を利用されたと、そういった傾向が出ているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

8割以上が家事支援ということで理解しました。なかなかそういうお手伝いがしていただけるというだけでも、すごく助かりますので、今後も引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○田邊委員

子育てをお願いします。主要施策83ページ、決算書113ページ、乳幼児医療費助成事業、これは市が自家用工業用水事業収益として、3年度から行っていくという市長のマニフェストに基づく独自の施策としてでありますけど、先ほども重度障害者のときと同じように、県と共同事業であるというところなんですけど、市はこういった形で努力をされておるというところで、ここにも書いてあるように、導入されたとき、通院月1,000円、入院が月2,000円の一部自己負担額をやられていたんですけど、中ほどに書いてある、平成21年8月の医療診療分から山口県において導入された自己負担分額について、市独自の施策として助成し、無償化を継続しているというところではありますけど、これの影響額、本来は県の制度である以上、県が負担すべきであると思う、この助成に係る市の負担分の影響額が3か年分の状況を教えてもらいたいんですけど、お願いいたします。

○温品子ども家庭課長

乳幼児医療費助成制度とひとり親家庭医療費の県負担分についての市の負担分の対するお尋ねでございます。

まず、乳幼児医療の県負担分のうち、市が現在負担しているものでございますが、令

和 3 年度が728万2,288円、令和 2 年度が646万5,948円、令和元年度が872万2,166円でした。平均いたしますと、3 か年で749万134円が乳幼児医療費の持ち出しというか、でございます。

それから、ひとり親家庭医療費の、現在、市が負担しているところでございますが、令和 3 年度が467万3,781円、令和 2 年度が439万661円、令和元年度が487万3,944円で、3 年間で平均いたしますと464万7,929円でございます。

午前中、福祉総務課長もお答え申し上げましたけども、県が無料化した場合におきましては、この部分について2分の1の補助が受けられるということになりますので、実質、先ほど申し上げた平均で、乳幼児医療費は約374万円、ひとり親家庭医療費は約232万円の負担を担っているというところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

市長会でも、この制度については、いろいろ県に元に戻してほしいというのはあると思うんですけど、こういった形で市が助成しているから、今、乳幼児もひとり親家庭医療費についても無料になっているというところで、これだけの部分、本来は県の制度である以上、私は県には負担すべきであるというところを、もっと訴えてもらいたいというところで、今回こういった影響額が大分出てきますんで、こういったものが財源がほかにも活用できるという観点からは、そういったところをお願いしたいというところをよろしくお願いします。

市長も、この工業用水を活用して、これに使うって書いてありますんで、そういった努力も重々分かっておりますけど、本来の原則は、県が出すべきではないかと私は思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○大田委員

参考資料の7ページ、児童福祉費の委託料763万8,000円の不用額が上がっているんですが、その中で電算システム改修事業委託料719万5,000円が不用額の最大を占めているんですが、委託料で719万5,000円ちゅうのは、ちょっと説明してもらいたいんですが。

○温品子ども家庭課長

審査参考資料の7ページ、児童福祉費委託料763万8,000円の不用額のうち、電算システム改修業務委託料719万5,000円のところの対するお尋ねでございます。

電算システム改修業務委託料につきましては、このたび先ほども少し御説明しました給付金の子育て世帯への臨時特別給付金を支給するために、システム改修委託料の不用額として703万円というのが不用で残ったところでございます。

ただ、この事業につきましては、昨年令和 3 年の12月に制度設計をして、年内中からの支給を開始するという、すごい極めてタイトなスケジュールの中での支給業務となった給付金でございます。

そうしたことから、3月補正での減額はスケジュール的に少し難しかった点もごさいますし、市民に迅速に一日も早く給付するという中で、システム改修費の積み上げ等々をするときに、ある程度大きい、こういった対応でもできる改修経費として予算を計上したところでございます。

その結果、今申し上げたような電算システム改修業務委託料として、719万5,000が不用として残ったというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは、決算書の中のどこら辺を見たら分かるんです。

115ページの右の電算システム改修業務委託料297万円、これに当てはまるんですか。

○温品子ども家庭課長

今、電算システム改修業務委託料719万5,000円として不用額、参考資料のほうで掲示しているのは、委員が言われた子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の電算システム改修業務委託料297万円と、次のページの117ページの上から6行目でございますが、もう一つの給付金、子育て生活支援特別給付金給付事業の電算システム改修業務委託料512万6,000円と。こちらに対する不用額と。予算額に対する不用額ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

これと合わせて約800万円、もらえるくらい719万円の委託料、そんなに委託料、不用額が出るんですか。

○温品子ども家庭課長

先ほども少し申し上げましたけれども、限られた時間の中で、こういった形でも受給者に間違いなくお届けできるようにということで、予算の積み上げのときに結果的に少し余力のあるような状態で予算を積み上げさせていただいて、その後、業者とのすり合わせの中で、最終的にこの程度の不用額が計上されたというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

私もよう分からないんですが、こういうな電算システムちゅうのは最初に、要するに、事業を行うとき最初にシステムのシステム改善、電算システムを改善してやって、それを運用していくというとは私は思っているんですが、それで約半額近い不用額が出るちゅうのは、ちょっと予算が何ぼ急激だったから、予算が何ぼ多ゆうても、ちょっとあまりにも多過ぎるじゃないかなと思っておるんですが。

○温品子ども家庭課長

委員から、予算の積み上げが余剰だったんじゃないかという御指摘ではございますが、お答え繰り返しにはなりますけども、限られたスケジュールの中で支給するというスキームの中で、こういった形でも対応できるような体制での予算計上をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○松村福祉保健部長

先ほど課長も御説明いたしましたとおり、この事業につきましては、国が決定してから支給を行うまでに、極めてタイトなスケジュールで行っております。その際に、システムの改修につきましては、おおむねの金額というものを事業者のほうへ問合せをして、それに見合った額を予算計上するというのが一般でございますけれども、このときにはシステムの開発事業者のほうも、どれだけかかるか分からないというようなことでありましたので、私どもといたしましては、先ほど課長がお答えしましたように、余裕を持った予算を計上するということで、結果的にはこういった不用額というものが生じたというところでございます。

○大田委員

それと同じように児童委託料、扶助費にしても同じなんですが、委託料にしても、その下の2,054万4,000円ですかね、えらい金額が太い金額がざっと不用額で並んじょるんですよ。そこんところを、もう少し説明してほしいんですがね。

○温品子ども家庭課長

すみません、もう一度お願いできますか。

○大田委員

その下の、今763万8,000円から下の足して3,596万8,000円、扶助費が2,058万5,000円、委託料が1,132万5,000円、その下のが2,054万4,000円という太い金額の不用額が上がっちゃるんです。その説明をもっとゆっくりとしてほしいんですがね。

○温品子ども家庭課長

不用額のところに対する詳細な説明をとのお尋ねでございます。

まず、児童福祉総務費負担金補助及び交付金の3,596万8,000円につきましては、内訳を見ていただきますと、一番大きなものが1行目の一番右、子育て世帯への臨時特別給付金、これが3,375万円という、ここが大きく占めているところでございます。

これにつきましては、先ほど部長からも、極めてタイトなスケジュールで支給に向かっていったということで御説明させていただいたんですけども、これも当初、支給者数を7,200人と見込んでいまして、実績が6,861人であったというところでございます。

この給付金で申請が必要である高校生の養育世帯や、また、あと公務員の世帯など、

こちらの持っている情報だけで予算が積み上げられるというところがない、難しいところもございましたことから、こういった余剰が出たというところで、タイトなスケジュールの中で、これ以上の精緻な積算は困難であったというふうに思っております。そこは御理解を頂きたいと思います。

それから、扶助費の2,058万5,000円につきましては、1行目の右側、乳幼児医療、それから子ども医療費、それから2行目の一番右、ひとり親家庭医療費等ということで、要はセーフティーネットの部分での、必ずその辺はセーフティーネット、守れるだろうというところで、やはり予算要求等で、少ししっかり不足することがないようにということで計上させていただいたものでございます。この辺は御理解いただければと思います。

それから委託料の1,132万5,000円でございます。これにつきましては、1行目の一番右、病児保育事業委託料が451万1,000円というところの不用が出ております。新型コロナが長期化する中で、病児保育、現在本市では梅田病院に受けていただいておりますが、産科医院ということで、今その辺りの受入れ体制がまだ十分追いついてないというか、やはり、慎重を期しているというところがございます。そういったところから、年間の利用者の減少に伴う、そういう不用額が出たものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

その下の2,054万4,000円もお聞きしたいんですが、委託料の、病児保育事業委託料の451万1,000円の御説明頂いたんですが、私立保育所保育委託料604万8,000円、これは私が想像するには、極端な言い方すりゃ、1,000人の病児保育をしておるところ600人しか来なかったからという感じの、余ったんじやろう、不用額が出たんじやろうと思うんですが、そのような感じでございますか。

○温品子ども家庭課長

私立保育所保育委託料についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、先ほど説明の中でお話しさせていただきましたけれども、私立の保育園につきましては、児童数自体は、今増えているところでございます。ですので、支出自体は増えておりますが、市の積算として、給付費として想定したときに、本市の見込みより実際の給付額が下回ったというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

私、頭が追いついていかんのですが、人間が増えたが、給付費減ったという答弁じゃったように思ったんですが、それ間違いないですか。

○温品子ども家庭課長

再度お答えいたします。決算書117ページ、こちらのほうに、私立保育所保育委託料

ということで、令和3年度決算8億4,905万2,000円というので計上させております。これにつきましては、令和2年度決算と比べまして、1,375万円ぐらいの増となっております。ですので、支出自体は増えているんですが、こちらの予算の、3月末の3月補正とか、タイミングのときに、予算計上の調整の中で、見込みが少し余剰で見込んだというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

その下の2,054万4,000円の不用額は、8ページの一番上の。

○温品子ども家庭課長

児童保育費の負担金補助及び交付金の2,054万4,000の不用額、こちらについてのお尋ねでございます。

これも1行目の一時預かり費1,020万5,000円と、延長保育費462万4,000円、この辺が大きな数字の原因となっているものでございます。どちらも利用者数が見込みより少なかったと、延長保育と一時預かり、そういったものがあつたというところではありますが、施設園、例えば、令和2年度と比べて、例えば私立保育所の休園とかそういったものもございまして、その辺の予算の積み上げ等々の中で、不用額がこの程度出たといったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

見込み減ということで、理解をしようと思っています。

2つは、主要施策の成果の94ページ、中段に給食調理業務の民間委託というのがあるんです。平成30年10月から浅江東保育園、みたらい保育園の給食調理業務について民間事業者に委託していますと、こういうふうに書いてあるんです。これはどのような方法で民間にされたのか、またその民間の業者には、どういうふうな安全・衛生面を気をつけてもらっているようにしているか、分かりましたら教えてください。

○温品子ども家庭課長

給食調理業務の民間委託でございます。この主要施策のほうに書いておるように、平成30年10月から浅江東・みたらい保育園の調理業務を民間委託したところでございます。

お尋ねの決定方法でございますが、公募型プロポーザルを行いまして、平成30年10月から令和4年3月までの長期継続契約を締結し、現在の業者をお願いしているところでございます。

○大田委員

公募型プロポーザルか、これやったら、浅江東とみたらい保育園は両方で違うわけだ。

○温品子ども家庭課長

2園、1回のプロポーザルで決めております。2園の調理委託業務ということでプロポーザルを実施しております。

以上でございます。

○大田委員

これは何者ぐらい応募があったんですか。

○温品子ども家庭課長

申しわけございません。平成30年のプロポーザルの何者と参入したかというところについて、今、資料を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○委員長

この件は、本委員会中に報告ができそうですか。できれば委員会の最後にでも、報告をよろしくお願いします。大田委員、それでよろしいですか。

○大田委員

2,200万円も出しているんですから、すみませんが、よろしくお願いします。

それから、決算書の119ページ、保育園運営費の中に、会計年度職員給3,700万円とそれからその下のところ、保育所管理事務費会計年度職員2,400万円という金額が上がっているんです。一般職員も雇われている、会計年度職員がやらなくちゃいけないようになっているんですが、そこ割合というのは、要するに、一般職員よりも会計年度職員のほうが多いように、背景からうかがえるんですが、やっぱりそういうような事業になるわけですか。保育園事業としては。

○温品子ども家庭課長

保育園の給与のお尋ねでございます。決算書119ページの職員給与等でございます。その下に一般職給、こちらが正規職員の給与ということになります。その下の会計年度任用職員給、こちらがフルタイムの会計年度任用職員の給与となって、保育士17名、調理員2名の給与はこちらでございます。

委員言われた保育所管理事務費の会計年度任用職員報酬2,463万7,000円、こちらがパートタイム会計任用職員、保育士27人、調理人1名の給与がこちらといったことになっております。

以上でございます。

○大田委員

保育所だから要するに一般正職員よりも、会計年度職員はパートやら職員のほうが多いから、そういう職場ですかねとお聞きしているんですが。

○松村福祉保健部長

それぞれの施設の職員配置ということになりますので、いろいろな考え方があって、全てを正職で賄うというような考え方もありますし、一部については、会計年度任用職員を雇用するということのようなこともあろうかと思います。

現時点で、本市といたしましては、こういった職員体制で保育を実施しているというところではありますが、いずれにいたしましても、保育士の資格については、調理員とかを除いては、保育士資格を持った職員で保育に当たっているというような状況にあります。

以上でございます。

○大田委員

仕方ないのかなという感じもしないでもないんですが、そこんところ一般職員、正規職員、あれもいろいろ採用に対しても、いろいろ困難なところがあるのかなというのも分かるんです。だからこういう職種のところにおいては、会計年度職員がやっぱり必要なのかなとも思っておるんですが、どうかちやうんで、そこが思いをお聞きさせていただいたわけなんです。そういうように、今後とも、なるたけなら正職員がちゅう思いはありますから、そののところがしっかりよろしくお願いします。

今話題になっている、全国で園児バスの置き去りに関する事故が発生しております。決算上には、その児童の送迎にかかる費用というのは、どこにも計上されていないんですが、そののところが教えてもらいたいと思うのですが。

○温品子ども家庭課長

園児の送迎にかかる経費についてのお尋ねでございます。現在、公立の全ての幼稚園、保育園につきましては、送迎バスを有しておりません。保護者の皆様方に自家用車などで送迎いただいているところでございます。したがって、現在、園児送迎に係る経費等は計上しておりません。

以上でございます。

○大田委員

公立の幼稚園やら保育園はそういうバスを持ってないから、保護者の方が送ってもらうようにしておるというような答弁でしたが、そこんところは了解したんですが、決算書には正規職員や会計年度職員給与が計上されており、基本的には園児が登園した際の確認、正職員や会計年度職員、確認というのはされていると思うんですが、園児の確認作業は、登園確認やら、要するに今から始まりますよという確認は、どのようにされているのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○山野井子ども家庭課保育指導担当課長

園児の登園確認については、基本的に保護者の方が付添い、担任や職員に引き渡していただくようお願いしております。そして、全体の保育開始前に、各クラスごとに、

必ず出席状況を園長か主任に報告することとしております。なお、欠席の場合は、保護者から電話等で連絡をいただくことになっておりますが、連絡がない園児については、園から保護者へ電話で確認することとしています。

さらに、今月からはこれらの対応に加えて、ＩＣＴ機器等を使って確認することとしており、子どもたちの安全確保に万全を期してまいります。

以上でございます。

○大田委員

今答弁したときには、必ず先生が受け取る、それで最初に授業のときには、先生から主任やら園長のほうに連絡すると、そういうような安全の形態が取れているというような答弁がございましたが、どうしてもあの最初、授業と授業の間に休憩がありますから、休憩の終わった後、授業が始まるときには、もう一度再確認するようにして、今、話題になっちょる、確認がなかったから、ああいうな悲惨な事故があった。だから大事なお子様を預かっておられるんだから、授業の前、最後のところ、そねえなときには安全確認を、ぜひとも確認して今後とも事業運営に行ってください。よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

決算書133ページ、主要施策の成果が114ページの産後ケア事業についてお尋ねします。産後ケア事業成果のほうの真ん中のあたりの段のところなんですけれども、令和3年度のショートステイ延べ23人、令和2年度16人、デイサービス延べ6人、令和2年度2人の利用がありましたということで、利用が増加していますけれども、要因についてお示してください。

○田中健康政策担当次長

産後ケア事業については、平成29年度から実施しているものでございますが、令和3年度から母子保健法の改正により、本事業が法制化されるとともに、対象者を4か月未満から出産後1年を経過しない女子、乳児に拡大したこと及び市外医療機関での利用も可能としたこと、さらに産後うつ傾向の方が産婦健康診査や保健師訪問による産後うつ支援などの実績から、増加傾向にあることなどから、利用者が増加したものと考えております。

以上です。

○早稲田委員

母子保健法が変わったということと対象も拡大したということ、それから市外も対象

になったということも要因であるということで、またあのコロナ禍もあると思いますので、また今後も周知を徹底して、引き続きをお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

主要施策の成果が115ページ、一番下のところ（ケ）のところの5歳児発達相談事業についてお尋ねします。まずこの事業の概要についてお示してください。

○田中健康政策担当次長

5歳児発達相談事業についてですが、幼児期は子供の成長発達が大変著しい時期です。この時期の健診としては1歳6か月児健診、年少時期の3歳児健康診査、年長時期の就学児健康診査がありますが、本事業はそのほざまとなる年中児を対象に、適切な支援を行うことで、子どものよりよい育ちを支援することを目的に実施している事業でございます。

また、本事業は幼児期から就学期へのつながる支援となる事業のため、健康増進課、子ども家庭課、学校教育課の連携の下、関係各機関の協力を得て実施しているものでございます。

事業内容としては、年中児の保護者に、保育園、幼稚園などを通して、発育発達や子育てに関する約60項目のアンケート調査を相談票という形で実施し、その結果、発達の気になる子どもや保護者に対し、その相談内容に応じて、医師や心理師、言葉の発達支援の専門家などの個別相談などを行い、その後の子どもの育ちを支援していくという事業でございます。

以上です。

○早稲田委員

年中さんに対応する相談事業ということで、60項目のアンケートを取られて、引き続いていろいろ支援してくれるということなんですけど、こちらの成果のところに書いてある文章を見ますと、相談事業の目的である発達障害の早期発見、早期支援を図ることを目的に、とありますけれども、実際そういったことの支援につながる可能性がありますでしょうか。

○田中健康政策担当次長

主要施策の成果の116ページの上の表の右側にあります、令和3年度の実績により相談票を回収した367件については、相談票を記入することで、年中の時期の子供の成長発達について振り返る機会になるとともに、相談を受けられた54人中50人は相談後も引き続き、保健師や学校教育課その他療育機関等がサポートを行っていますので、早期支援につながったものと考えています。

以上です。

○早稲田委員

そうですね。相談実施者数は54人に対して、継続支援が50人ということで、かなり継

続を求められておられまして、いろいろな教育機関とかに連携して、引き続き続いているということで、実際にはそういった支援につながっていると考えます。

それでは、また115ページに戻りまして、一番下から2行目のところにペアレントトレーニング講座を2回実施し、と書いてあるんですけども、この講座はどのような内容なのか教えてください。

○田中健康政策担当次長

この講座は育児学級という関係のもので、育児褒め方講座として実施しています。子供は発達途中ですので、もちろん未熟な部分も多くありますが、育児中には子供の気になることばかりが目について、叱ってばかりになり、そのことが保護者のストレスとなると同時に、子供を萎縮させるなど、よくない循環に陥ってしまうことがあります。

子供の行動には好ましい行動も必ずありますので、本講座では、保護者が子供の好ましい行動を見つけて、子供を褒める方法を身につけるという内容のもので、親と子供共々が、共にいい方向に向かうヒントを得られる講座内容となっています。

以上です。

○早稲田委員

5歳児というのは、今答弁にありましたように、本当、どうしても叱ってばかりになってしまう年齢ですので、お母さん方も改めてこう褒め方講座を受けて、ちょっとそういったヒントを見つけるというのもいいかなと思いますし、実際に、ここには延べ29人が参加しましたということで、自分だけがそんなふうになっているのではなくて、5歳児を持つお母さんたちが、お互いにお互いの気持ちを理解し合える場にもなるのかなと思います。引き続き、この講座を続けていただけますようお願いいたします。

○田邊委員

予算書133ページ、一番上、がん検診、4,808万7,000円、主要施策の成果は109ページです。がん検診受診率向上に向け令和3年度末にかかりつけ医での検診、セット検診の推進というところなんですけど、このセット健診の推進によって増えたんですか、減ったんですか、このあたりはどうなんですか、どういった所感は捉えております。そのあたりを教えてもらいたいんですけど。

○田中健康政策担当次長

セット検診といいますのは、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診などを、同じ日に同じ病院で、セットで受けていただくように、予約の際に医療機関のほうに便宜を図っていただくというような内容でございます。

このセット検診については、令和3年度も引き続き実施したというところでございますので、令和3年度新たに実施して受診率が伸びたという形ではないものでございますが、セットで受けていただくということで、それぞれの検診の受診率が上がるようにということであの続けている事業でございます。

○田邊委員

今の検診を受けるのに、セット検診の方のほうが多いんですか、それとも単独のほうが多いんですか。

○田中健康政策担当次長

セット検診を受ける方のほうが多いか、単独が多いかという部分については、データを持ち合わせておりません。医療機関におかれましては、できるだけ同じ日で希望される方はセットでということをお願いしていますが、医療機関の体制上、なかなか難しいという医療機関もございますので、こちらのセット検診については、全ての医療機関で対応できるという形でもないという状況でございます。

○田邊委員

109ページの書いてある骨粗しょう症の集団健診などを、セット健診になるわけなんです、がんだけが。

○田中健康政策担当次長

骨粗しょう症の検診につきましては、主要施策の成果111ページの（オ）のほうに記載しておりますが、40歳から70歳の5歳刻みの年齢という縛りがあるということと、あと今現在、集団検診しか実施しておりませんので、医療機関で受けていただくセット検診の中には含まれておりません。

以上です。

○田邊委員

分かりました。先ほど言われたのは、令和2年度よりは受診率は、受診者は増加していると言われたんで、その増加によって、がんの早期発見を努めてください。

以上です。

○大田委員

131ページの一番上、予防接種健康被害給付金10万2,580円、今説明を受けたんですけど、4件の申請があって2件が認定を受けて、給付金を支払ったとあったんですが、あとの2件は申請されなかったんですか。認定されなかったんですか。

○田中健康政策担当次長

あとの2件の方ですが、令和4年度に入りまして、認定を受けまして、給付金を令和4年度に支払っております。

○大田委員

一遍に4件受けて2件の方が3年度で、2件の方が令和4年度に入って認定を受け

たということですが、申請から認定までというのは、それぞれ期間がどういふふうにかかったのか、ちょっと教えてもらいたいですけど。

○田中健康政策担当次長

この4件の方ですが、令和3年度中に、時期をずらして申請をされたということですが、申請から認定までの期間ということですが、市では、申請を受けた際に提出書類を確認して、予診票や経過概要など、自治体のほうが用意する書類が整い次第、速やかに国に進達するようにしておりますが、申請から国の認定通知を受けるまでの期間は、一番初めに申請された方は5か月ですが、だんだん時間がかかるようになりまして、その後は6か月から9か月の期間を要しております。

○大田委員

5か月、次が6か月、9か月、ばらばらなんですけど、それで申請されたんですが、申請すりゃ、どのような書類が必要なのか。

○田中健康政策担当次長

申請時に必要な書類ということですが、給付の種類によって必要な書類というのが異なってきますが、医療費・医療手当の給付の申請では請求書と、医療機関で書いていただきます受診証明書、診療録、また医療機関で発行された領収書などが、請求者に準備していただく書類となっております。

○大田委員

医療費と医療手当の申請だけではなくて、請求書と受領証明書と診療録、領収書必要、今、ちらっと言ったのが、もう少しそのところ、詳しく教えてもらえませんか。

○田中健康政策担当次長

こちらの健康被害救済制度につきましては、給付については医療費、医療手当の給付申請のほか、障害年金とか障害児養育年金等の給付のいろいろな区分がございます。

先ほど申し上げたのが、そのうち医療費・医療手当の給付の申請で必要になる書類ということですが、請求書と受診証明書、これは医療機関のほうで書いていただくようになります。診療録、これは医療機関のほうでコピーを取っていただくようになります。と、医療機関で発行される領収書というようなものが準備していただく書類となっております。

○大田委員

それはどこの医療機関でもいいですか。それとも何かこの病院ではないといけんという指定があるんですか。

○田中健康政策担当次長

医療機関においては、接種後の副反応ということで、かかれた医療機関、またはかかりつけ医院等になろうかと思います。

○大田委員

ワクチンを受けた病院か、かかりつけの病院、ということは、かかりつけの病院、どこの医療機関でもいいという解釈を私はするんですが、それでよろしいんですか。

○田中健康政策担当次長

そのような形で、診療を受けた医療機関という形になります。

○大田委員

それは分かったんですが、令和3年度でワクチンを受けられて、市に申請があった健康被害救済の方も病状や経過について、どのようになっているかちょっと教えてもらいたいんですが。

○田中健康政策担当次長

症状等の詳細につきましては個人情報に関わるので、お答えは差し控えさせていただきますと思いますが、4件とも即時型といいますか、接種してすぐ症状が現れるタイプのアレルギー、体調不良などの健康被害による申請となっており、治療により1日から2日で症状は改善されて、その後に給付申請を申請されているという状況でございます。

○大田委員

それは1日か2日で病状改善されている、それでも健康被害救済金を、給付金を受けられたということでございますが、健康被害給付金の周知は、どのようにされているんですか。

○田中健康政策担当次長

こちらの周知につきましては、接種案内に同封する新型コロナワクチン予防接種の説明書に必ず記載し周知しているほか、ホームページ等でも掲載しているところでございます。また相談があった際には、随時対応を行っております。

○大田委員

予防接種のところに書いちゃった、私は見てないんです。書いちゃるとこ分からなかったんですが、相談があったときには、対応されるということでございますが、今まで接種で、市内で何件くらい、そのような副反応報告があったのか、分かったら教えてもらいたいんですけど。

○田中健康政策担当次長

ワクチン接種後の副反応の報告については、接種された医療機関が予防接種法及び薬

事法に基づいて、国の医薬品医療機器総合機構に直接報告を行い、その情報を整理し、厚生労働省の審議会で評価されるという流れになっておりますので、市内における副反応報告数の把握は、今現在できておりません。

○大田委員

薬事法に基づく国のほうに報告直接行っているから、分からないと、今市内においては分からないということなんですか。もう一遍ちょっと。

○田中健康政策担当次長

接種医療機関のほうで、国の独立行政法人の医薬品医療機器総合機構に直接報告を行い、そちらの機構から厚生労働省のほうにさらに報告がされ、また厚生労働省でその内容について、専門部会で審議されるというようなものになっております。

○大田委員

そうすると、これが今、10万2,580円給付、令和3年度の決算でされたんですが、この10万2,580円ちゅうのは、国から来たから、その人に払うから分かったような感じですか。

○田中健康政策担当次長

健康被害救済制度により、今回お支払いをしたところでございますが、この健康被害救済制度については、お住まいの自治体に申請していただいて、申請した自治体から国のほうに進達をしまして、国のほうの専門部会で審議されるという流れになっております。

一方、副反応の報告というのと、健康被害救済制度は全く別のものになりまして、副反応というものを診察した医療機関においては、国の機構のほうに直接報告を行うというようなものになっておりますので、副反応報告と健康被害救済制度は別の制度ということで、御理解をいただければと思います。

○大田委員

分かりました。健康被害があった場合は市のほうからと、副反応に対しては、医療機関からあれが国の方に持っていくということでございます。今後とも、5回目もあるみたいですから、しっかりと対応していただくように、よろしくお願いいたします。

それと、主要施策の成果についての114ページですか、プレママ母親教室家族学級というのが載っているんです。令和元年から令和3年度、令和3年度より新たな3つのサークルができましたとなっているんですが、これをちょっと詳しく説明してほしいです。

○田中健康政策担当次長

プレママは、妊婦さんとその家族を対象とした母親教室家族学級で、毎年1講座3回

のコースで年間4回開催しておりますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4回のうちの1講座を中止しております。

御質問のサークルについてですが、このプレママの講座はおっぱい育児スタート講座として、保健師、管理栄養士などが講義を行いますが、同時に参加者同士の交流の機会を持っており、講座修了後には同じ時期に出産を迎える仲間として、講座参加者に育児サークルを立ち上げていただき、講座終了後も交流を図り情報交換をされているところでございます。

○大田委員

情報交換されているんですが、この図から見ると、プレママ参加者実数が56、36、30とだんだん減っているんですが、令和3年に新たに3つの育児サークルができましたと書いてあるんですが、結局3つサークルができたんですか。

○田中健康政策担当次長

参加者数は減っておりますが、先ほど御説明いたしましたように、1回の講座で1つのサークルを、その参加された方たちで立ち上げていただいているという流れになりますので、令和3年度は3講座実施いたしましたので、それぞれの講座の参加者において、3つのサークルが立ち上がったという流れでございます。

○大田委員

私、勘違いしとった。1年に3回、今回3回やって、3か月、全部同じ人が来るんかと思ったら、そうじゃなかったんです。1回ずつ違う人が、同じ講座をする、やるということです。そうですね。

○田中健康政策担当次長

あの1回の講座ごとに、参加者は異なります。

○大田委員

要するに、妊婦さんが、そういうふうに参加してから、友達をつくるちゅうことはええことであると思いますから、もっと啓発活動を進めていってもらいたいと思います。

それから、決算書の135ページ、大和保健センター管理運営事業51万円上がっちゃうんです。これの使用状況というのはどうねえんですか。

○田中健康政策担当次長

大和保健センターの使用状況という御質問でございますが、大和保健センターは現在、一部を大和病院の院内保育で使用しております。また近年は新型コロナワクチン接種の開始に伴って、あいぱ一く光内にワクチン保管等の場所を設置するために、災害用の消毒に関する物品や備蓄用のマスク、ガウンなどの物資の置場として、一部を使用しているという状況でございます。

○大田委員

それはコロナワクチンの保管場所とするため、これはよりごく最近だろうと思うんです。合併してからほとんど使われていなかったんじゃないかと、私は思っているんです。

コロナ禍に、大和病院院内保育所を開設して使用されているというように、今答弁があったと思うんですが、その院内保育所の使用料ちゅうのは、徴収されているんですか、されてないんですか。

○田中健康政策担当次長

院内保育の使用料についてでございますが、光市行政財産使用料条例第3条第1項により、地方公共団体、その他公共団体が公共用に供するために使用するときの規定に基づいて、使用料は免除としております。

○大田委員

行政財産申請によって、使用料は無料にしておるということでございますが、管理料負担ちゅうのはないんですか。管理するのに50万1,000円、51万円も管理している、負担ちゅうのはないんですか、どうなんですか。

○田中健康政策担当次長

大和保健センターの管理に関する費用のうち、光熱水費については使用した電気の消費量を基に、院内保育分の電気代を計算して、請求して徴収しております。そちらについては、決算書の53ページの衛生費、雑入の備考欄の2段目、衛生費、雑入の7行目の電気使用料13万4,622円が院内保育のほうから徴収している電気代の負担分という形になっております。

○大田委員

今の答弁で電気使用料の13万4,622円と、光熱費として取っておられると。総務のほうでは光熱費は35万7,296円支払っていると。それで、13万4,000円じゃけえ21万何がしは福祉のほうが払っているということになっておるんですが、ちょっと値段が高過ぎるんじゃないんですか。

○田中健康政策担当次長

光熱水費の35万7,296円についてでございますが、このうち業務用電力の電気基本料金が年間17万3,766円かかっております。院内保育分の電気料は、先ほど申しました13万4,622円、その他の共用部分の電気代というのがまた別にかかっておりまして、こちらが年間4万8,908円となっています。

以上です。

○大田委員

基本料金17万何がしで、電気使用料が年間4万何がしという答弁じゃったと思うんですが、大和保健センターというのは、主に大和病院の院内保育で使用していると私は思っているんです。電気基本料金やら害虫駆除委託料やら防火施設点検料なんかが挙げられておられるんです。全て税金で払われているんです。税金となる市費で払われているんです。大和病院からも院内保育所使用されているんだから、大和病院から相応分負担すべきではないかというふうに私は思っているんです。また、大和病院が全部引き取ってもいいんじゃないかなと思っているんですが、その検討などはされたのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

大和病院のほうで、院内保育に大和保健センターを使用されだしたのが平成23年度からでございます。その平成23年度当初に、電気使用料そのほかの負担割合については協議をしまして、現在の負担の状況となっているというところでございます。

○大田委員

平成23年度から院内保育されたから、電気使用料だけを負担しちよると、今そういうふうなんです。保健センターは大和病院が併設されているので、大和総合病院に引き取ってもらったほうが私はいいと思うんです。今現在はコロナワクチンの保管場所になつとるというんですが、ずっと空いていたんです、使用していない状況だったんです。今後、ずっと福祉部がずっと管理だけして、費用をかけていって行くのかというのを私は思っている。それはないだろうと思うんですが、そのところはどのようにお考えですか。

○松村福祉保健部長

大和保健センターを今後どのようにするかというようなお話ですけれども、これまでもいろいろと検討はしておりますけれども、今回は決算の審査でございますのでお答えを差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、委員の御発言、御意見として承っておきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

決算審査だから今後の方針は答えられないと言われたんですが、大和病院と平成16年から合併して現在まで十何年間ずっと福祉部が払っているんですね、管理料。そのところを何遍ぐらいそしたら協議されたんですか。

○松村福祉保健部長

申し訳ありません、回数については記憶しておりません。

以上でございます。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○田邊委員

決算書129ページ、主要施策は105ページをお願いします。新型コロナウイルス接種体制確保事業等業務委託なんですが、105ページの（6）臨時特例接種新型コロナウイルス接種事業について、ここで令和4年3月27日時点で初回接種は82%、次の106ページの表にあります。それで、2回目接種は81.1%となっております。そして、3回目接種が全体で53.2%。これ64歳以下の34.4%について、これ集団接種というのが1回、2回にあって1万4,032人と受けておるんですけど、3回目接種では集団接種はなかったんです。この時点で3回目接種の率が53.2%なんですけど、3回目接種の受診率については、どうお考えかというところをお願いします。

○田中健康政策担当次長

3回目接種については、令和3年度の途中に実施が決まりまして、12月に医療従事者の接種から始まりまして、1月中旬以降が高齢者の接種に移っていったというところがございますので、こちらの3回目接種については、まだ3年度末は実施の途中という形になっております。それで、この時点では53.2%という接種率ということでございます。

○田邊委員

1回目接種の集団接種は何か兼ね合いがあるんでしょうか、その実施率のパーセントに、80%を超えたようなこのパーセントに、1万4,032人というところ。

○田中健康政策担当次長

1回目の集団接種というところですが、1、2回目の集団接種につきましては、あいぱ一く光での集団接種、また、企業等での集団接種ということを実施いたしまして、御承知のように1、2回目接種については、光市においては大変速いスピードで進んでいくということの一助になったと考えております。

○田邊委員

3回目については、集団接種とかというのは別に考えてはないと、国のほうも示しはない、そういったことについての方向性は何もないんですか。

○田中健康政策担当次長

3回目接種の集団接種については、国のほうといたしますか、他の自治体では集団接種も取り入れてというところもございますが、3回目接種自体が2回目が終わってから5か月たった方という対象者の縛りがございましたので、集団接種より個別接種を中心に行ったほうが効率的であるという判断のもとに、医師会等とも調整をいたしまして、3回目接種以降は、個別接種を中心に行っているという状況でございます。

○田邊委員

今後は、あいぱ一くでのそういった集団接種を行うようなことはなくて、医師会との協議の上で個別接種の方向でいくような考え方というところでもありますか。

○田中健康政策担当次長

集団接種、個別接種の実施状況というところにつきましては、またその都度、よりよい方法でという形で医師会と協議を進めていきたいと考えておりますが、前回の接種からやはり接種間隔等の縛りがある場合は、個別接種という形で進めていったほうが、効率がよいということは考えているところでございます。

○田邊委員

今までオミクロンに効きやすいような、4回目接種の場合はそういった縛りがない場合、早めに打って、やっぱりそういった確保してもらおうというところで、この集団接種もまた検討もお願いしたいというところで、以上です。

○委員長

最後に、福祉保健部所管分全体を通して、質疑を行いたいと思いますが、最初に執行部の方から、これまでの審議について報告事項があったと思いますので、お願いいたします。

○岡村福祉総務課長

海浜荘のアスベスト含有についての検査方法につきましてはですが、JIS A 1481-1という検査で、検体を取り出して実体顕微鏡と偏光顕微鏡でアスベストの含有の有無を判定します。

○大田委員

検査方法についてもう一遍。

○岡村福祉総務課長

検体を採取して、それを実体顕微鏡と偏光顕微鏡で観察をして、アスベストの有無を確認するというものでございます。

○大田委員

その採取方法は。

○岡村福祉総務課長

採取方法につきましては、同じ素材が外壁であれば使われておりますけど、複数箇所検体を取って、採取して検査をするというふうに。

○大田委員

それは、検査員が現地に来て検体を取るの。

○岡村福祉総務課長

そのとおりでございます。

○大田委員

それで設計委託料も結構高いものになったということになるわけですが、そこで普通の、今度は解体になって3,200何がしの予算、令和4年度に繰越しされたんですが、そこで今度はその除去方法について、今ビニールシートを外壁の場合はやってやるというようなあれで、あそこの除去方法については、どのようなやり方をするようになっていたですか。

○岡村福祉総務課長

除去方法については先ほども申し上げましたが、内装材については、窓を閉め切った状態で、集塵機がついた機械で飛散ないように削り取ります。外壁については、足場を組んで、ビニールシートで覆い、粉塵が飛散しない状況になるように、さらに外壁をビニールシートを覆った上で、集塵機がついた機械で飛散ないように削り取る工法で設計をしています。

○大田委員

そういうふうに、アスベストに対しては細心の注意を払わなくちゃいけないわけですよ。だからそれによって要するに削り取るんでもその特殊な機械でもってやるというふうになるから解体費用も高くなったと、そういう説明してもらえればよかったんですが、ただ3,200何がしの予算、ただそれだけの説明であったので、いろいろ聞いてみました。今後ともそういうふうに説明をお願いします。

○委員長

執行部から、もう1件あったと思いますが。

○温品子ども家庭課長

保育所給食調理等の業務委託に係る公募型プロポーザルで何社の応募があったかというお尋ねでしたが、3社の応募がございました。

○大田委員

3社の応募があつて、その公募したところ、市が審査すると思うんですが、何人ぐらいの方の審査で決まったんでしょうか。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの公募型プロポーザルの審査員数とその点数等につきまして、すみません、今

すぐお答えすることができません。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに公募型プロポーザルでやられて、3社応募があったと。今度は3社うち多分1社だろうと思うんですが、今度みたら保育園が閉園になるという具合には、どのいうふうな契約をされるのかな。それは予算のときに聞くのかな。ここでは聞けないのかな。

○委員長

これは、ちょっと先のことになりますので。

○大田委員

それは今度また聞くから、そのときにはちゃんと資料そろえちゃってください。

公募型プロポーザルでやって、保育園児のために一生懸命やってくださっていると私はそういうふうに思っていますから、今後とも、そのような業者に対しても、いろんな助言なんか与えてやって、今後ともやってもらいたいと思っています。

○大田委員

主要施策の成果の110ページ、国庫補助対象事業、子宮がん検診、子宮体がん検診は、子宮頸がん検診受診者のうち、ハイリスク者の希望する者に実施しましたとここに書いてあるんですが、これは子宮頸がん検診と乳がん検診の表があるんですが、ちょっとこの説明をしてもらいたいと思うんですが。

○田中健康政策担当次長

子宮体がん検診と頸がん検診についての御質問ということでございますが、国庫補助事業というのは、その下のまた別事業になりますので、全体の子宮頸がん検診と体がん検診ということでお答えをさせていただきます。

子宮頸がん検診については、子宮の入り口に発生しやすいということで、20歳からが頸がん検診の対象になっておりますが、子宮体がんというのは子宮の中に発生するがんということですが、こちらについては、比較的50歳以降に罹患率が高まるということになっていきますので、子宮頸がんを受ける方のうち、問診により体がんのリスクが高い方を対象に、頸がんと併せて体がん検診を実施できるというような形でございます。

○大田委員

今、子宮体がん検診受けるときに子宮頸がん検診を一緒にやると、今、その前の説明では、子宮頸がんは20歳ぐらいからの入り口であると、子宮体がんは50歳ぐらいの医療というふうなじゃったと思うんで、その後並行して受けるようなちょっと答弁じゃったと思うんですが、もう一遍すみません、そこのところ。

○田中健康政策担当次長

子宮頸がん検診と子宮体がん検診は、場所が違いますが、子宮頸がん検診を受けていただいた方の中で、ハイリスク者に体がん検診をお勧めして、御了解が得られた場合に子宮の中側の体がん検診も併せて実施するというような形になっております。

○大田委員

分かりました。それで、今ここに表にあるのは、子宮頸がん検診と乳がん検診の表なんですよね。体がん検診の表というのがないんですよ。だから子宮頸がんも受診率が6.3%、6.8%、9.1%と少しずつは伸びるんですが、ちょっと少ないような感じを覚えるんです。また、乳がん検診もあんまりそんなに進んでないと思うんですが、それにプラス肺がん検診もあるということですね。

○田中健康政策担当次長

こちらのイの国庫補助対象事業再掲といいますのは、アの上の表の受診者の中での再掲になりますが、このイの国庫補助対象事業の対象者は、子宮がん検診は20歳になった次の年の方で、乳がん検診は40歳になった次の年の方、この年代の方に無料でそれぞれ検診を受けていただけるという事業ですので、こちらのイの検診の事業と上の事業とはまたちょっと別のものになります。

○大田委員

じゃけえ下の図は、国の費用で無料で受けられると、上の図は、個人負担費がかかりますよ、それでその表が載っているという解釈ですか。

○田中健康政策担当次長

上のアのがん検診受診者等につきましては、全体の受診者数、受診率等を掲載しているものでございます。イの国庫補助対象者の事業については、再掲という形になりますので、アの実数の中にも含まれておりますが、イは国庫補助対象者で、自己負担額が無料になる対象ということで、再掲をしているものでございます。

○大田委員

アの子宮体がん検診のは受診率書いてないんです、ゼロと私は思うので、受診された方がいないんじゃないかなと思っておるんです。それに加えて国庫補助の子宮頸がん検診の無料のところ、乳がん検診の無料のところもそんなに伸びてないから、何か啓発活動か周知されるのがもう少しあったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そのところはどういうふうにご考えておられますか。

○田中健康政策担当次長

アのほうの受診者数等の表の3段目の中ほどの子宮体がん検診ですが、一番左のとこ

ろが受診者数になっております。ただし、この受診者数といいますのはハイリスク者、全ての方が対象というわけではありません。ハイリスク者を対象にしていますので、分母が取れませんので、受診率が掲載できないということで、受診率のところが空白になっているという形でございます。

○大田委員

そうすると、要するに子宮頸がん検診が令和3年度だったらアのところは12%、乳がん検診は11.8%、無料になると対象者がえらい少ないんですよ。そこはどういうふうに考えるんですか。

○田中健康政策担当次長

イの国庫補助対象事業については対象者が限定されておりまして、自己負担額が無料になるというものでございますが、子宮頸がんは20歳になられた次の年ですから、21歳になる年の方が対象ですので、その人数が219人という対象者数であったということでございます。

○大田委員

でも、子宮頸がんは、これは13歳から21歳ぐらいまでが受けられたことということですか。

○田中健康政策担当次長

イの国庫補助対象事業で子宮頸がん検診を受けられた20人の方は、21歳になる年に自己負担額無料で子宮頸がん検診を受けられた方が20人という形でございます。

○大田委員

だから、この21歳になるという対象者が令和3年度でいったら219人でしょう。で、受けられた方が20人。それじゃあ、アのほうによると受診者が1,459人にもおられるわけよ。このアの表は13歳から15歳ぐらいから21歳ぐらいまでののが対象で、受診者が1,459人に受けられたのかなと思ったんです。それで、この無料のほうは21歳になる人だから219人しかおられなかったかなと思うんで、そのところをちょっと教えてくださいということですよ。

○田中健康政策担当次長

すみません、アのがん検診受診者等につきましては、それぞれのがん検診で国のほうが決めております受診年齢というのがございます。その全対象者を対象に実施しているもので、子宮がん検診は20歳以上の方が対象になっておりまして、上限年齢はございません。その中で1,459人が令和3年度に受けられたということでございます。

○大田委員

同じように、乳がん検診も同じような考えで。

○田中健康政策担当次長

乳がん検診のほうは40歳以上の方が対象となっております。また、こちらも上限年齢はございません。40歳以上の方のうち1,201人が令和3年度に乳がん検診を受けられたという形になります。

○大田委員

だから、1,201人の中で国庫補助対象のときには41歳になられる方の224人が対象になったということで、考えでいいんでしょう、違うんですね。

○田中健康政策担当次長

乳がん検診で申しますと、令和3年度の受診者1,201人のうち50人の方が、41歳になる対象年齢として、自己負担額無料で検診を受けられたということでございます。

○大田委員

41歳になる方は、対象者は224人しかいなかったということですか。今、光市内に224人しか対象年齢の人が、女性の方がいなかったと。

○田中健康政策担当次長

対象年齢の方は、その人数でございます。

○松村福祉保健部長

今のところなんですけど、乳がん検診の受診者数が1,201人で、受診率が11.8%ということですので、分母になる数字は約1万8,000人ぐらいの方が対象になっていて、そのうち1,201人が受診をされた。

下の国庫補助対象者については、そのうち40歳の次の年ということなので、その対象者が224人おられて、そのうちの50人が受診をされたということで、この224人、50人については、どちらも先ほどの1万8,000人、それから1,201人、これの内数になるというふうに御理解いただければと思います。

○大田委員

だから、その対象年齢の人がえらい少ないんですねということで理解をしたわけです。もっと多いと思うちょっと。

その次に、112ページに市単独事業、初めての健診推進事業というものが書いてあるんです。そのところをちょっと教えてもらえませんか。

○田中健康政策担当次長

市単独で行いました初めて検診推進事業は、令和3年度の新規事業として行なったも

のでございます。

各種検診の受診率の向上を目指して、検診の対象年齢の初年度の方の自己負担額を無料とする事業となっています。胃がんと前立腺がん検診は50歳になる年、肺がん、大腸がん、骨粗鬆症検診、節目歯周病検診は40歳になる年の方の自己負担額を無料として、検診の個別通知で周知したところです。

○大田委員

対象年齢が40になるかな、節目、大腸がんがある。それで、受診率が対象が書いてあるんですが、受診率が結構少ないんです。それは、啓発活動というのか、周知徹底がどういうふうにされたのかちょっと分からないんですが、そのところを教えてほしいんです。

○田中健康政策担当次長

受診率につきましては、委員仰せのように、110ページの全体のがん検診の受診率に比べて、この事業の受診率は低い状況にはなっております。特に、がん検診について低い状況になっておりますが、周知につきましては、先ほども申し上げましたように、対象者全ての方に個別通知で御案内をしているところでございます。

○大田委員

全ての対象者、節目の年の人に、全ての対象者に個別受診票を案内しても少なかったということですが、引き続き来年もやって、令和4年度、令和5年度もずっとやっていかれると思うんですが、受診率向上のためにはどのように周知していくのがいいんだろうかなと考えるところでございますが、やっぱり受診率を上げて病人を少なくするというのが目的じゃろうと思っておるんですが、そのところどのようにして周知を進めていくかというのを、もう少し教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

各種がん検診及びその他健診に関する周知につきましては、全ての対象者に個別通知をお出しするとともに、広報折り込みで検診ガイド等を各家庭にお配りして、受診ということの周知を図っているところでございます。

○大田委員

分かりました。要するに、我々も定期検診が来ることがあるんですが、そのところなかなか行かないというか、それから、要するに当方としては、検診を受けてもらって、病気にならないように、今後とも進めていくために、こういうような検診を受けてくださいということでされているんだろうと私は思っているんです。だから、そのように検診を受けるように、もっと幅広く周知をされていってほしいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

討 論

○田邊委員

追加認定第5号令和3年度光市一般会計歳入歳出決算、福祉保健部所管分に対して反対討論を行います。

民生費、生活保護費の扶助費、生活保護扶助事業費についてであります。生活保護、これは最後のセーフティーネットと言われる社会保障の制度であります。コロナによる危機によって困窮状態に陥る人は激増する中、日本の福祉社会保障制度の矛盾や不満は、うみが次々に明らかになりました。特に生活保護では、生活困窮者が制度の利用を行政によって阻まれたり、保護を利用する人の人権が侵害されたりする事態が各地で起こっております。

生活保護は、憲法25条が明記した国民の生存権を守る最後の砦です。

ところが、政府は社会保障費の削減のため、過去において二度にわたる生活保護費の削減を行い、申請者の親族に対する扶養照会の強化など、生活保護を利用しにくくする制度改悪をしてきました。生活保護の利用者に、毎年貯金通帳のコピーなど資産申告書の提出を強要する行政の在り方、現在大変問題となっております。

厚生労働省は、この措置を2013年生活保護法改定に基づくものと説明し、利用者に申告書を出させるよう自治体に指示した通達を出しておりますが、改定法は利用者と福祉事務所が協力して金銭管理の適正化を図るとしているだけであって、資産申告を強要する根拠とはなりません。

こうしたやり方は、不正などの疑いで資産調査を行う場合も、その要件を厳格に規定してきた生活保護法の趣旨に反しております。生活保護の利用者の人権を侵害する資産申告をやめさせ、生活保護の趣旨に即した行政を徹底していただきたいところであります。

また、保護よりも就労指導という行政の方針も強化される中、強引な保護の打ち切り、これも横行しております。そんな中で餓死者が出るなど、問題も起こっております。

現在の物価高騰と国民生活の混乱は、コロナからの経済回復に伴う世界的な需要増による国際価格の高騰、そして日銀の異次元の金融緩和による政策による円安誘導と輸入価格の上昇、ロシアのウクライナ侵略と経済制裁によるエネルギーや小麦高騰の上昇といった複合的な要因によるものであり、誰でも今、生活困窮者、生活保護者になり得る状況にありますことから、大変危惧するところであります。

令和3年度光市歳入歳出決算において、生活困窮者の相談数は極端に増加しているにもかかわらず、生活保護受給者は減少している。

昨年も私は指摘しましたが、扶養照会の根拠となっているのは、民法上の扶養義務者の扶養が、保護に優先すると定めた生活保護法の規定であり、しかし、これは先ほども言った仕送りなどを受けた場合、その分だけ生活保護費を減らすという意味とされ、保護を受ける上での条件ではないのであるということです。

生活保護受給者の減少は、生活保護受給要件があるにもかかわらず、生活保護の受給手続に関して問題があるから減少しているのではないかと、そのため年々生活保護費の扶助額も減少しており、令和3年度光市歳入歳出決算については、生活保

護費の扶助費、生活保護扶助事業費の推移において、対前年度比5.5%減額の支出済額であり、昨年同様、生活保護の受給手続に関して問題があるということを指摘いたしまして、反対討論を終わります。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

②追加認定第7号 令和3年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○早稲田委員

主要施策の成果についての287ページの（3）包括的支援事業、任意事業、ア、総合相談事業についてお尋ねします。

こちらにあります表を見ると、令和2年度に比較しまして令和3年度は相談件数が全体的に増加しています。その理由が分かりましたら教えてください。

○安池地域包括支援担当課長

令和3年度より地域包括支援センターを3か所に増設しましたこと、また、職員人数も専門職が11名から18名に増加することで、より多くの相談対応が可能となったことが考えられます。

以上です。

○早稲田委員

令和3年度から3つに増設したということで、窓口も広がったということと、対応の人数が11人から18人になったということで、相談しやすくなってくると思いますので、今後も引き続き相談事業に対応していただけますようお願いします。

では、もう一つ質問させていただきます。成果の290ページの一番下のウの成年後見制度の利用支援事業についてです。

こちらの表を見ましても、この制度の利用者が増加傾向にあります。この制度の促進に向けて何か取組がありましたら、取組状況をお示してください。

○安池地域包括支援担当課長

まず、成年後見制度の利用促進に向けた支援体制の構築として、福祉保健部内2課3係を中核機関と位置づけるとともに、司法・福祉・医療・地域関係者による成年後見制度利用促進協議会を10月に設置しました。

権利擁護講演会の開催やチラシの作成・配布、市ホームページへの掲載により、制度に対する普及啓発を行い、また、困難ケースや市長申立てのケースの検討を行うなど、相談機能の充実と関係機関との連携強化に取り組みました。

以上です。

○早稲田委員

取組についてお伺いしました。協議会が10月に立ち上がったことや、チラシやホームページで周知をして、あとはいろいろな所と連携を行ってきたということです。

291ページのところにも、カのところにも成年後見制度の利用促進体制整備事業というのがありまして、定例会議等が書いてあると思いますので、また益々こういう協議会を開催していただいたり、会議を行っていただいて、充実した促進に取り組んでいただければと思います。チラシとかホームページを見るだけじゃなくて、何か協議会とかいろいろなものに参加して、話を聞いたりすることで、私も何かちょっと内容を忘れたんですけど、昨年、参加することができまして、成年後見人制度というのを、文書だけではなくて話を聞くことでより理解が進んだこともありますので、今後もいろいろな活動が続けていただきますようお願いいたします。

以上です。

○田邊委員

主要施策の成果の279ページをまずお願いいたします。

令和3年度から第8期の介護保険事業計画がスタートしましたが、ここの真ん中、5段階にあるとおり、第7期計画に比べて保険料は上がっております。保険料以外の自己負担はまず増えたというところをお聞きしたいのですが。

○加川福祉保健部次長

冒頭の説明でも申し上げましたが、令和3年度は、介護報酬改定が行われております。これが、改定率でプラス0.7%でございますので、こうしたことから、一般的に介護サービスを利用する際の自己負担も増えたと考えられます。

併せて、これも冒頭で御説明いたしましたけども、施設入所者やショートステイ利用者への食費、居住費、滞在費の負担軽減、これが見直しをされたなど、国の制度改正により増えたものもございます。

以上です。

○田邊委員

主要施策の成果の284と決算書の241をお願いします。

8、主要施策の成果の（8）特定入所者介護サービス費の状況なんですけど、これは、先ほどの説明でも21%の減少をしたと、これは、支給が減少したという説明がありました。284で年度別に比べても人の辺りは明らかになっていると思います。

これは、公費が自己負担に置き換わったということであるのかというところをはっき

りとしてもらいたいなというところをお願いします。

○加川福祉保健部次長

国のほうで定めております施設入所者であるとか、ショートステイ利用者の、一人当たりの基準費用額、これは食費、居住費、滞在費でございますが、ほぼほぼ横ばいでございます。

また、この今回の制度の改正によって、保険給付費部分が大幅に減少しているということを考えましたら、従前、保険者として市が給付していたものが利用者の負担に代わったというふうに認識はしております。

○田邊委員

先ほどは、率は21%の減少というところはお聞きしましたが、金額については、ここで計算すればわかると思うんですけど、この計算どおりでいいわけなんです。

○加川福祉保健部次長

額については、この表を見ていただいてのとおりでございますが、予防給付と介護給付を併せた計のところでは申し上げますと、令和2年度と比べて2,984万8,000円の減というところでございます。

○田邊委員

先ほど、2回目の問いかけで、やっぱり公費の自己負担が、公費が自己負担に置き換えた部分がこれぐらいの2,984万円という理解でいいとは思いますが、もう一度、確認したいところがあるんですけど、減額の要因は、今決算、行っているこの令和3年度の8月からのこの制度改正、特定入所者介護サービス時の補足給付、この見直しが、段階も変わって、食事の部分が負担金の入所と施設の部分でちょっと変わっているところと思うんですけど、光市のこの計画の、私持ってきたんですけど、この69ページにもそれは書いてあるということなんですけど、これは、もうはっきりすると、今の減額の部分、2,984万円、この部分というところの考え方で捉えてよろしいわけですか。

○加川福祉保健部次長

この特定入所者の介護サービス費のこの減のところはその国の制度が令和3年8月に変わったこと、これが非常に大きな要因であるというふうに考えております。

○田邊委員

2,984万円、全てじゃないというところでもいいわけですね。

○加川福祉保健部次長

対象者とかも変わっておりますので、全てがということではないと考えています。

○田邊委員

だけど、要因として、これだけの差が出たのは、その制度改革によるものではあるところ、全部ではないけどね。その辺りでもう一度。その辺りは。

○加川福祉保健部次長

制度改革によるところが大きいというふうに考えております。

○田邊委員

それなら、その制度改革の概要辺りを、その辺りの背景を詳しく教えてもらいたいと。

○加川福祉保健部次長

今回のこの制度改革の背景、趣旨といたしましては、制度改革時の国からの通知によりますと、預貯金等の資産要件の基準額の見直し、これについては、負担の公平性、所得段階間の均衡を図るため。それから、食費の自己負担の見直しにつきましては、食費が給付対象外となっておりますデイサービスとの等均衡等を図るためというふうにされております。

以上です。

○田邊委員

国は、そういった均衡を図るためとかいうけど、実際はその食費についてはかかってくるわけですね。その第3段階の1とか2は、年間80万円を超え120万円以下の人とか、どっちにしても、この部分の負担が増えた、食事の部分がね。

これ光市は8期になって、どのような影響があったかというのはどういうことなんです。どういった影響があったかというのは、所管では捉えているんですか。

○加川福祉保健部次長

影響といいますか、制度が改正となりまして、資産要件の基準額の見直しに関しましては、預貯金等が、例えば、単身世帯の場合は、一律1,000万円という上限があったんですけども、年金収入等の段階に応じて650万円、550万円、500万円というように引き下げられて、対象外となった方は自己負担が増加するということになったと考えておりますし、また、食費の自己負担額の見直しに関しましては、自己負担額の限度額の見直し、引き上げをされておりますが、これによって、ショートステイの利用者を中心に自己負担が増加することになったというような影響があったと考えております。

○田邊委員

令和3年8月より、現行の1日当たり1,392円から1,445円に、基準費用額、この辺りはちょっと書いてあって、また上がっているのは確かに上がっているわけですよ。それで、先ほども言ったように、影響が出ているわけです、市民のほうに。これ、対象者については何人ぐらいおるわけですか。

○加川福祉保健部次長

対象人数、負担限度額の認定をした実人数ということで申し上げますと、年度末、令和4年3月31日の状況で申しますと、要介護者、要支援者併せて336人ございまして、令和2年度末と比べて70人の減少となっております。

○田邊委員

それなら、限度額のほうに、先ほど言った段階があると思いますけど、各段階の人数とこの令和2年度の、比べて人数についてはどうですか。新しく枠にこの第3段階の1と第3段階の2という枠決めがされたと思うんですけどね、そこのところを教えてください。

○加川福祉保健部次長

先ほどの336人の内訳ということになりますけども、第1段階の方は25人、これ前年度比で1人増となっております。第2段階の方は62人、前年度比で24人の減となっております。第3段階につきましては、委員申されたように、1と2に分かれておりますが、1の方が81人、2の方が168人、3段階の1と2の合計と前年度の3段階の方を比較して47人の減少となっております。

○田邊委員

今回、食費が、ちょっと老化した方が、人数が、割合が多いように思うんですけど、食費の日額と負担限度額の引上げ額についてを、もう一度詳しくお願いします。

○加川福祉保健部次長

食費につきましては、まず基準費用額、先ほど委員申されましたけども、こちらは1,392円から1,445円に微増しております。

それから、施設入所の方で申しますと、第3段階であった方が食費の自己負担650円であったものが、制度改正により3段階の1と2に分かれまして、1の方は650円で同額なんですけれども、3段階、2の方は1,360円に上がっております。それから、ショートステイの方につきましては、第2段階の方の食費が390円から600円に上がっております。それから、第3段階の方は650円であったものが3段階1の方は1,000円、3段階2の方は1,300円に上がっております。

○田邊委員

だから、結局、この新しく枠組みをされても、かなりの人が上がっているわけですね。第2段階でいうと、施設入所で390円だったのが短期入所で600円になったというところとか、施設は650円のまなんですけど、このショートステイは1,000円ですね、このごろは。

もともとその3段階しかなかった、650円が1,360円になった方もおるちゅうことなわ

けですね、結局。

○加川福祉保健部次長

施設入所者の方に関しましては、もともと650円であった方が1,360円になったという方もいらっしゃると思います。

○田邊委員

そして、2つに分けたもんですから、短期入所の650円じゃった人が1,000円になった人もおるし1,300円になった人もおるといふ、そういったことよね。

○加川福祉保健部次長

ショートステイの方に関してはそのとおりでございます。

○田邊委員

わかりました。そういった形で上がっているわけなんですよ、この8期においてはね、国の制度とはいえ、これ8月から改定されたやつ。

制度改正に対して、市民はどのような声があるかとかいうのがありますか、これについて。

○加川福祉保健部次長

電話とか窓口においていただいた声ということでお話をいたしますと、老後に備えて貯蓄していたのに、貯蓄が多いから対象外になるのは受け入れ難いといった声であるとか、年金が少ないのに負担軽減を受けられないと生活が苦しくなる、こういった声が上がっております。

○田邊委員

7期では、8月までは施設で650円だったのが1日、これが1,360円になったという。ショートステイで650円だった方が1,300円になったり1,000円になったりというところが、今回の8期、ちょっと私、これ問題と思うんで、ちょっとこの辺りが気になったところです。

以上です。

○大田委員

決算書の245ページ、成果について287ページの認知症高齢者等見守りネットワーク事業で、91人の登録者があって22人の利用者がおるといふ説明があったんです。もう少し詳しくちょっと説明をしてもらいたいんですが。

○安池地域包括支援担当課長

シール交付者22人の状況をみますと、見守りシールの運用開始の10月以降に、見守り

ネットに新規に登録した方が14名で、そのうちシール交付したひとは13名なので、92.9%の方はシールの交付を受けられています。ただ、既登録者に対しては、交付が進んでいないというのが状況になります。

○大田委員

このシールちゅうのは、1人当たり1枚じゃないと思うんですが、どのくらい配付されるんですかね。

○安池地域包括支援担当課長

洗濯に耐え得る生地のもので40枚、そして、杖とかに貼りつけて光るようになっているものが10枚、計50枚が1人に配付されます。

○大田委員

これどのような活用できるんですかね。

○安池地域包括支援担当課長

そのシールを服や帽子、かばん、そして杖とかに貼りつけていただいております。そして、シールを貼られた方が、道端でちょっと不安げな様子を呈されていた場合、出会った人がスマホでQRコードを読み取るようにしていただく。読み取ることで高齢者の家族、保護者に読み取ったという通知がいきます。それとともに、スマホに、どこシル伝言板という内容のものが表示され、その高齢者のニックネームとか対応のときに気をつけていただきたいこととかの情報が見れるようになりますので、対応のときに、それを見て不安なく対応することができます。

このどこシル伝言板は、チャット形式になっていますので、保護者と発見をした人がやり取りをすることで、保護者が迎えに行くまで、安全にその方に対応していただくというようなものになっております。

以上です。

○大田委員

誰でもがそうやってスマートフォンのQRコードに合わせたら、それが見れて、親元ちゅうか保護者のところにすぐ通話ができるようになっていると。いい仕組みではあるんですが、それは、位置情報もすぐ、向こうの、保護者のほうに送られるんですかね。

○安池地域包括支援担当課長

その位置情報は、発見した方がどこシル伝言板の中に、今どこにいますという入力をしていただくようになります。

以上です。

○大田委員

これ新規事業ですね。

○安池地域包括支援担当課長

シールに関しては、3年度からの新規事業になります。

○大田委員

このように新規事業でから、QRコードやからすぐ発見できるような感じでやっているから、確かにいい仕組みじゃろうと思いますので、今後ともこれを十分に活用できるような状態にしてから、皆さんに啓発活動を、周知徹底してもらいたいと思っておりますので、頑張ってください。

討 論

○田邊委員

追加認定第7号令和3年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算に対して反対討論を行います。

第8期の全国平均保険料6,010円に対して、光市の第8期5,421円ということは、光市において説明を受けました一定のサービスが提供されているわりに、国の平均よりは安くなっており、この点については、光市の介護保険財政は円滑に運営されていることで、一定の評価はできますが、しかしながら、保険料は上がり続けているのが現状であります。

特別養護老人ホームなどの利用料が、令和3年8月から跳ね上がった高齢者が相次いでいると。改定の一つは、食事負担の引き上げであり、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設などに入所している低所得者、年金収入、月10万円超の負担を月2万円から4万2,000円に引き上げました。ショートステイの食費負担は全ての住民税非課税世帯で1.5から2倍に値上げということになっております。

負担増になった人の家族からは、月約10万円の母の年金がなくなってしまうなど、生活費の負担も増える中、どこを削ればいいのかという悲鳴など上がっております。

コロナ禍で仕事を失ったり収入が減ったりした人の中には、親を施設で介護している人の数が多くおり、苦境にある人に追い打ちをかける補足給付改定に全く道理はないと、私は思います。介護保険制度では改定のたびに上がる保険料が国民を苦しめており、しかも、わずかに引き上げた報酬単価分の財源は国25%、地方自治体が25%、そして、保険料を50%に載せるだけで国の負担割合はこれまでと変わらない状況です。その結果、保険料や利用料の引き上げにつながっております。

サービス内容は変わらないのに、利用料だけが高くなることに、先ほども言った光市の中でもいろいろな意見が出ているというところです。

介護報酬引き上げによる負担増は国の予算で対応すべきであり、国庫負担割合、現行の25%からせめて35%に引き上げ、国の責任において行うべきであると思います。現行制度のままでの介護保険制度では自費介護を余儀なくされる高齢者が増加し、軽度者がますます保険給付からはずされる、また利用料が高すぎることによる利用抑制も起きて

おり、保険あって介護なしの状況は深刻さを増しております。

必要な介護を保障するためには、市として独自の利用料軽減策を行うべきであり、コロナ禍で日本社会の脆弱者が露呈する中だからこそ、国や行政の役割、今求められていると思います。

介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものにし、そして、市民に対してこれ以上の負担増を行うべきことがないことを申し上げまして、私、反対の討論を終わります。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

2 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。

では、主要施策の成果についての102ページ、お願いします。

上のほうの「みんなでつなぐ環境「まなび」プロジェクト」の2行目の文章「ひかりエコくらぶ」のことですけれども、前年度は記述がなかった「ひかりエコくらぶ」ですけれども、令和2年度は新型コロナ対策で開催ができなかったと思いますが、令和3年度はどのように取り組んだか、お示してください。

○周田環境政策課長

「ひかりエコくらぶ」ですが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しておりましたが、令和3年度は、小学1年生から3年生25人の参加者を募り、当初3回の開催を予定しておりました。このうち1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりましたので、2回の開催となったものでございます。

以上です。

○早稲田委員

3回のうち1回は新型コロナで中止で2回開催ということで、では、この文章の中に「山や川といったフィールドにおいて遊びを通した自然体験学習」とありますけれども、どのような内容を実施したのか教えてください。

○周田環境政策課長

「ひかりエコくらぶ」でございますが、「ひかりエコくらぶ」は、子どもたちの自然との触れ合いとともに、その恵みに感謝し、継承していくことの大切さを学ぶ自然体験学習会でございます。

1回目は、周防の森ロッジ周辺を落ち葉や木の実を拾いながら散策し、収集した葉っぱや木の実を使用した工作など、2回目は、新型コロナウイルス感染症により、当初行う予定としておりましたプログラムができなかったため、代わりに動画配信することとしまして、島田川の河川敷にある石ころを使った遊びなど、動画において自然との触れ合いを紹介いたしました。

以上です。

○早稲田委員

1回目は、周防の森ロッジで木の実を使った工作などということで楽しそうだなと思います。2回目は、動画配信ということでありましたけれども、動画の作成について新たな費用は発生しなかったのでしょうか。

○周田環境政策課長

動画は講師と環境政策課職員により、撮影から編集まで全て手作りで作成しまして、新たな費用は発生しておりません。

以上です。

○早稲田委員

費用が発生していないということで職員の方等で対応したということで、それはよかったと思います。

今の工夫されたことというのは理解したんですけども、この「ひかりエコくらぶ」は子どもを対象としているため、コロナ禍においてもやはり対面での開催が望ましいと思いますけれども、今後はどのように取り組むのかお示してください。

○周田環境政策課長

この事業については、体験を通して豊かな自然環境の保全を学ぶものでございます。このため、委員仰せのとおり、対面での開催が大切だと考えております。

令和4年度においても実施を予定しておりますが、感染症対策に十分気をつけながら、できるだけ対面での開催ができるよう努めてまいります。

以上です。

○早稲田委員

小学生のうちに体験を通して環境を学んでいくというのは、楽しくて勉強になることだと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

また次の質問に入ります。

決算書は137ページ、主要施策の成果は132ページです。

墓園管理運営事業の修繕費についてお尋ねします。

先ほどの説明において、のり面でしたか、イノシシの対策というようにお伺いしましたけれども、その経緯についてお示してください。

○周田環境政策課長

西部墓園敷地内ののり面においては、以前からイノシシによる掘り起こし被害が発生しておりまして、定期的なパトロールと小規模の補修で対応してきたところです。

こうした中、昨年、パトロールにおいて、一部の箇所ではイノシシの被害の影響と見られるこれまでより規模の大きい被害が見られ、隣接する墓石の倒壊等生じかねない状況であると判断したことから、のり面の復旧とイノシシ掘削防止のため、緊急的な対応をしたものでございます。

以上です。

○早稲田委員

では、どのような補修をしたのか、内容についてお示してください。

○周田環境政策課長

補修箇所は3カ所で、それぞれのり面補修と再度の掘削防止として、ワイヤーメッシュや強化シートでの保護を行っております。

以上です。

○早稲田委員

畑だけじゃなくて、こういう墓園とかにもイノシシの被害があるということで、主要施策の成果の132ページ、表の一番下の文章のところに「9ブロックにおける29区画のうち6区画については要整備のため貸出し不可」と書いてありまして、令和2年度の貸出し不可は3区画だったんですけれど、6区画が不可となっていた理由というのは、やっぱりこのイノシシ被害に関係があるのでしょうか。

○周田環境政策課長

委員仰せのとおり、イノシシによる被害が原因で一時的に使用を見合わせている区画でございます。

以上です。

○早稲田委員

一時的に使用を見合わせているということで、では、先ほどの説明で補修を行った場所については、その後いかがでしょうか、お尋ねします。

○周田環境政策課長

補修を行った場所は再度の掘り起こしもなく、良好な状態が保たれております。
以上です。

○早稲田委員

引き続き確認していただいて、様々な場所でイノシシの被害が出ていますので確認を怠らないで、あとは被害が出たと思った場合はすぐに対応をお願いしたいと思います。
以上です。

○西崎委員

通告はしていないんですけれども、簡単な質問ですから、お尋ねします。

主要施策の成果の103ページ、103ページの上段に「狂犬病予防注射の接種状況」という一覧表がありまして、注射率82.7%で400頭ぐらいの犬が予防注射を受けていないということになっているんですが、これは法律があって狂犬病予防法でこの注射を年1回受けらすことは義務づけられておりますけれど、この受けていない400頭ぐらいの犬については、どういうふうなお考えですか。

○周田環境政策課長

まず、400頭受けていない犬に関してですが、まずはこの犬の登録数はシステム上で管理しているものになりますので、もしかしたら死亡届を出していない頭数も含まれているかもしれないと思っております。

あと毎年その注射の時期を過ぎましたら、受けていない犬に対しては督促というか、受けてくださいという、はがきを出して通知をしておるところでございます。

以上です。

○西崎委員

分かりました。死亡した犬もあるかもしれませんが、かなり受けていない犬がいるということは分かりました。

それで、これは罰則の規定も今の法律にあるんですか。

○周田環境政策課長

狂犬病予防法により、予防注射を年1回受けさせなければならないという規定がございまして、20万円以下の罰金というのが定められております。

以上です。

○西崎委員

20万円以下の罰則規定があるというのも初めて私、知ったわけですが、広報ひかりでも年に一遍ぐらい「罰則規定も20万円以下というのがありますよ」ちゅうのを出して、飼い主に啓蒙活動をするというのは大事だと思うんですよ。

ちなみに、これは犬じゃなしに猫なんですけれど、有名ラーメン店の店主が飼い猫に

かまれて翌日、死亡しております。これは私、ネットで調べたら「犬も猫も場合によつたら、かまれたら人間も死ぬような雑菌を持っていることがある」というふうに書いてあったので、ちょっとびっくりしたんですけれど。安易に猫、犬を飼っている人がおると思うんですけれど、啓発活動をひとつやっていただきたいと思います。

○田邊委員

1点。決算書137ページ、先ほどのイノシシの修繕料と機械器具借上料のところとは思うんですけれど、ここにある予備費からの充用が185万3,000円、これは今のイノシシと修繕料の部分であるんですか。

○周田環境政策課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

これは全てじゃないと思うんですけれど、今、差引きしたら19万四千幾らが予備費充用になっているんですけれど、今の修繕料と機械器具借上代であつたら165万8,000円なんですよ。その辺りちょっと細かいけれど、約20万円の予備費の充用は、それはどこにあるのかなあと思って。これは、ほかのところですか。

○周田環境政策課長

修繕料と機械器具借上料と維持補修用資材ということで充用しております。

○田邊委員

維持補修用資材が46万円も入っているというところであります。足りないところを185万3,000円の予備費の充用という考え方でよろしいわけですね。

○周田環境政策課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

はい、分かりました。

○大田委員

今の皆さんと同じように、136・137ページの墓園について、まずお聞きします。

不用額97万2,000円は、何か見込み減による不用額という御説明であつたんですが、もっと詳しく説明してください。

○周田環境政策課長

不用額なんです、予算要求時点において、過去3年間の実績から57件程度の墓地返

還を見込んでおりましたが、見込みを下回り47件となったためでございます。
以上です。

○大田委員

そうしたら、前年度の償還金が57件あったから、今年も57件取ったということになるんですかね。

○周田環境政策課長

過去3年間からの実績ですので、詳しく申しますと、平成30年は63件、令和元年が65件、令和2年度は47件でございました。それを考えまして57件程度で見込んでおりました。

以上です。

○大田委員

それよりもまだ少なかったということで、何件ぐらい償還されたんですか。47件になったと、それで97万円の償還金の返還ができた。そうですか、はい。

それで、返還理由というのは、どういう理由なんですかね。

○周田環境政策課長

返還理由というのは様々とは思いますが、よく聞かれるのは、身内の方が遠方で墓の管理ができなくなったという理由から、納骨堂に移すケースが目立っております。

また、少子高齢化などにより、次の世代で墓を受け継ぐ人がいないから返還されるという場合もお聞きしております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに墓を継ぐ人がいなくなったから返還が多くなったと、それにしたら昨年度の実績よりも全てが上がっているんですね、支払いが。例えば、墓園管理委託料も昨年度は743万円じゃったが、今年は769万円になるし、償還金は多かったんですね、去年のほうが。だから、それで赤字幅も増えちゃうんです。そのところをちょっと御説明願えたらと思うんですが。

○周田環境政策課長

令和3年度におきましては、先ほど御説明しましたイノシシ対策に約200万円程度使っておりますので、その分、前年に比べて赤字は増えております。

以上です。

○大田委員

赤字が増えているちゅうことは収入が増えているということですかね。

○周田環境政策課長

支出が増えております。

○大田委員

支出じゃろう、はい。だから、その支出が増えた理由ちゅうのをちょっと説明してほしいんですが。

○周田環境政策課長

令和3年度においては、緊急的にイノシシ対策を200万円程度かけて行っておりますので、前年に比べてそのぐらいは支出が増えておるということでございます。

以上です。

○大田委員

全区間の墓所数は、西部墓園3,035墓所、大和あじさい苑が363墓所あるんですが、空き区画がどんどん増えよるということでございますが、今後の課題ですいね、この空き区画が増えるちゅうのは。その課題ちゅうのは、どういうふうに考えておられるか。また、今後その空き区画を減らすいうたらちょっと語弊があるかも分かんが、使用率を上げるというのは、どういうふうな方向を持っておられるか、ちょっとお示してください。

○周田環境政策課長

現在は見学に行かれる方や、既に使用されている方に気持ちよく御利用いただけるよう、適切な維持管理に努めておりますし、昨年度、両墓園のしおりを作成し、墓地の相談があった際には市営墓地の御案内をし、市営墓地の使用者の増加に努めております。

課題ということでございますが、近年は社会情勢や家族形態の変化等から墓地に対する多様なニーズが生じておりまして、墓地に対する考え方も変化をしております。

また、近年の墓地需要を見ますと、今後も一定の返還があることが予測されますが、新規貸出数も一定程度あるため、現状においてはまだ対応が必要な状態とまでではないとは考えておりますが、今後、墓地使用者の募集について、市広報紙への掲載など考えてみたいと思っております。

以上です。

○大田委員

今、自分はここに住んでおるが、息子や娘はよそへ行っちよるから、ここで墓を買っても戻していくということや、お寺の永代供養でいくとかいう感じが増えちよるから、区画がだんだん借手もいなくなっているようでございますが、そのところは今なかなか苦労するところでしょうが、今後とも啓発も一つの今言われたように大事じゃろうと思いますので、使用率を何とかして上げるような工夫を今後していってもらいたいと思

っております。

また、主要施策の成果の101ページですかね、決算参考資料のまずは8ページ、光市省エネ生活普及促進事業の183万円の不用額が出ておるんですが、それについて御説明願いたいと思います。

○周田環境政策課長

光市省エネ生活普及促進事業の不用額についてでございますが、不用額が発生した主な理由は、補助実績の多くを占めるＬＥＤ照明設備の補助件数が見込みを下回ったことによるものでございます。

環境基本計画等において、ＬＥＤ照明設備の普及促進に重点的に取り組むこととしているため、令和２年度からは補助率の引上げを行い、令和２年度においては順調に補助件数を伸ばしておりました。このため、令和３年度予算要求時点では、こうした実績を踏まえ、前年度と同程度の件数を見込んでおりましたことから、こういうことになったものでございます。

以上です。

○大田委員

前年度の見込みじゃったら、それよりもちゅうことでございますが。

それで、主要施策の101ページの図にあるように、ＬＥＤ照明設備、多分これが一つ当てはまるんじゃないかなと思うんですよ。補助件数が91件で補助金額が342万円というふうになっているんですが、前年度の前回資料では126件となっており、今年は申請が少なくなったとあるんですが、どういうふうな分析をされているのかお示してください。

○周田環境政策課長

申請が少なかった理由につきましては、令和３年の10月に実施した、第３次環境基本計画策定のために実施した市民アンケートの結果において、ＬＥＤ照明設備の導入割合が74.3%となっており、一定の普及が図られたものと分析しているところでございます。

以上です。

○大田委員

そのＬＥＤが74.3%の普及率だから下がったのも致し方がないんじゃないかという分析と思ったんですが、そうですね。もう少し上がってもいいんじゃないかなとは思っているんですが。

また、その下に、省エネルギー設備について、15件75万円となっているんですが、前年度と比べてどういう状況なのか。また、今後どういうふうな政策を取り込んでいくかというのは、どういうふうに考えておられるのか教えてください。

○周田環境政策課長

主要施策の成果に記載しております、省エネルギー設備15件の対象設備は、複層ガラ

ス二重サッシでございます。

前年度については、複層ガラス二重サッシ15件と太陽熱利用システム1件、合わせて16件でございました。

今後についてということなんですけれども、LED照明設備を含む省エネルギー設備の普及を今後とも行ってまいりたいとは思っておりますが、需要を見ながら今後の制度を考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○大田委員

今後こういうふうな設備を考えているということですが、もう少し何とか考え方ができるんじゃないかと思うんですが、普及率を上げようと思ったら。そのところをもう少し。

○周田環境政策課長

こうした結果もありまして、令和4年度、今年度においては今回の不用額の原因となったLED照明設備の2回目の申請を可能にするなど、市民の皆様が使いやすいように制度の見直しを行っております。

以上です。

○大田委員

以前、エコライフかエコフェスタのときに、電気を持ってきたらLED照明に換えるというようなこともやっておられたんですよね。それで今後も、そのような何かの機会にそういう展開も一緒になって考えていってもらいたいと思っております。

市長がLEDの街灯にしたら「光が明るくなった」と大きく高らかに言っておられたように、今後ともその普及に努めてください。終わります。

○西崎委員

今の関連質問でございますけれど、LED照明設備は前回、私が質問したときには新規は駄目なんだと、取り替える場合にこの補助金の対象になりますという説明を受けました。ところが今、エコキュートなんかは新築の住宅へ、光市はたしか補助金を出しているはずなんです。このLED照明についても、新規だけじゃなしに管の取替えなんかに、これは対象を含めたら広がるんじゃないでしょうか。

○委員長

西崎委員、今は決算審査ですので、あくまでも令和3年度の決算についてのお尋ねということでよろしいですかね。

今後の取組については今回、決算審査ですので、ちょっと質問しても答えられないと思います。（「じゃあ、今後の取組じゃない質問をしましょう」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○西崎委員

LED照明設備につきましては、新設じゃなしに蛍光管の取替えなんかも対象にはならないんですか。

○周田環境政策課長

対象にはしておりません。それは照明器具の交換の適正交換時期が10年とされておりまして、中身の電球だけを交換しても器具が劣化し続けるため、火災等の原因となる可能性があるため、国においても推奨されておりませんので、このような対応をしております。

以上です。

○西崎委員

エコキュートについては、新設も光市はたしか何%か補助金を出しているはずですが、それは間違いないですね。

○周田環境政策課長

現在は、エコキュートに関しての補助金はありません。

以上です。

○西崎委員

あっ、もう終了しているわけですか。——分かりました。

○林委員

決算附属資料の134ページ、墓地費がございます。

先ほどから詳細にわたり御説明いただきましたけれど、一般会計に編入して数年がたちますけれど、墓地の収支で見ると、どのような状況でございましょうか。

○周田環境政策課長

令和3年度の墓地の収支ということですが、主要施策の成果の132ページに記載をしております。

収入が613万4,000円、支出が1,316万1,000円、収支差引きとしてマイナスの702万7,000円となっております。

以上です。

○林委員

はい、了解いたしました。墓地の返還やイノシシの被害があり、管理が大変だと思いますが、啓発もしっかりしていただいておりますことは存じておりますけれど、今後とも管理のほうをよろしく願いいたします。終わります。

説 明：小山環境事業課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○早稲田委員

主要施策の成果の135ページ、ア、環境学習の実施状況についてお尋ねします。

令和2年度のときは、ほとんど9月に実施されていたんですけど、令和3年度は、5月から10月に実施されています。この実施時期についてはどのように決められるのでしょうか、お尋ねします。

○小山環境事業課長

実施時期についてはどのように決められているのでしょうかとのお尋ねでございますが、小学4年生を対象とした環境学習は、4年生の社会科でごみの処理と活用についての授業に併せて毎年5月から6月にかけて行っております。

令和2年度におきましては、コロナの感染状況等で実施時期を9月まで遅らせたことによるものでございます。令和3年度は例年どおり5月から実施しましたが、コロナ感染状況等で一時中断し、学校側のスケジュールの調整がつかず、残念ながら実施できなかった学校が1校ありましたが、そのほかの学校については10月まで全て実施することができました。

以上でございます。

○早稲田委員

例年は5月から実施ということで、あとはやっぱり新型コロナの影響によって学校と調整でスケジュールを決めるということで分かりました。

では、次の質問なんですけれども、主要施策の成果の126ページのところで一番下の表、ア、苦情処理の件数のところで大気汚染が文章には「大気汚染に関するものは全体の9割がほぼ野焼き」と書いてあるんですけども、令和3年度は令和2年度の14件に比べて倍近く増加していますけれども、内容と対応についてお示してください。

○小山環境事業課長

令和3年度の大気汚染の26件につきましては、全て野焼きとなっております。対応についてでございますが、野焼きの通報を受けましたら直ちに現場に赴き、野焼きをされている方が特定できた場合は、野焼きに関するチラシを渡し、野焼きは原則禁止であり、一部農業など例外はありますが、その場合にあっては時間帯や風向き等に配慮する必要があることを説明し、御理解いただくようお願いをしております。

以上でございます。

○早稲田委員

これは同じところがありますかね。

○小山環境事業課長

この26件の中には同じところがある場合もあります。

○早稲田委員

同じところというのはちょっと意識の問題だと思うので、何とか野焼きはいけないというのが伝わるといいと思います。引き続きお願いします。

それでは、主要施策の成果の139ページ、一番下、カ、ごみ分別アプリシステムの運用のところについてお尋ねします。

文章の中に「随時問合せの多い品目を追加」と書いてありますけれども、問合せの多かったものはどのようなものがありますか、教えてください。

○小山環境事業課長

問合わせが多かったものについてでございますが、不織布マスクあるいは養生テープ、断熱材、ハンガーラック、真空管などがありました。

以上でございます。

○早稲田委員

コロナ禍なので、不織布マスクとかは確かに伺ってみたいところだと思います。市民の方の問合せに応じて品目等を追加して使いやすくなっているのも、一番下の文章に書いてあるダウンロード数についても、令和2年度は8,738件に対して令和3年度は1万732件と増加しているのではないかと思います。今後も問合せに対応していただきますようお願いします。

もう一つ質問いたします。同じく、この成果の140ページのところ、上の(2)不法投棄等対策事業ですけれども、どのくらい通報がありますか。令和2年度と3年度を比較するために二年度分をお尋ねしたいと思います。

○小山環境事業課長

通報の件数でございますが、令和2年度は8件、令和3年度は15件となっております。以上でございます。

○早稲田委員

令和2年度は8件で、3年度は15件と増えているので、これもちょっと心配なところではありますが、またこれも片づけが大変だと思いますけれども、光市の環境美化ということで引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○西崎委員

成果のほうですか126ページの野焼きの件でございますけれど、実は私は東ノ庄で畑を作っておりまして、年に一、二回野焼きをするんです。そうすると、隣のおばさんがすぐ市役所か、または休みの日には警察に電話するんですよ。いつも市の環境部の職員が2人ほど来て今、回答があったように、チラシを私に渡して帰るんですけど。

あの野焼きがセーフというか、合法的な野焼きちゅうのが五、六件あるんですけど、市のほうでどういう場合の野焼きはよいのか、合法なのかということを過去、広報か何かしたことがございますでしょうか。趣味での野焼きは駄目っていうイメージが市民にすごくあるんですよ。何か啓蒙したことはありますか。

○小山環境事業課長

野焼きに関しての啓発についてのお尋ねでございますが、広報等に載せたことはありますが、内容等については今どういった内容だったかということは覚えておりませんので、お答えしかねる状況であります。

以上でございます。

○西崎委員

何か最近、光市で畑を作る人と話をしたことがあるんですけど、全て物を燃やすことは悪である、非合法であるというふうな市民が最近すごく多くて、市の環境、それから警察へ通報する件数が物すごく多い。ところが、これはかなりのケースがセーフなんですよ。ぜひ市の広報でもいいです、野焼きが認められるケースというのが6つぐらいあるんですけど、市民にひとつ配ることが大事だと思います。

以上です。

○小山環境事業課長

野焼きに関してなんですが、野焼きはあくまでも原則は禁止でございます。一部例外が認められているということでありまして、この例外については例えば市民の方から苦情等連絡がありましたら、現場のほうに赴き、野焼きは原則禁止であるよという御説明はさせていただきます。

ただし、そういった農業等に関することで一部例外は認められておりますが、先ほども申しましたように、例えば時間帯や風向き等である程度やられる地元の方に対して配慮をお願いしたいという旨の説明をして、取りあえず原則は禁止であるということはお伝えしております。

以上でございます。

○西崎委員

私も県の保健所で直接は担当していなかったけれども、野焼きについてセーフになるケースを読んだことがありますけれど、例えばキャンプファイアなんか、それから家の周りの枯れ葉を集めて燃やすとか、今の農作業、それから光ではないかもしれんけれど、海女さんなんかは海に入る場合、浜でたき火をするとか、それから最近はないかもしれ

んけれど、風呂とかをまだまきでたく人がおるんですよ。こういうのは全部セーフになっていますから、その辺ひとつ連携してください。

○小山環境事業課長

繰り返しになりますが、あくまでも野焼きは原則禁止であるということが大前提でありますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○西崎委員

そこは理解できないので、今後ともちょっと詰めて協議したいと思います。

○田邊委員

決算書の139ページと併せて、成果の138ページをお願いします。

じん芥処理費、不燃物、可燃物ごみ収集事業の2億5,100万円についてですけど、主要施策の表、ア、第2次光市一般廃棄物処理基本計画における数値目標の進捗状況というところなんですけれど、中間目標が令和3年度、これは上から3つはクリアしていないというところなんですけれど。

そこで、特にリサイクル率については、令和3年度は前年度よりも下がっており、中間年である令和3年度の目標に到達していないが、このことについて環境部はどのようにお考えかというところをお願いします。

○小山環境事業課長

まず、リサイクル率についてでございますが、1年間のごみの総排出量に対して再資源化したごみの量の割合のこととなっております。

再資源化したごみとは、古紙、古布類、瓶、缶、ペットボトルなどでございます。令和3年度のリサイクル率は27.5%と、前年度から0.9ポイント減となりました。

本市のリサイクル率につきましては、目標には達していないものの、市民の皆様の御協力により、再資源化するごみの量については一定の水準が維持できていると考えております。

リサイクル率は、ごみの総排出量に占める再資源化するごみの量の割合であるため、リサイクル率が伸びてこない要因の一つには、ごみの総排出量の圧縮が進んでいないこともあると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

今、リサイクル率についてはお示しいただきました。もともとあった廃棄物の総量、これが分母であって、分子がリサイクルされた量という考え方だと思います。もともとは今言われたように、所管においては廃棄物の量、これを減らせばリサイクル率は上がるという考えであるというところであります。31.5%以上を目指すというところになる

と、かなりの量を減らすということにはなると思われます。それは各市民に周知してもらわんといけないところもあると思うんですけど。

それで、今後のリサイクル率を上げていくためには、再度どのような考え方で、仮に31.5%以上ということは31.6%になればクリアしたということになるわけであって、それを目指すためには先ほども言われた、家庭から出すごみの総量、これをどのように減らしていくかというところの考え方を教えてください。

○小山環境事業課長

リサイクル率向上のためには、ごみの分別の徹底と併せて、ごみの減量化を進めていくことが必要となります。特に、ごみの総排出量に大きく影響しているのは、生ごみの水分をいかに減らしていくかが重要となってまいります。

リサイクル率向上の取組は、市民の皆様方の御理解と御協力なくしては進めていくことは困難でございます。ごみの分別の徹底や生ごみの水切りなど、引き続きあらゆる機会を通じて周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○田邊委員

今いわゆる、ごみの再燃料化をするサーマルリサイクルのことを言われたんですけど、それと併せて家庭のごみを減らす啓発活動に努めていくということで今後、中間目標は3年度でこの目標に本来は達していなければいけないわけなので、それにおいては、この第2次光市一般廃棄物基本計画における数値目標にはまだ達していなかったという結果がここに出ているというところで、今後はよろしくお願いします。

続きまして、決算書141ページ、併せて主要施策の140ページ、まちかど環境美化、先ほども先行委員から通報の件数は聞いたんですけど、通報の件数の部分ではなくて、この不法投棄の対策事業でまちかど環境美化委託料247万円と、この決算書には上がっております。そして、令和2年度を見てみたら309万円でした。

この表のアの下合計です。回収状況の推移では、令和2年度は3,115袋です。しかし、令和3年度は2,502袋ということで、613袋と極端にこれが減少していると。まちかど環境美化の推進委託料で、この袋数、これは袋数が単位になっていますので。これが613袋と極端に減少しているけれど、令和3年度は実施した回数にこれは関係するのでしょうか、そこら辺りをお願いします。

○小山環境事業課長

不法投棄ごみの回収につきましては、ボランティアによる清掃活動が各地で行われるなどしてきれいになっているところもあり、現状に応じまして不法投棄の多い箇所は残しながらエリアを見直したことにより、令和3年度から回収日数を東部地区・西部地区それぞれ4日を3日としたためでございます。

以上でございます。

○田邊委員

エリアの見直しと東部地区・西部地区において4日を3日にしたというところで、この袋の数に差が生じているということ、結果的には実績がこういうことだということでもあります。袋が多いとか少ないとかで実際には分からないところの部分もあるので、この辺りはあえて聞きませんが、今後そういったエリアの見直しはさらにまだ考えておられるのか。

そして、今回行った4回を3回にしたということについて、その所管での実績や考え方など、こういったものを教えてもらいたいんですけど。

○小山環境事業課長

今後のことについてでございますが、不法投棄ごみの回収はポイ捨てなどの抑止や周辺環境の景観保持に効果があると考えておりますので、引き続き事業を継続していきたいと考えております。今後も、状況に応じて見直しは行ってまいりたいと考えております。

併せて不法投棄ごみの多い箇所には、不法投棄禁止看板の設置やパトロールなど、関係機関との連携を図りながら、不法投棄の防止対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

私も近場で不法投棄の回数が増える、島田川の近辺なんですけれど、ごみを回収されてもまだ投棄があると、何力所かは市民の声を聞いておりますので、この辺りは市民の声も反映して今後お願いしたいというところなんです。

以上ですが、もう1点ほどお願いします。

その下の中ほど、し尿処理事業です、141ページ。

2,381万7,000円のうち、この3行下、し尿及び浄化槽汚泥の処理負担金2,233万3,000円、令和2年度の決算では1,689万円でした。これが約544万円と増加している。しかし、主要施策の成果の140ページで、し尿処理費の説明欄、搬入路について、令和2年度に比べ、し尿0.4%減少、そして浄化槽汚泥4.9%減少、総量で4.6%の減少であります。

そこで、この負担金が増加した理由についてを説明していただきたい。

○小山環境事業課長

負担金についてのお尋ねでございますが、し尿及び浄化槽汚泥処理負担金は、深山浄苑の稼働停止により、し尿は下松市、浄化槽汚泥は周南流域下水道浄化センターに処理をお願いしております。

本来は、し尿等の搬入量等に応じた処理費と施設の維持管理経費等について負担するところでございますが、当初から災害における緊急措置として処理に係る経費のみ負担としておりました。しかしながら、こうした緊急措置が長期化することが避けられない中、令和3年度からは処理費に加えまして、本来負担すべき施設の維持管理経費等につ

いて負担することとなりました。

このため、令和3年度の搬入量は減少したものの、施設の維持管理経費等の負担により負担金が増加したものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

当初は災害によるものであったと、その負担。だけれど、今期はその災害が長引くもので、維持管理経費も計上していくという考え方で理解してよろしいわけですね。

○小山環境事業課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

以上です。

○西崎委員

同じ141ページ、上段の不法投棄対策事業についてでございます。

ここに別立てで廃タイヤ等処分委託料というのがありますが、これはどういうふうにして環境部のほうで廃タイヤを発見したのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいんですが。

○小山環境事業課長

廃タイヤにつきましては、市民からの通報あるいはパトロールなどで投棄されていたものを回収したものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

パトロール、それから市民からの通報で発見したところへ市のほうで行って廃タイヤを持ち帰り、業者に委託をしたという解釈でいいですかね。

○小山環境事業課長

そのとおりでございます。

○西崎委員

次に、テレビと家電がかなり捨てられている場所が、まだ市内にあるんですよ。これは発見したら、環境部のほうに通報すれば引取りはしておりますでしょうか。

○小山環境事業課長

家電についてのお尋ねでございますが、まずは不法投棄に関しましては、先ほども申

しましたように、通報があつて搬出者が分からない場合には警察のほうにもこちらから通報する場合があります。ただ、それが事業に伴うものでありましたら産業廃棄物というような場合もありますので、保健所の指導も仰ぐような形にはなろうかと思しますので、この辺りは、あるからすぐに取りに行くというような方法は取っておりません。

以上でございます。

○西崎委員

家電については、廃棄は有償なものがあるんですね。

今の市のほうの回答では、見つけたら一応は通報してくださいよと。そうすれば、市のほうで見に行ってみようというような受け取りをしましたけれど、それでいいんですかね。

○小山環境事業課長

通報があれば現地へ赴くようにはしております。

以上でございます。

○西崎委員

それとその下の下段、医療廃棄物処理対策事業交付金ですけど、これは市内の医療機関に交付しているお金でしょうか。

○小山環境事業課長

この医療廃棄物の交付金につきましては、医師会と歯科医師会のほうに交付をしております。

以上でございます。

○西崎委員

医師会、歯科医師会は、それをもとに患者数の多寡により各医療機関に配布しているというふうに考えていいんですか。それとも、共同で集めて回って処理しているのかどうか、お聞きします。

○小山環境事業課長

この医療廃棄物につきましては、在宅医療に伴うものを医師会あるいは歯科医師会のほうでまとめて処分していただくということで交付をしております。

以上でございます。

○西崎委員

はい、了解しました。

○大田委員

決算書の133ページの一番下の欄ですかね、環境衛生推進事業123万3,721円となって、機械器具借上料、これは軽トラなんかを貸し出しておられるというふうに説明があったんですが、何回ぐらい、また軽トラを貸し出す場合には、その貸出料とかいうのは取るような感じになるんですかね。

○小山環境事業課長

機械器具借上料につきましては、令和3年度は50台の借上げということになっております。これにつきましてはトラックの借上料ということで、料金につきましては4月と5月以降ということで料金が若干変わるんですが、4月が2万2,935円、5月以降は2万1,367円ということになっております。

以上でございます。

○大田委員

となると、50台を貸し出したと。その中で2万2,935円と2万1,367円、徴収ちょうことですか。

○小山環境事業課長

これに関しまして、市民負担はございませんで、業者に回収を行ってもらうためのトラックの借上料でございます。

○大田委員

それは市民のほうから、どういう形態をとれば、それをしてもらえるのでしょうか。

○小山環境事業課長

この側溝清掃につきましては、ボランティア清掃の一環でございますので、ボランティア清掃の届出をしていただければ、こちらのほうでトラックは業者のほうへお願いをしております。

以上でございます。

○大田委員

今、初めてこの側溝清掃ということが出たんですが、側溝清掃の説明がなかったんですが、側溝清掃でその地区の人がボランティアで側溝の泥を上げる、いついつ上げるから取りに来てくださいと環境課のほうに連絡すれば、全部手配してくれるということでございますかね。

○小山環境事業課長

そのとおりでございます。

○大田委員

それと参考資料の136ページですかね、リサイクル推進補助制度といって奨励金が全部値上がったというようにここに書いてあって、貸出しは軽トラックも令和3年度は延べ7台利用がありましたというふうになって、リサイクルを推進するために子ども会やPTAなどというふうになっているんですが、せっかくそういうふうに3円から5円または1.5円から2円に増額したからちゅうのは、せっかく値上げしたのにまだ7回しか3年度はやっていないということではありますが、これの啓発活動とかいうのはどういうふうにされておられるんですか。

○小山環境事業課長

主要施策の成果についての136ページ、リサイクル推進事業補助金制度の中で、令和3年度は7回、延べ7台利用がありましたという、この部分に関しましては、リサイクル推進事業は子ども会、PTAなどが資源回収を行う際に、例えば軽トラなどを持っていらっしやらない団体さんが環境事業課の軽トラを借りられた、その延べの台数でございます。

○大田委員

いや、その延べの台数7回、それは分かるんですよ。だから、こういうふうにリサイクル推進事業として奨励金が3円から5円に上がり、また1.5円から2円に増額して、要するに子ども会、PTAなどがリサイクル製品を集めると。値上がったから積極的にやってくださいよという、多分そういう意味でこれは値上げしたんじゃないかと私は解釈しているんですが、それを市民の皆様にこういうふうに上がりましたからリサイクル活動を行ってくださいよという啓蒙活動ちゅうんか、啓発活動いうんか、周知というんか、それはどういうふうにやっておられますかとお聞きしているんですよ。

○小山環境事業課長

大変失礼いたしました。啓発活動につきましては、毎年、年2回ごみ減量等推進会議等行っておりまして、そういったこのリサイクル推進事業補助金制度についての紹介はしております。

○大田委員

その年2回は市民の方に全体的にやられるんですか。それともPTAの会議とか子ども会の会議とか、そういうふうなところに重点的に行われるのか、そのところはどうか。

○小山環境事業課長

現在活動していらっしやる団体に対しましては、そういった周知啓発について個別には行っておりませんが、出前講座あるいはホームページ等々で啓発をしております。

以上でございます。

○大田委員

こういうふうにはっきりと値上げしてから、そこで資金をためてもらおうと思ってこういうふうにはっきりと補助事業制度を設けられたんだから、もっと皆さんに活用してもらうように今後は啓発活動ちゅうのか、周知徹底ちゅうのをPTAやら子ども会ですかね、ああいうような活動をするところに積極的な啓発活動を行ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それで今、皆さん同僚議員もいろいろお聞きされているんですが、140ページの不法投棄対策事業において、まちかど環境美化推進事業があります。こういうのは、ごみの不法投棄がたくさんされて、こういうふうな袋があったんですが、具体的にはどういった道路のごみの回収に回っておられるんですかね。

○小山環境事業課長

まちかど環境美化推進事業につきましては、委託業者により、海岸、河川、自然公園及び主要道路沿いのパーキングエリアを中心に不法投棄ごみの回収を行っております。

具体的な場所につきましては、東部地区につきましては光井港からスポーツ公園、東松原付近から室積港付近、フィッシングパークから戸仲付近でございます。西部地区につきましては、周防地区、三井から島田あるいは虹ヶ浜を起点に島田川沿い及び国道沿いの西に向けた範囲でございます。大和地区につきましては、東荷一ノ瀬線、大和あけぼの園付近、周東大規模農道の岩国方面、大和農免農道、石城山公園線としております。

以上でございます。

○大田委員

今お聞きすると、車量の多いところを大体そういうふうな回収場所にしておられるんですが、極端に言ったら小さいところにおいても連絡があれば、すぐに伺って回収してもらうということが出来るんですかね。

○小山環境事業課長

この、まちかど環境美化推進事業につきましては、委託業者には対象範囲のエリアを指定しておりますので、側道になりますと、そういったところに不法投棄がありますと環境事業課に連絡を頂ければ、環境事業課のほうで現地を確認したいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

はい、分かりました。それで、この表を見ると、その他プラスチック類ちゅうのが突出して多いんですね。962袋ですかね、これはどのようなものがあったんですか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○小山環境事業課長

その他プラスチック類につきましては、本来、容器包装用プラスチック類やペットボ

トルとして分類されるものが汚れていたり、朽ちていたりしていることから、それは全てその他プラスチックとしてまとめて処理をしております。

また、袋につきましてでございますので、バケツ等につきましては、一つの袋に一つしか入らないとか、そういった大きなものはもう全て一つずつということになりますので、プラスチック類については多くなっているというような状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

それと、ここにもう一つ、この有害ごみというのがあるんですよ。68袋もあるんですよ。この有害ごみちゅうのはどういうものなんですかね。

○小山環境事業課長

この有害ごみにつきましては、主にライターが多いということを聞いております。まれにカセットテープがあるということも聞いております。

以上でございます。

○大田委員

ライターといったら私らが想像するに、100円ライターというふうに思うんですが、それが68袋も随分捨ててあるということで、これがやっぱり今その主要道路のところの関係でこれだけ出たということですかね。

○小山環境事業課長

この68袋につきましては、有害ごみのみで袋に入れますことから、ライターが例えば一つ、二つであっても一つと換算しますので、結果的に68袋というような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

こういうふうに2,502袋ですかね、そういうふうにありますけど、不法投棄ごみはないのが一番であります。

では、その不法投棄ごみをなくすには、どうされたらいいかと考えておられるのかと。確かに一人一人の自覚が大変大事だろうと思うわけですが、いかにしてその不法投棄されるのを市民に自覚を植えつけるかが課題だと私は思っておるわけです。

それにはまず、啓発活動だろうと考えるわけですが、その啓発活動ちゅうのはどういうふうに関後されていかれようと思っておられるか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○小山環境事業課長

啓発活動についてでございますが、やはりこれはもう地道に不法投棄は駄目だよということを、あらゆる機会を活用して、啓発をしていくと同時に、パトロールなどで不法

投棄が多い箇所につきましては看板を設置するなど、そういった取組が必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

今お答えいただいたように、辛抱強くやっていくことしかないだろうと私は思っております。これからも、そういうふうな啓発活動とか市民への周知、そのように徹底的に行っていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

説 明：山口下水道課下水道技術担当課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

主要施策の成果の140ページ、浄化槽設置整備事業のところのし尿処理費、下水道認可区域外で11基、区域内で2基とありますけれど、場所はどこになりますでしょうか、お示してください。

○山口下水道課下水道技術担当課長

補助をした場所につきましては、主要施策の142ページでございます。こちらに地区別設置基数の推移の表に地区別で一番右の欄に、令和3年度の設置基数を掲載しておりますが、このうちの上から3段目の島田地区の1基、その2段下、中島田地区1基の合計2基が区域内の補助をした場所でございます。それ以外の地区で基数をお示ししているのが、区域外の補助をした場所となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

142ページの表、島田のところと中島田のところが区域内の2基ということで、はい。

次の質問ですけれども、下水道整備を進める区域内で下水道接続ではなく、浄化槽の設置に対して補助金を交付するのはどのような理由からでしょうか、お尋ねします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

区域内への補助の理由につきましては、下水道認可区域内のうち、下水道が未整備の区域において、地理的条件などによりまして、下水道の整備が当面見込まれない区域等に対しましては、公共水域の水質保全の観点から、浄化槽設置の補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

水質保全の観点からということで、続きまして、成果の141ページの補助金額の表な

んですけれども、この表の区分について、令和2年度は3区分で、令和3年度はこの区分が5個になっているんですけれども、なぜ増えたのか、理由をお願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

補助金額の区分が令和2年度より増えていることにつきましては、国の交付要綱等の改正に伴いまして、国に準じて本市も改正を行ったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

国に準じて改正したということで増えているという理由ですね、はい。

もう一つ質問します。この補助金額の区分が増えたことで、令和3年度の補助金申請内容に変化はありましたでしょうか、お尋ねします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

補助金額の区分が増えたことによる申請内容の変化につきましては、本市では、近年申請された全てのものが141ページの表の上から2段目、窒素またはリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽タイプとなっておりまして、区分が増えた令和3年度におきましても補助金申請のあった13基全てが、ただいま申し上げましたタイプとなっておりまして、申請内容に変化はございません。

以上でございます。

○早稲田委員

本市においては、全て上から2つ目の区分であるということで、令和3年度も変化がないということで、はい。確認しました。

以上です。

○田邊委員

決算書141ページ、主要施策も141ページですけれども、浄化槽設置事業はトータル510万6,000円について、140ページの下段、令和3年度において、下水道認可区域外で11基、区域内で2基の補助実績を合わせて13基と。その中で、住宅の新築や改築に伴うものであると私は思いますけれども、その辺りの補助の基準を説明していただきたいんですけれども、お願いします。

○山口下水道課下水道技術担当課長

補助の基準につきましてのお尋ねでございますが、これまでこの補助金を受けていない方が住宅を新築する場合や、単独処理浄化槽や、くみ取便槽を有する住宅にお住まいの方が新築や、既存住宅の改築によって合併処理浄化槽へ転換する場合を原則としております。

ただし、災害に伴い必要となった住宅の建て替えに伴う浄化槽設置の場合は、既存住

宅が合併処理浄化槽であっても、被災証明などの提出を条件に補助対象としております。
以上でございます。

○田邊委員

大体は分かったんですけど、今の説明だと、原則は災害に伴うものでなければ、既に合併処理浄化槽の住宅に住んでいた人は、新たに新築や既存住宅の改築の場合に補助はもらえないというところがちょっと疑問があるんですけど、その辺りについてはどうなんですかね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

原則は、ただいま委員が申されたようになっております。ただし、その他の例外として、分家をされる方やアパート住まいの方などは、今お住まいの住宅が合併処理浄化槽であっても補助が可能となるケースもございますので、新築等により浄化槽設置を希望される方は補助に関する御相談を事前にお受けしているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

だから、新築でも相談には乗るよというところですよ、今の話では。

○山口下水道課下水道技術担当課長

新築の場合はそういった場合もありますので、事前に御相談を受けて、補助が可能かどうかというのをお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。先ほどの不用額の部分、ちょっと1点ほど言われた、浄化槽整備事業の153万6,000円。そして、国庫の交付金、循環型社会形成推進交付金、先ほども説明があった社会循環型の77万2,000円。だから、トータルで3年度は200何がしがあったという考え方でよろしいわけですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

不用額のほうにつきましては、歳出に対する不用額となっておりまして、そちらが最終的に留保した4基分の金額となっております。歳入の77万2,000円につきましては、国からの補助金になりますので、令和3年度の補助申請分の補助基数分の補助金を頂いているものとなっております。

○田邊委員

11基分が77万円という考え方でよろしいわけですね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

歳入の77万2,000円につきましては、年度間調整という制度がございまして、前年度からの補助分を充てておりますので、こちらの77万2,000円につきましては、令和3年度は6基分の基数分となっております。

○田邊委員

だから、ここの歳入の33ページ、循環型社会形成推進交付金、3分の1の77万2,000円は6基分という考え方。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

あとの5基はどうなるんですか、そんなら。

○山口下水道課下水道技術担当課長

先ほど年度間調整のことを申しましたが、こちらの補助金の年度間調整につきましては、5か年計画の期間中であれば、その年の実績が当該年度に補助内示額が達しない場合でも満額の補助金を支出し、5年間の中でその余剰分を次年度以降の設置分に充てて調整できるものとなっております。

ですので、先ほどの5基分につきましては、こちらの年度間調整として前年度に頂いていた補助金を充てられているものとなっております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、その5基分についても補助金が入っておるちゅうことね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

だから、5年間の年度計画の調整によって、今回は6基分しかこれが出ていないけれど、前期で5基分は次年度に入っとるちゅうことでいいわけですね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

理解しました。

○大田委員

決算書の141ページの一番下、し尿等受入基本設計業務委託料1,251万円何がしかとうたっているんですが、私としては一部3階建てであるのでちょっと高めの設計かなと思っているんですが、どのような感じで入札などを行われたんですかね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

業務の入札につきましては、条件付き一般競争入札で行っております。
以上でございます。

○大田委員

これは何業者ぐらい入っちゃったんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

入札に参加した業者は、3者でございます。

○大田委員

私、ちょっとよう探し切らないんですが、入札状況ですかね。参考資料19ページに7月6日入札の、し尿処理費、光市し尿受入等設備基本設計業務委託と、こういうふうに一般でうたっているんですが、これじゃあないんですよ。

○山口下水道課下水道技術担当課長

決算審査参考資料の19ページ、7月6日に行われております、し尿処理費、光市し尿等施設基本設計業務委託でございます。

○大田委員

それによると、落札価格が950万円と、こううたっているんですよ。それで、これは設計業務委託で1,251万円と、その差額を御説明願えませんか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

こちらの業務につきましては、業務の途中の段階で変更契約をいたしておりますので、最終的には1,251万300円となっているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

設計業務委託の変更があったから、約300万円値上がったということですね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

そのとおりでございます。

○大田委員

ちょっと解しかねるんですがね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

先ほどの決算審査資料に掲載しておりました金額につきましては、税抜きとなっております。決算額につきましては税込みで申しておりますので、その辺にも少し差額がございます。

○大田委員

税込みだと1,045万円になるんですよ、950万円じゃったら。1,252万円となっております。

○山口下水道課下水道技術担当課長

こちらの業務につきましては、ただいま申しました、変更契約の段階で生活環境影響調査というものの業務を追加しておりますので、そのような額となっております。

○大田委員

いや、設計業務委託というのは全部あれでしょう。初めは設定の下に設計業務委託するんでしょう。その変更を見込んで設計業務委託をするんですか。設計が終わった段階で、これはこんなに早く設計業務委託の変更があるんですか。

○山口下水道課下水道技術担当課長

ただいま申しました生活環境影響調査につきまして、こちらの調査に関しましては、し尿等受入施設の整備に当たりまして、本施設の取扱いが下水道法に基づく下水処理場ではなく、廃棄物処理法に基づく汚物処理場となる場合に必要となるものでございます。

し尿等受入施設の都市計画への位置づけに関しまして、令和3年11月の都市計画審議会に諮られまして、令和3年12月に周南都市計画汚物処理場に追加されたことにより、廃棄物処理場に基づく汚物処理場として正式に取り扱われるものとなりました。それを受けまして本調査が必要となったことから、その結果を経て業務に追加をさせていただいたものでございます。

○大田委員

その設計するときには、そのようなものまで万全を期して業務委託するんじゃないですか。出した後で、あっ、変わった、そやから……。極端な言い方ですよ。あっ、変わったから、場当たりの、そしたらこっちが変わったから、こっちしよう、こっちが変わったからこっちしよう、高くなったからそうしようというような感じに、今そのような感じの答弁に聞こえるんですよ。

私が考えるに初めから設計するにおいては、その業務委託するにおいては、こういう

ような場合も考えられる、こういうような場合も考えられるという感じで設計業務委託するんだらうと、そういうふうを感じるわけですよ。その設計を出されて、後から、ああ、こういうふうに変ったからというふうにやられるのは、極端な言い方ですが、先ほども言ったような場当たりのと、こう感じるんですよ。そこのところはこういうふうに考えておられるの。

○山口下水道課下水道技術担当課長

こちらの経緯、発注段階で生活環境影響調査の設定ができなかったか、そういった措置はどうだったのかというお尋ねだと思います。

発注段階におきましては一応そのような調査が必要になる可能性があるということは認識いたしておったんですけれども、県との調整等を進める中で発注段階ではまだそれが必ず必要という状態ではございませんでしたので、それをあらかじめ踏まえて業務を発注した場合に、それは丸々結果的に不要となる場合は逆に委託料がかなり減ってくるという状態になりますので、一応こういったケースに関しましては発注状態を見まして必要最低限の業務を先に発注いたしまして、そういった事態となった場合に変更で対応させていただくという方法を取らせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

そういうときには設計業務の条件というのは、ここに書いてあるんですかね。

○山口下水道課下水道技術担当課長

入札の条件でございますけれども、そちらの生活環境影響調査が必要となるというふうな詳しい条件は乗せてはおりません。ただし、今回の入札条件で、下水道部門だけでなくて廃棄物部門ということで、その辺の生活環境影響調査は廃棄物関係の調査になりますので、その辺を十分、知識と経験を持った業者が選定できるような形は取っておったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

こういうふうに高い設計料で今後は処理施設を築造していかなきゃいけないんですが、入札なんかにおいても私はそういうふうないろんな全てのことを網羅しながら条件に当てはめて、これにおいては下がるよ、これにおいては上がるよというような、上げて設計業務委託なんかもされていくのが当然じゃないかと思います。だから、これからしつかりされた処理施設を築造されていくので、管理もこれからどのようにされていこうとされているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長

どなたが答えますか。これは入札の中身に関するお話になってきますかね。

○大田委員

いいよ、そうしたら。そうしたら、それはしっかりした管理を今後はしていってもらうて、皆さんが安心して任せられるようなしっかりした施設を造っていてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

最後に、環境部所管分全体を通して、質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

3 経済部関係分

(1)付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

こんにちは。

主要施策の成果の158ページの1、離島航路運航助成事業のアの表です。離島航路輸送人員等の状況の表内、牛島海運の令和2年度の欠損金額3,495万3,000円に対して、実質市負担額が55万8,000円に減少した理由をお示してください。

○坪根公共交通政策課長

こんにちは。

主要施策の成果に記載しております令和2年度の牛島海運有限会社の欠損額3,495万3,000円は、令和元年度4,137万4,000円と比べて642万1,000円減少しており、実質市補助金の減少は、この牛島海運有限会社の実質収支が改善した。赤字額が減少したことによるものです。

実質収支が改善した理由は、船員1名が減少、4人から3人となったことに伴う人件費の減。そして、うしま丸の検査点検に要する船舶修繕料の減等により、費用が総額で約600万円圧縮されたことによるものです。

以上でございます。

○早稲田委員

船員の方が4名から3名に減ったということと、検査点検の費用600万円が減額ということで理由が分かりました。

続きまして、決算書は161ページ、主要施策の成果は159ページの地域間幹線系統確保維持費補助金、令和2年度は247万6,000円に対して、令和3年度は498万8,000円と増額していますけれども、その理由についてお示してください。

○坪根公共交通政策課長

この補助金は、国庫補助路線であります徳山駅前から柳井駅前の1路線に対する補助金で、補助金増額の理由は新型コロナウイルス感染症の影響によりバス使用料などの収益が大幅に減額となり、本路線の収支不足額が前年度より拡大したことによるものです。

本路線の収支不足額は、令和2年度の約625万円に対し、令和3年度は約1,250万円と倍増しております。この収支不足額の39.57%を光市が負担することとなりますことから、市補助金も、昨年度247万6,000円からおおむね倍の494万8,000円となったものです。

以上でございます。

○早稲田委員

収支不足額が倍増くらいになっていて、やはり、新型コロナの影響がもう明らかに出ていたということが金額から分かるということになります。。

では、同じく159ページの下の方、広域生活バス輸送人員等の状況の表内の兼清と兼清病院、岩狩経由の輸送人員が大幅に減少していますけれども、この理由についても、分かれば、教えてください。

○坪根公共交通政策課長

兼清線と兼清の病院経由線について、事業者を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控え等が影響と思われるとのことでした。また、輸送人員は、毎日カウントするものではなく、年1回の乗降調査を基に日々の運賃収入の状況などを踏まえて算出したものであり、調査の時期や曜日が令和3年度と令和2年度で異なることも輸送人員に影響したのではないかとのことでした。

以上でございます。

○早稲田委員

コロナによる外出控えが主な要因と考えられるということで、これもかなり人員が減っているということと、あとはカウント数が毎日カウントしているのではないということで、期間が違う等の結果にそれが影響するというので、正確な数字ではないかもしれないなというのを感じましたが、大体この傾向であるということで理解しました。

続きまして、また、同じ主要施策の成果で160ページの(5)コミュニティ交通事業についてお尋ねします。

160ページの1番下の行に書いてありますけど、「三島おたすけネットが新たに運行を開始しま

した」と書いてありますが、運行開始にかかった経費はどのくらいでしょうか、お示してください。

○坪根公共交通政策課長

決算書161ページ、中段のやや下、コミュニティ交通事業の印刷製本費1万8,700円のうち、9,900円が運行団体である三島おたすけネットの名称を記したマグネットシートの作成に要した経費です。

また、運行に必要な車両は、いおき楽々会から返却された8人乗りミニバンを三島おたすけネットに貸与しましたことから、車両購入費等は生じておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

車両購入費が発生していないということと、マグネットシールの費用だけなので経費があまりかかっていなくて、運行開始に至ったということで、大変よかったのではないかと考えます。使えるものは使っていただけますとありがたいなと思います。

続きまして、決算書は163ページ、主要施策の成果は162ページの雇用の日の事業についてお尋ねします。

先ほども説明がありましたけれども、雇用の日のメッセージフェアは中止ですが、支出として55万円ということですが、経費の内容についてお示してください。

○萬治商工観光課長

雇用の日はメッセージフェアを中止し、代替として雇用の日DVDを作成しました。雇用の日DVDは、市長メッセージや市長を含めた職業人6人の仕事の様子や働くことについてのインタビュー、また、中学生へのメッセージを収録しております。

交付金55万円は、この撮影、インタビュー、動画編集など制作に係る一連の業務を委託した費用に使用されております。作成したDVDは、市内各中学校へ配付したほか、商工観光課窓口で貸出しも行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

メッセージフェアは中止ですが、DVDを制作したということで、市長さんのメッセージや仕事の様子、インタビューなど6人、あとは撮影とか、動画の経費に、この55万円が支出されたということで、市内の各中学校と、貸出しというのは、窓口に行ったら無料で貸し出していただけるんでしょうか。

○萬治商工観光課長

商工観光課窓口にて、無料で貸出しております。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。じゃあ、雇用の方は分かりました。

続きまして、また主要施策の成果の164ページの1番上の表のア、創業資金の融資の状況なんですけれども、令和2年度に対して、令和3年度は、件数は5件から3件ということで減っていますが、融資額のほうはかなり増額して大きくなっていますが、その理由についてお尋ねします。

○萬治商工観光課長

創業資金は、融資限度額を1,500万円として創業する事業者に貸し付ける資金となっております。創業される方は融資限度額の範囲内で必要な金額を借入れされるため、1件当たりの融資額は様々です。

3年度は前年度と比べて、件数は少なく融資額は増加しております。これは平均的に融資額が増えたものではなく、うち1件の方の融資額が多かったものです。

以上です。

○早稲田委員

うち1件の融資額が大きかったということで、やっぱり業種とかによって必要な額が違ってくるのかなという感じには考えます。

じゃあ、続いて、また、164ページなんですけど、真ん中より少し下の(5)のところで、企業立地推進事業の交付対象事業者は、令和2年度6事業所に比べて、令和3年度は延べ9事業所と増加していますが、どのような業種または職種なのでしょうか。内訳を教えてください。

○萬治商工観光課長

3年度は、製造業が6件、卸売業3件の計9件となっております。2年度は製造業3件、卸売業が2件、小売業が1件の6件でした。前年度と比べて製造業が3件、卸売業が1件増えて、小売業が1件終了しております。

以上です。

○早稲田委員

令和3年度に対しては、製造業が6件で、卸売業が3件ということで、はい。内訳は分かりました。

もう1つ質問します。主要施策の成果の165ページの観光費のところの下の方の(3)観光PR事業の「周南市・下松市・光市ぐるりんスタンプラリー」と書いてありますけど、これの実施状況や参加者の人数を教えてください。

○萬治商工観光課長

令和3年度のぐるりんスタンプラリーは、令和3年8月1日から10月31日までの期間で開催し、全対象施設25か所の中から3か所以上を巡るもので、うち光市内の対象施設は7箇所、参加者は153人でございました。

当初は8月1日から9月30日までの予定であったところ、新型コロナウイルス感染症集中対策で施設の休館等もあったことから、1か月延長して実施しました。

また、冬にも同様のスタンプラリーを予定しておりましたが、コロナの拡大により、やむを得ず中

止しました。

以上でございます。

○早稲田委員

コロナによって、期間が延びたものと中止のものあって、参加者は153名ということでしたけれども、この事業によって、どのような効果があったのか、お尋ねします。

○萬治商工観光課長

効果としては、本市の対象施設7か所で、339個のスタンプが押されたと聞いております。それぞれ参加者に有料で利用していただいていたことや、参加者のコメントから「地元の発見ができた」や「普段行かないところに行けて楽しめた」など、コロナ禍でも実施可能なイベントを楽しんでいただけたことが効果と考えております。

以上です。

○早稲田委員

コロナ禍でなかなか難しい、観光のほうは難しいかなと思いますけれども、これを実施して、光市のそういったいろいろな地域を知っていただいて、今後またさらに利用が促進されていけばいいと思うのと、あとは、アンケートとかしっかり取っていただいて、観光業の参考にするというか、そういったふうなお声が聞けるといいかなと思いますので、今後も、また、このような企画をお願いいたします。

以上です。

○西崎委員

主要施策の成果の160ページの下段でございますが、コミュニティ交通事業。これは、いおき楽々会、三島おたすけネットに貸し出ている車両は、所有者は光市ですので、車検とか、自賠責代等は市が持つと思うんですが、歳出の、今のコミュニティ交通以外のところ上がってないように思うんですが、どうなっておりますか。

○坪根公共交通政策課長

車両の維持管理あるいは保険に関する経費は、市で負担しております。

決算書161ページのコミュニティ交通事業のうち、点検等に要する経費を1万円支出しており、保険料は管財の予算で、別途支出しております。

以上でございます。

○西崎委員

ガソリン代についても、そうですか。これは利用者が負担しているんですか。

○坪根公共交通政策課長

燃料費は、コミュニティ交通事業の要綱に基づき、実施者である、いおき楽々会及び三島おた

すけネットで負担しております。

車検など車両の維持管理に係る基本的な経費については市の予算で対応しております。
以上でございます。

○西崎委員

了解しました。

○田邊委員

決算書の165ページ、主要施策の成果は166ページ。

これ、観光協会助成事業1,251万9,000円。これ令和2年度1,201万9,000円でありました。そこで、ここの165ページにもあるんですが、観光費の全体の負担金補助及び交付金の不用額は99万6,000円。これは光まつりの部分の不用額だと思います。観光協会の補助金が3年度は50万円多いということにはなっておりますけど、昨年度が1,201万9,000円というところで、今、観光協会もいろいろコロナで、いろんな行事もないような状況にあって、この表の5も、6についても人数も減っておるというところなんですけど、50万円が補助金として上がっている、ちょっと昨年より多いというのは、何かの意味合いがあるわけなんですか。

○萬治商工観光課長

この50万円の増額は、修繕料など特別な経費として、室積海商通りの高札場の修繕に27万5,000円程度、それから観光協会事務所内の陳列棚や冷蔵保管庫の修繕等に30万円程度、例年とは別にプラスしたものでございます。

以上です。

○田邊委員

分かりました。

それで、今、監査委員が出している光市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の38ページをお願いします。

これの(7)商工費なんですけど、ここにも書いてあるように、予算現額が8億528万8,000円で、執行率が93%という形になっております。

昨年度の審査意見書も見てみましたが、執行率、これ2年度は96.2%でありました。金額に置き換えると約2,700万円となるような状況にあります。この執行率の減少の分析を含めて、そのあたりは、商工の全体におけるものなんでありますけど、そのあたりの説明をお願いいたします。

○萬治商工観光課長

執行率の減少は、予算額から執行額を除いた額、つまり予算の残額が大きいものに大きく影響されます。

予算残額が大きかった事業として、中小企業支援対策事業が予算額9,962万2,000円に対し支出済額が5,318万6,000円、予算残額が4,643万6,000円となっております。この事業は、令和2年度から新型コロナ対応の経済対策経費を計上しており、中小企業者等への給付金など、予算不

足とならないよう予算を十分に確保したため、令和2年度も予算残額が1,215万1,000円発生しており、2年度と3年度の比較では、3年度予算残額が約3,428万4,000円増加しています。商工費の執行率の減少はここにあると考えています。

本事業の予算残高増加を見てみますと、光プレミアム飲食(コロナ・ゼロ)キャッシュバック事業で3,104万円の予算残額が発生しております。これは当初予定していた実施期間が令和4年1月から2月だったものを新型コロナに係るまん延防止等重点措置の適用により、2月の利用を一時停止し、翌年度、令和4年度に改めて再開することとしたため、多額の予算残額が発生したものです。この額は全額翌年度に繰り越しているため、仮に、この繰越明許費を予算現額から除いた後の執行率を計算しますと、96.5%となり、ほぼ昨年度と同程度の執行率になることから、ここに要因があると思っております。

なお、令和4年度に繰り越した光プレミアム飲食(コロナ・ゼロ)キャッシュバック事業は本年4月、5月にかけて再開し、事業を完了しております。

以上です。

○田邊委員

今言うコロナ・ゼロのキャッシュバック3,000万円のあたり、1月、2月で、2月は利用停止したというところで、執行ができなかったよと。しかし、それはもう4年度に執行したからというところで、96.5%と仮にそれが執行されたら、そういった数値になっておるという説明でよろしいわけですね。

○萬治商工観光課長

仮に、この繰越分を予算から除くと、そういうことになります。

以上です。

○田邊委員

執行率はちょっと目立ったんで、気になったところです。理由が分かりましたんで、理解しました。

第2次光市総合計画評価書の14ページ。この個別成果指標の中で、基本目標4「自然と都市が潤いゆたかな調和のまち」というところがありますね。そして、重点目標2の政策3において、市内のJR駅利用者数と2の路線バス年間利用者数の評価が、ここのDとなっている部分。D。評価の部分でDとなっている部分について、その理由の説明をお願いします。

○坪根公共交通政策課長

まず、①市内のJR駅利用者数について御説明いたします。

評価がD。この評価は、策定時の数値を下回ったということになりますが、その理由は、計画策定時の平成27年度鉄道利用者数は3,275人で、平成28年度は3,301人、平成29年度は3,348人と増加をしておりました。しかしながら、平成30年度は、平成30年7月豪雨災害の影響により一時的に減少しましたが、令和元年度には利用者数が回復し、今後の増加に期待していました。しかしながら、同年から新型コロナウイルス感染症の流行による外出控え等が拡大した影響により鉄道利用者数が大幅に減少し、本評価書に記載のとおり鉄道利用者数の令和3年度の実績は策定時の3,275人を下回る2,601人となったところです。

次に、②路線バス年間利用者数について御説明いたします。

評価がD、策定時の数値を下回った理由ですが、市では、民間バス事業者と協力の下、バス利用者の増加に向けて、令和元年度の新光総合病院の移転新築に伴うバス路線の見直しや新設、光駅や島田駅への防長バスの乗り入れをはじめ、公共交通マップの作成や、令和2年度には中国JRバスの交通系ICカードの導入と光ぐるりんバスの車両更新、令和3年度には中国JRバスの光高経由線の路線創設など、バス路線の利便性の向上に向けた様々な施策を講じてまいりましたが、路線バス利用者は残念ながら年々減少となっているところです。理由としては、人口減少によるバス利用者そのものの減少に加え、高齢化の進行により、バス停まで移動できない方が増加しているなどの理由が考えられ、加えて、新型コロナウイルス感染症の流行による外出控えが加わり、さらに路線バスの利用者数が減少したものと考えており、本評価書に記載のとおり、令和3年度の路線バス利用者数は策定時の66万4,540人を下回る46万7,446人となったところです。以上でございます。

○田邊委員

元年度のコロナの前の時点では策定時の数値で考えちゃったと。しかし、コロナの影響によって減ってきたというところで、こういったパーセントが大きいのが出て、評価がDとなったというところなんですけど、これは新たな目標値などは、どのような整備がするかというのはあるわけですか、今後について。

○坪根公共交通政策課長

今後については、令和3年度に策定しました公共交通計画の中で、令和8年度の目標値を設定しております。

まず、鉄道利用者数の令和8年度の目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用回復が不透明な中ですが、比較的新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった令和元年度の利用者3,204人までの回復を目指すことをまず基本的な考え方とし、3,300人としております。

次に、路線バスの利用者の令和8年度の目標値は、現在の路線バスの利用者数が低いままでは、今後、路線維持に必要な経費、人件費や燃料費等の増大に伴い本市のバス事業に対する補助金の増額が想定されますことから、現状並みの財政支出を維持するために、比較的新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった同じく令和元年度の利用者57万8,308人までの回復を目指すことを基本に、58万人と定めたところです。

以上でございます。

○田邊委員

だから、今の目標値をもう変えると、3,300人と58万人か。だから、今はコロナの影響があるしというところで、先ほども言った補助の問題もあるから、路線バスのほうは、なかなか、ちょっと落とすと難しいというところも聞きましたんで、この目標値達成に向けて、所管の施策等について何かあるのなら、目標までは聞いたが、施策なんかはあれば、お願いします。

○坪根公共交通政策課長

令和3年度に策定した計画の中で、将来図を「人、地域、暮らしをつなぎ、ゆたかな社会へつながる公共交通」と定め、13項目の施策の展開例をお示しさせていただいたところです。

まず、鉄道駅の利用者数は、本年3月、市内3駅に交通系ICカードICOCAが導入され、キャッシュレス化が進められております。今後、防長バスさんで、交通系ICカードの導入も検討されているとお伺いしており、こうしたICカード同士の連携によりバスと鉄道の乗換時の利便性が向上し、交通結節点である鉄道駅の利用者増を目指してまいりたいと考えております。

次に、路線バスの利用者は、日常生活に必要な移動を困難とする高齢者、運転免許返納者、いわゆる交通弱者の方を対象に、バス、タクシーの利用支援制度の導入を検討しており、交通弱者の方と住み慣れた地域とをつなぐとした視点からバス利用者の増を目指したいと考えております。

また、最後に、脱炭素社会の実現の視点は、市民や事業者等に対して、ノーマイカー運動への参加を呼びかけ、また、新たに脱炭素化の視点も取り入れた啓発リーフレットの作成に取り組むことを計画に位置づけており、公共交通を利用する動機づけの強化、乗って守るという視点を市民の皆さんに持っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。

以上です。

……………休憩……………

質 疑

○西崎委員

決算書25ページの最上段、商工使用料。その中で、室積港待合所使用料8万3,000円というのがあるんですけど、これは、どこから、何のために入っている収入でしょうか。

○坪根公共交通政策課長

決算書25ページの室積港待合所使用料8万3,860円の内訳は、まず、牛島海運有限会社から待合所としての通年の使用料として7万7,410円、そして、昨年8月21日に開催された室積港灯籠流しの関係者待機所として使用するため、個人の方から1日分使用料6,450円を歳入しております。

以上でございます。

○西崎委員

あそこは、牛島海運の待合所が建っている漁港用地は、漁港計画の利用目的、何になっておりますか。その土地は漁港の施設であることは間違いないんだけど、漁港目的は何になっておりますでしょうか。例えば、市場用地とか、網を干す漁具干場とか、野積場とか、いろいろあるんで

すけど。

○西村経済部次長

土地利用計画書のことだと思いますが、今資料を持ち合わせておりません。

○西崎委員

ああ、そうですか。なら、後ほど教えてください。

もちろん牛島海運の待合所が建っているから、漁港の利用計画の目的外にはなっていないと思うんですが、私の質問は、牛島海運というのは市の有限会社になっておりますので、免除規定があるんじゃないかと思っておるんですよ。どうして、免除になってないのかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○坪根公共交通政策課長

使用料の減免は、行政財産使用条例第3条において、公共団体、その他公共団体が公用または公共用に供するために使用するときには減免ができるとなっております。牛島海運有限会社は第三セクターではありますが民間企業扱いとなっており、減免はしていません。ただ、牛島海運有限会社の赤字の補填を、国・県・市で補助しております。

以上でございます。

○西崎委員

今、課長から説明があったように、片方では市のほうから膨大な運営費補助して、片方は少額ではあるけども使用料を取るというのは、ちょっと同じ光市としてどうだろうかと思いますけど、分かりました。免除規定があっても免除にならんということで、一応、了解します。

○大田委員

審査参考資料の9ページの不用額について、ちょっとお聞きしたいんですが、商工総務費の負担金補助、交付金で、地域間幹線系統確保維持費210万円が、210万7,000円ですか、不用額に上がっているんですが、ちょっと額が大きいので、その内訳を教えてくださいなんですが。

○坪根公共交通政策課長

地域間幹線系統確保維持費補助金は、防長交通株式会社が運行する徳山駅前から柳井駅前までのバス路線に対する補助です。

同社に対しては、市以外に国・県から補助が出されており、これは直接バス事業者に交付をされております。このうちの県の補助金は、県補正予算が令和4年2月28日に上程をされ、本路線に対する県補助金が増額されることとなりました。これにより本市の負担額が210万7,000円ほど少なく済むこととなりました。この県の2月補正予算は、本市の補正予算案の策定の後に表示されましたことから不用額として予算が残ることとなりました。

以上でございます。

○大田委員

それから、その下の商工業振興費の委託料の換金業務委託料715万1,000円ですか。それと、その下の中小企業継続応援金1,100万円の額が大きいんですけど、その説明もお願いしたいと思うんですが。

○萬治商工観光課長

まず、商品券取扱店募集・換金業務等委託料から御説明します。

これは予算が2億5,900万円に対し、実績額が2億5,184万9,000円となり、不用額が715万1,000円発生しました。予算では5万500人分を見込み、金額に直すと2億5,250万円でしたが、実績額が2億4,530万9,000円だったため、その差715万1,000円が不用額として残りました。

不用額の内訳は、715万1,000円のうち、156万5,000円分が予算計上したけれども発行自体はしなかった額となります。予算では5万500人分見込んでおりましたが、発行時の住基人口が5万500人おりませんでしたので、発行しなかった額として156万5,000円となりました。

残り558万6,000円は、実際に商品券を発行しましたが、使用されなかったために残ったものです。

もう一つ、中小企業等事業継続応援金の不用額は、申請事業所数が見込みより少なかったことによるものです。1月中旬時点で、65事業者分870万円の執行があり、その後の期間、3月補正後で188事業者2,500万円分を確保していましたが、実績としては、107事業者となり、81事業者分程度が残ることとなったものです。これは予算が不足して給付できなくなることがないように十分な予算を確保していたことが要因となります。

以上でございます。

○大田委員

何となく分かった、何となくあれなんですけど、要するに中小企業等事業継続応援金は、予算が不足しちゃいけないから多めに取ったが、81者分が当たらなかったから、1,100万円の不用額が出たということで、解釈でよろしいんですか。

○萬治商工観光課長

予算がないことによって、給付できなくなるということはあってはならず、多く確保しておりました。残った額を事業者数の見込みでいうと、法人、個人合わせてですが、81事業者分程度になります。

以上です。

○大田委員

それだけ来るだろう、不足があっちゃいけないだろうから取ったというのは、それは分かるんですが、それへ向けて、皆さんが応援できるような事業所を呼んでくるとか、確保するとかいうことはしてもらったら、だいしょ、不用額も少なくて、皆さんがそれだけ潤って仕事ができるんじゃないかと思うんですが、そこんところは、ぜひとも、御努力をよろしく願いいたします。

それから、主要施策の成果の161ページ。地域交通網形成事業のAで、光市地域公共交通網

協議会交付金として、交付額が885万9,000円を支出されております。そのどういう内容の、協議会とかいうのは、どういう内容なんでしょうか。教えてほしいんですが。

○坪根公共交通政策課長

協議会の内容について、まず、策定までの流れを御説明させていただきます。

光市地域公共交通協議会では、最初に公共交通計画の策定に関して必要な協議を行っていただきました。また、計画策定に必要な専門的な知見やノウハウを活用するため、協議会の予算において、計画策定に必要なアンケート調査や分析、それを踏まえた施策提案等の計画策定支援業務について、コンサルティング業者へ委託しました。

この委託業務によるコンサルの分析等を基に事務局であります公共交通政策課において計画の内容を整理し、光市地域公共交通協議会の協議を経て、昨年12月の本委員会において、光市地域公共交通計画案の中間報告をさせていただきました。

その後、パブリックコメントを経て、本年3月の本委員会において最終案を委員の皆様にご提示し、御理解いただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、そうすると、これは、コンサルタント委託業務でやられたと、協議会じゃなくて、委託業務でやられたということでございますか。

○坪根公共交通政策課長

協議会に対し市が出した交付金を財源として、協議会がコンサルタント業者を決定し、業務を発注したものです。

以上でございます。

○大田委員

協議会っちゃ、どういうメンバーなんでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

協議会は、全部で28名のメンバーで、構成は、バス会社、鉄道会社の方をはじめ、国の中国運輸局の方、そして山口県河川国道事務所の方、さらに、周南土木建築事務所、光警察署等々、公共交通に係る方々をメンバーとして選んでおります。

また、助言を得るために、徳山高専の教授にも学識経験者としてお入りいただいております。

以上でございます。

○大田委員

そのような御歴々の28名の協議会で決められて、委託業者に出したと。それが、この計画を策定したと。それで、協議会のほうで承認を受けて、我々に見せてくれるようになったということでございますか。それはそういう流れであったんだろうと思っておりますが、その中に、国からの交付

された補助金が91万4,000円分払い戻しを受けましたと。これ、ちょっと、私、理解できにくいんですが、そのところを説明してください。

○坪根公共交通政策課長

この計画の策定に当たる財源として、まず、国庫補助金91万4,000円が光市地域公共交通協議会に支給されました。国の補助金交付のルールで協議会に対し補助するものとなっております。一方で、先ほど申し上げた、協議会が計画を策定する委託料等々の財源は、一旦、全額を市からの交付金で賄っております。財源を合わせると、国庫補助金91万4,000円が協議会の余剰金となりました。この余剰金91万4,000円を協議会から市へ戻させた形になります。

以上でございます。

○大田委員

ということは、極端な言い方をすれば、855万円が協議会で全部使えるから、91万円もろうたんじゃが、それは協議会要らないから、市のほうに戻しますよということで、金の流れは分かったんですが、地域公共交通網を策定したとありますが、どのような策定をされたんですか。

○坪根公共交通政策課長

コンサルに発注した中身を少し御説明させていただきますと、まず、地域の概況として、光市の地理的条件や高齢化の状況、公共施設等々の状況を分析しました。その上で、バスの乗降調査や利用者の方2,000世帯を対象にアンケート調査を行い、さらに、バス等々を利用される高校生などにアンケート調査を実施し、併せてタクシーやバス事業者への需要等々のヒアリングを行いました。その上で、今の計画の5年間の整理として、問題、課題を分析した後、基本方針や計画に位置づける様々な施策等を整理し、協議会で御承認をいただきました。その上で、議員の皆様方に御説明をし、御承認をいただいたものです。

以上でございます。

○大田委員

今後はそれを基に、今後も光市の公共交通網計画は、発展、整備されていくと、私は確信したいんですが、できますか。

○坪根公共交通政策課長

昨年度つくりました、この新しい公共交通計画に基づき、その御期待に応えるべく頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それで、評価書の13ページですか。重点目標2の公共交通ネットワーク構想の政策評価はDであります。その原因は、成果目標の2項目がD評価となっていると、ここに書かれているんですが、これらの指標がDになった原因。また、今後、どのような解決を図っていくのか、それについて、

お考えをお示ししてもらいたいと思います。

○委員長

大田委員、先ほど、その質問は田邊委員がされましたが、大田委員としてもお尋ねされたいということですか。

○大田委員

はい。

もう少し、もう少し具体的に。

○坪根公共交通政策課長

評価書14ページで、D評価となった理由は、個別指標である市内JR駅利用者数と路線バス年間利用者数がそれぞれDであったということにより、その上の政策評価がDとなったものです。それをどう改善していくかについて、基本的な考え方は、令和元年度、要はコロナがはやる前の段階までは戻していこうとしています。今までの計画では様々な理由により、ある程度の利用者増を見込んでおりましたが、このたびの計画では、まずはコロナ前に戻そうということを各交通事業者の方と協議を行った上、目標値として設定させていただきました。

それにより、目標値について、バスは、令和元年度までの水準に利用者を戻すことを目標にして58万人、JRは、令和元年度までの水準に利用者を戻すことを目標にして3,300人と設定しました。

以上でございます。

○大田委員

しっかりとバスなんかの乗降客を増やすような努力していってもらいたいと思っております。先ほども、ずっと、そのような同じようなことですが、どうしても、そのような乗降客を増やすことが1番の大事でございますので、しっかりと、市のほうもノーマイカーデーとかいうのも設定しておりますので、しっかりと公共交通を使って通勤なんかしてもらおうようにお願いしていきます。

続きまして、総合計画評価の24ページですか。基本目標5のこの市民アンケートの結果について、「やや不満」とか、「不満」というのが、ある程度見えますが、まずは重点目標の1の中小企業の支援について、これから、どのような市政に反映していくのだろうかとは考えておるんですが、具体的な政策について教えてください。

その次に、地場産業の振興はまたどうなんだろうか。また、企業の誘致、雇用の確保はどのようだろうかと思っているので、そこを御説明願いたいと思っております。

○萬治商工観光課長

まず、地元中小企業の支援でございますが、「満足」と「やや満足」を足したものが5.5ポイント増加しております。策定時と比べて「不満」と「やや不満」を足したものは3.7ポイント減少をしており、満足度指標は、計画策定時に対し、3年度は0.07となり改善が見られました。

まず、中小企業等の支援は、商工会議所や商工会への補助を通じた連携の下、経営相談、経

営セミナー、記帳の機械化等の推進など、経営に対して支援を行い、また、市制度融資において、小口融資や不況対策資金といった資金面での支援も行っており、この際、融資保証料については、全額市が負担し、融資を受けやすい環境を整えています。また、ここ数年は新型コロナの影響に対する支援も行っており、例えば、3年度であれば、中小企業等事業継続応援金といった給付事業、ウイズコロナ事業促進補助金といった消耗品や設備等への補助を行っております。また、新型コロナ対応の不況対策特別融資では3年間の利子補給を実施しているところです。

今後も、取組を継続しながら、新型コロナの状況も注視しながら、国・県と連携し、市として必要な支援を機動的に検討はしてまいります。

次に、地場産業の振興は、「満足」と「やや満足」を足したものが4.1ポイント増加、「不満」と「やや不満」を足したものが2.7ポイント減少し、市民満足度指標は計画策定時に比べ、3年度は0.08となり改善が見られております。

地場産業の振興は、先端設備導入計画の認定による設備投資促進に対する支援や市制度融資の設備投資資金を通じて、設備の近代化等への支援を行っております。また、周南地域地場産業振興センターを通じた新商品の開発や販路開拓等への支援も行っております。

また、3年度は中止しましたが、にぎわいの創出により地場産業を盛り上げる光まつり、また、飲食キャッシュバック事業や、数年継続しております商品券発行事業といった市内での消費喚起を図ることで、地場産業の振興を図る取組も行っていました。今後も関係団体等との連携を図りながら、新商品の開発、設備近代化の支援、にぎわい創出による地元購買の促進などに取り組み、地場産業の振興を図ってまいりたいと思っております。

次に、企業誘致、雇用の確保は、「満足」と「やや満足」を足したものが1.9ポイント増加し、「不満」と「やや不満」を足したものは4.4ポイント減少しております。結果、計画策定時に比べ、3年度はマイナス0.14となり、改善が見られたるところです。

企業誘致や雇用の確保は、地域経済の活性化や市民が暮らしていく上で不可欠な生活基盤で、働くことは、持続可能な町であるために重要な要素となります。このため、事業所設置奨励金による企業誘致のほか、シルバー人材センターへの補助による高齢者就労への支援、しゅうなん若者サポートステーションへの補助を通じたひきこもりなどで就業していない若い方や家族への就業支援、また、企業等での就労ではありませんが、自ら創業される方への支援など、関係機関等とも連携しながら、事業を実施しております。

今後も、このように様々な角度の取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

今、いろいろ取組もいろいろ説明されたんですが、これからは、そういうふうな地場産業の振興やら、企業の誘致、雇用の確保なんか、当然必要になってくるだろうと思うんですよ。どうしても光市を盛り立てていくためには、そののところをもっと積極的に取り組んでいてもらいたいと思っております。

それで、その下の観光の振興については、どうでしょうか。

○萬治商工観光課長

観光の振興は、「満足」と「やや満足」を足したものが2.4ポイント増加、「不満」と「やや不満」を足したものは3.3ポイント減少し、市民満足度指標が策定時に比べ、3年度0.01となり、改善が見られました。

この2年間、新型コロナにより、様々なイベント等が中止となり、今年の春からようやく再開されるようになってきておりますが、市民アンケートを見ますと、「もっと観光イベントが増えるとよい」や、「集客力がある、地域性のあるイベントの発掘を」といった御意見も見受けられました。今後、新型コロナの状況にもよりますが、先日開催した光まつりのように、3年度は実施できなかった光ふるさとまつりや梅まつりなど、コロナ前に行っていたイベント等を復活、実施することが、まずは1番と考えております。

また、市内や周南3市を巡る周遊イベント、スタンプラリーなどの企画、また、海水浴場に今年度設置したシャワーのような環境整備等も行いながら、不満の低下になるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

それは少し改善されたみたいなんですけど、やっぱり、光市において、観光産業、観光事業といますか、観光の振興について、もう少し積極的な取組をやってほしいと。ぼつん、ぼつんとあるみたいな感じになっているんです。光市は。せつかくある程度、今現在では、石城山のお宮の改修工事なんかも、せつかく、そんなような重文に近い建物や改修なんかもやっている。それなんかも、もっと売出し、今やっていますよ、見に行きませんかとかというような感じの観光もできるんじゃないかなと思ったんじゃないかと私は思っているんですよ。そこは教育委員会のほうになると言われるかも分かりませんが、だから、海にしたって、以前はいっぱい来ておられたんじやが、今頃は割合観光の分散化ちゅうといいですか、そのような感じであまりお見えになってないみたいなんですけど、そういうような、起爆剤の一つになってほしいと思っておるんですよ。だから、どうしても、観光は一つの目玉になるじゃろうと思いますから、ぜひとも今後の光の発展のために尽力を尽くして、今後もやっていてもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○西崎委員

今の大田委員の観光についての関連質問で、決算書57ページ。これは厳密に言うと所管は教育委員会になると思うんですけど、伊藤公の資料館商品販売収入ちゅうんが11万8,000円しかないんですよ。これは360日で割ったら、1日に330円ぐらいしか記念品の売上げはないんです。私はこれ事あるごとに言っているんですけど、商工観光課、今の新たな光の土産となるもの、商品開発をする必要があるんじゃないかなと思っております、伊藤公記念館に行ったら土産物を売するようなもの、目につかないんですよ。

○委員長

西崎委員、今、西崎委員が説明されたページと予算は教育委員会のページでございますので、伊藤公記念公園の歳入からの質問としては、ちょっと、この委員会では承れません。

○西崎委員

それで、課長にお願いしたいのは、光市に来て、観光振興に向けた新商品のお土産というか、こういうものをしっかり開発する必要があるんじゃないかというのは、この金額にも、11万8,000円ちゅうの出ちよるんだけど、その辺をどういうふうに考えているか。

○委員長

決算審査で、今までの観光の取組ということで……。

○西崎委員

そうです、そうです。

○委員長

観光のところで当てはまるところで、決算から説明願います。

それなら、答えられますかね。

○萬治商工観光課長

決算書の163ページに、光ブランド創出事業がございます。この事業は、平成30年度から始まり、お土産品を開発する者に補助をする事業です。また、30年度から3年度までで14品ほど光セクションとしてお土産品を認定しております。お土産品の開発について、このような取組もしておりますので、御承知いただけたらと思います。

以上です。

○西崎委員

実情は、これはもう何年も前からだろうと思うんですが、伊藤公記念館には、土産物を展示しているところはないです。

○委員長

西崎委員、伊藤公記念館は、ここの所管ではございませんので、伊藤公記念館についての質問は教育委員会の所管となりますが。

○西崎委員

伊藤公記念館における光市のお土産品の件でございますけど……。

○委員長

すみません。伊藤公記念館におけるという質問においては、ちょっと、この委員会では審議できません。

○西崎委員

お土産品の販売についてですけど、売るような気配がない。どうも、足元のガラスケースに置い

て、しゃがんでから、何かそこあるよというような感じなんですけど、その辺も、今後、令和3年度までの反省として、しっかり改善してもらいたいと思います。

以上です。

○委員長

西崎委員、伊藤公記念館の売り方とか、その商品、伊藤公記念館という言葉がかかると、執行部は答えができませんので、以上、それを認識してください。

○西崎委員

伊藤公記念館と私言いましたけど、ほかにも光市の記念品なり物産品、これを売っているところあると思うんです。その辺、全部そうだろうと思います。恐らく。

○委員長

暫時休憩します。

……………休 憩……………

○西崎委員

決算書165ページに光市観光協会補助金とあるんですよ。これは以前聞いたときには、900何万円ぐらいが観光協会の4人の職員の人件費だったんだけど、観光協会のお土産品の新規開拓等々の事業をやっているんじゃないんでしょうか。

○萬治商工観光課長

観光協会では、現在、新規の開発は行っておりません。

以上です。

○西崎委員

いない。販売はやっている、この間、お聞きしました。

○萬治商工観光課長

観光協会が冠山総合公園のひかり花館という売店を運営していますので、そこで販売をしています。

以上です。

○西崎委員

総括しますと、非常に、この決算書を見ても、光のお土産品とか、販売額から見たら低迷しているわけですよ。そして、ないんです。これらしい土産品が。そういうことを私はこの質問したわけで、それは教育のエリアだ、担当分野だということであるかもしれんけども、ひとつ、商工観光課として、ぜひ、その辺をこの数字から、令和3年度までの決算書から、考えとってもらいたいと思います。

では、55ページ。

2つございまして、大田委員の関連でございますけど、地域公共交通確保維持改善事業費の返戻金ですけど、これは協議会に来たものであるから、この91万4,000円は協議会から市に受け入れたんだという収入だという説明ございましたけど、これは、補助金、国庫補助金の交付要綱等には違反はしないんですか。

○坪根公共交通政策課長

国庫補助金の交付要綱には協議会に交付するとなっており、交付要綱どおりの交付となっております。

以上でございます。

○西崎委員

それでは、次に、同じく55ページの上から2行目、商工費雑入、海水浴場救護所開設協力金7万2,000円がありますが、これはどういう内容で、誰が支払っているんでしょうか。

○萬治商工観光課長

海水浴場救護所開設協力金は、日本赤十字社光地区から夏季海水浴場の安全対策費に係る交付として受けております。

内容としては、室積・虹ヶ浜両案内所に夏の間の緊急時に備えてAEDを2台設置したので、この借り上げ費用が対象となっております。

この交付金は日本赤十字社光地区が日本赤十字山口県支部から交付を受けた交付金を活用して実施されているものと聞いております。災害救助費や血液事業費などに使われているようですが、この中の費用の一部が夏季海水浴場の安全対策として、AED設置は対象となるということでございましたので、申請をして補助を受けたものでございます。

以上です。

○西崎委員

そういうふうなものが日赤山口支部からAED2台分の借り上げ料が来るというのは、初めて知りました。それで、実際、海水浴場の開設期には、室積と虹ヶ浜、どこへ、これをAED置いているんですか。

○萬治商工観光課長

それぞれ案内所を開設しておりますので、その案内所の中に置いております。

以上です。

○西崎委員

もちろんAEDが置いてあるということになると、操作する人も、もう案内所にはいるということでしょうか。

○萬治商工観光課長

AEDの操作はどなたでも可能ですので、観光客自らがされてもいいし、案内所の人がやることもできますから、特に誰がということ限定してはいません。

以上です。

○西崎委員

了解いたしました。

説 明:太田農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑:なし

……………休憩……………

説 明:西村経済部次長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

決算書147ページの農業振興拠点施設管理運営事業についてお尋ねします。

先ほど、説明はあったかと思うんですけれども、修繕料が予算65万円に対して、決算では84万円となっていますが、もう一度、修繕内容についてお示ください。

○西村経済部次長

修繕料84万円についてお答えします。

まず、計画的な更新を予定していたハイブロワの取替えが16万9,000円。それと、合併処理浄化槽のロータリーブロワの取替えが49万9,000円。これに加えて、令和3年4月に里の厨の総菜加工室内のエアコンが作動不良となったため、緊急的に予備費により財源を確保し、コンプレッサーの交換を行っております。これが17万6,000円。合計で84万4,000円となります。

○早稲田委員

内訳について、今、確認をさせていただきました。

それで、また、この147ページの修繕料の3行下のところの施設整備工事は、こちらは予算書では記載がなくて、決算では88万円となっていました。これも先ほどちょっと説明があったんですけど、工事内容について、再度お尋ねします。

○西村経済部次長

施設整備工事88万円は、令和3年9月に発生した自動車衝突事故により、里の厨のバックヤードにある出入口の門扉が破損しました。外部からの侵入を防止するために早急に修繕を行う必要があったため、緊急的に予備費により財源を確保し、アルミ伸縮門扉交換する工事を実施した

ものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

緊急的な門扉の破損ということで、もうやむを得ない。お客さんとかに迷惑かけてはいけないので、緊急的な工事ということで、予算にはなかったけれどもということで、理解いたしました。

続きまして、決算書の149ページの単独土地改良事業のR2水路改修工事があったと思うんですけども、こちらについての工事内容について、またお示ください。

○西村経済部次長

この工事は、平成29年度から令和2年度までの期間に、県営事業として実施された浅江西河内地区柏木ため池改修工事に伴い、下流部となる未整備の水路を合わせて整備したものです。

工事の内容は、本体工事及び附帯工事の2つがあります。

まず、本体工事は、大型フリュームを約62m、3面張り水路を約11m、重力式擁壁を約22m、これらを合わせた水路改修工事を実施しております。

契約額は1,007万9,300円で、そのうち前払い金360万円を令和2年度中に支払っていますので、令和3年決算額は647万9,300円になります。

なお、これらの工事は、令和3年6月30日に完成しております。

次に、附帯工事は、当該水路に隣接するため池管理路ののり面等に湧水が生じるため、暗渠排水の整備を本体工事に併せて実施したものです。整備延長は80mで、契約額は139万4,800円、令和3年9月30日に完了しております。

以上でございます。

○早稲田委員

柏木ため池の工事ということで、本体と附帯工事行ったということで、大きな工事であったということを確認しました。全て終わっているということで、了解いたしました。

続きまして、主要施策の成果の147ページ、お願いします。

こちら(4)農業振興拠点施設管理運営事業についてお尋ねします。

この文章の中に「前年度実績と比較すると来客数、販売額ともに減少しました」というふうに記入してありますけれども、この実績が落ち込んでいる理由について分かりましたらお示ください。

○西村経済部次長

まず、令和3年度は、新型コロナウイルスをはじめ、夏の豪雨や猛暑などの影響から、野菜や花卉等の出荷数や来客数が共に減少するなどにより、令和2年度と比較すると、販売実績は大幅に減少しました。

一方で、前年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛などによる巣籠もり需要の高まりに加え、手作りマスクを含む工芸品の売上増加や、クリスマスを自宅で過ごす人が増えたことによるイチゴの売上げ急増など、里の厨の販売実績が最高額を更新した年でもあります。こうした状況から、令和2年度と比較すると見劣りするところもございますが、令和3

年度の販売実績2億6,300万円は、開設以来10年間で令和2年度、令和元年度に続き3番目に高い販売実績となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和2年度のときも、何かお伺いしたときに、確かにすごい高収益といいますか、販売額は上がっていたということで、それに比較すると令和3年度は低いけれども、全体的には3番目の売上げであるということで、特に落ち込んでいるわけではないということが分かりました。

そして、こちらなんですけど、コロナ禍の中で、営業時間の短縮とかもありましたけれども、先般、入館者250万人突破というふうなうれしいお知らせもありましたので、今後も売上げ等を販売額が上がるように応援していきたいと、応援していただきたいと思います。

じゃあ、続きまして、決算書の153ページ、主要施策の成果の151ページです。

市民の森保全事業についてお尋ねします。

先ほど決算書の説明でもありました老朽化した防護柵の更新を実施とありましたけれども、どのあたりを整備したのでしょうか、お願いします。

○西村経済部次長

市民の森のコバルト台地は、山の頂上付近にあるため、転落防止を図る観点から、コバルト台地の外縁部に木柵を設置しています。この木柵が腐食等により破損していることが確認されたことによるものです。

以上でございます。

○早稲田委員

高い位置にあるものですから、防護柵が腐っていて危ないような状態だとよくないと思いますので、これも更新を実施といったことで、安全に向けて実施したということで、分かりました。

では、155ページ、お願いします。主要施策の成果の155ページ、お願いします。

こちらの1番下の項目のところの(2)漁業振興事業、そしてウのところで、漁船や漁具の購入費の支援ということで、355万2,000円の支援ということですが、具体的に内容についてお示してください。

○西村経済部次長

漁船や漁具の購入等に係る支援内容は、漁船、オートパイロットという自動操縦をする機械、レーダー、無線等、漁業者が新規就業する上で必要となるものを購入しております。

以上でございます。

○早稲田委員

漁船やオートパイロット、無線などということで、必要な物、漁業を始めるには必要な物ということで、はい、分かりました。

156ページのところなんですけれども、同じく成果のところ、表の1番下に、令和4年1月末をも

って1人離職というふうに書いてあるんですけども、このように離職した場合は、支援したもののというのは、どのようになるのでしょうか。教えてください。

○西村経済部次長

新規就業者が離職した場合の対応は、まず、本事業が新規漁業就業者への貸与を目的に、山口県漁業協同組合光支店が購入した漁船や漁具の費用を補助するもので、対象の漁船や漁具の所有権は貸与期間中は県漁協光支店が所有し、新規就業者が貸与期間中に離職した場合は所有者である県漁協光支店へ返却することとなります。

また、貸与期間中に離職した場合、県漁協光支店は、補助金を市及び県に返還することとなります。

以上でございます。

○早稲田委員

県漁協光支店が所有者ということになって、そちらのほうに返却されるということと、補助金等に対しても返すことになるということによろしいですか、はい。

じゃあ、もう一つ質問いたします。

主要施策の成果の157ページの表の光漁港海岸保全施設整備事業のところですけども、先ほどの決算書の説明のときに、建物補償について、自治会館とかおっしゃったような気がしますけど、この建物補償3棟について教えてください。

○西村経済部次長

まず、建物補償は、海岸保全整備事業の施工に伴い支障となる建物の移転費用を補償するものです。

これらは建物の構造、用途、経過年数、その他の条件を考慮し、従来と同種同等の建物を移転先に建築するために必要な費用を補填するものです。

建物補償3棟の内訳は、前松原と後松原の自治会館が2棟、もう1棟は、個人が所有する建物となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

基本的に建物の移転費用ということで、前松原と後松原の自治会館と、あとは個人の所有の1棟の3棟ということで、よろしいですか。はい。分かりました。

確認できたので、私は以上です。

○西崎委員

決算書の23ページをお開きください。

1番下に水産業使用料、額的には大きくないんですけど、3つ並んでおります。1番初めに、海岸保全区域占用料、これは何があるんですか。

○西村経済部次長

海岸保全区域占用料は、カーブミラーや電柱の占用料です。
以上でございます。

○西崎委員

料金の積算の根拠は、光市は何で計算しておりますでしょう。

○西村経済部次長

積算根拠は、光市海岸占用料等徴収条例に基づき、占用面積 1m^2 1年につき、接続地または付近地の 1m^2 あたりの価格の100分の9に相当する額の範囲内で、市長が定める額となります。
以上でございます。

○西崎委員

了解しました。じゃあ、その下、漁港区域占用料10万2,000円上がっておりますが、これはどこに、何がありますか。

○西村経済部次長

漁港区域占用料は、漁船修理場の設置に対する占用料や電柱占用料などです。
以上でございます。

○西崎委員

漁船修理場というと、普賢寺の前にある漁船修理場ですか。

○西村経済部次長

室積にある漁船修理場の設置に対する占用料です。
以上でございます。

○西崎委員

了解しました。
次に、土地と使用料(水産)というのがありますが、これは何でしょうか。

○西村経済部次長

こちらは、漁協の自動販売機の設置と電柱の使用料です。
以上でございます。

○西崎委員

この自動販売機は八幡漁港にあつて、漁協が設置しているんですか。どこにありますか。

○西村経済部次長

漁港周辺に設置されているものと認識しております。

○西崎委員

漁港周辺ちゅうたら、戸仲も西ノ浜も皆あるんだけど、場所は、私は見て分かるのは、八幡様の出たところに自販機か何か置いてあるが、あれですか。

○西村経済部次長

そこになると思います。道路のちょうど交差点のところですよ。

○田邊委員

基金運用状況審査意見書をお願いします。

37ページ。

(6)農林水産業費について、この中で、3段目の行、支出済額を前年度と比較すると1億6,280万2,000円、35.8%の増加であるとある。

その下、工事請負費や補償補填及び賠償金等の増加が上回ったとあるが、これは具体的に、全体的にどのような内容であったかの説明をお願いしたいと。

○西村経済部次長

支出増加要因となった主な事業として、漁港施設管理事業と海岸保全整備事業がございます。

まず、決算書の157ページ、備考欄の上から2段目、漁港施設管理事業は、保全事業計画書に基づき計画的に漁港施設の補修等を行い、維持管理等ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として、令和3年度より新たに戸仲物揚場の補修等を行う水産物供給基盤機能保全工事4,492万7,000円を実施したことなど、令和2年度の1,712万4,000円から、令和3年度は5,065万7,000円と約3,300万円増額となりました。

次に、同じく決算書157ページ、備考欄1番下、海岸保全整備事業は、室積松原海岸の高潮対策を推進しておりますが、県補助が毎年要望額を下回る内示が継続している状況にあります。防災事業であることから、県に対して強く要望を行うとともに、財源が確保できた際に速やかに事業展開できるよう、用地取得等、これまで積極的に推進を図ってまいりました。令和2年度当初要求額1億8,000万円に対する内示は要求額の3分の1となる6,000万円にとどまりましたが、これまでの成果が実り、令和2年度下半期に、県内で生じた不用額の充当先として、本市が5,300万円の追加内示をいただくことができましたので、令和2年度から令和3年度へ繰越し、8,709万4,000円の工事を実施したところです。

また、令和3年度は、これまでの要望等の効果もあり、当該内示額が9,000万円と昨年度と比較し3,000万円増加されたため、工事や補償補填等を推進することとしたことなど、令和2年度2,755万5,000円から令和3年度1億7,387万7,000円と約1億4,600万円の増額となりました。

以上2事業が支出増加の主な要因と考えております。

以上でございます。

○田邊委員

今、言われたように、漁業施設の部分と海岸保全の部分が増加したということで、理解したいというところでもありますね。

続きまして、次の38ページなんですけど、先ほどから繰越しが結構多いんで、この2年度の繰越しが1億3,778万5,000円となっておるというところなんですけど、この部分が3年度にやらんといけないという部分であります。

昨年度の審査意見書によると、農地費が3,942万4,000円、治山費が800万円、漁港管理費は307万7,000円、海岸保全事業費は8,728万4,000円と、合計では、38ページの2年度の繰越しの1億3,000万円ということになると思うんですけど、これらの事業が、繰り越して、3年度でどうなったか、また、完了したのか、そのあたりをお願いしたい。

○西村経済部次長

まず、農地費3,942万4,000円の繰越事業は、決算書の149ページ、備考欄上から2段目、2つ目の事業、単独土地改良事業になりますが、柏木ため池流末水路の改修事業となる令和2年度測量登記委託料、繰越明許42万9,000円と、令和2年度水路改修工事繰越明許787万4,000円が該当します。工事は令和3年9月30日に完了し、委託料は工事完了後に実施したため、令和3年12月24日完了しております。

その2つ下の事業、農地保全管理事業として、Windows7サポート終了に伴い、地籍トラバー管理システムを更新する、令和2年度地籍トラバー管理システム保守委託料495万円が該当します。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言やまん延防止措置等により期間を延長することとしたもので、令和3年10月8日に完了しております。

あと、151ページをお願いします。

備考欄の1番上の事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業2,563万1,000円が該当します。これらは危険ため池である大峯ため池の廃止工事及びそれに伴う用地測量を行ったもので、工事は令和3年7月8日、用地測量は令和3年9月10日に完了しております。

次に、治山費800万円の対象事業は、155ページをお願いします。

備考欄の上から4段目、小規模治山事業753万円が該当します。これは、岩狩3丁目で崩落した市有林のり面を整備する小規模治山工事で、令和3年4月30日に事業完了しております。

次に、漁港管理費307万7,000円の対象事業は、157ページ、備考欄の上から2段目、漁港施設管理事業の令和2年度漁港施設補修工事繰越明許297万9,000円が該当します。これは、老朽化や車両通行に伴う経年劣化により一部が破損している室積八幡地区船揚場の横断側溝等を整備するもので、令和3年5月31日に完了しております。

次に、海岸保全事業費8,728万4,000円の対象事業は、同じく157ページの備考欄、1番下の海岸保全整備事業の令和2年度光漁港海岸保全施設整備工事繰越明許8,709万4,000円が該当します。これは室積松原海岸の高潮対策に係る高潮堤防等の整備を行うもので、令和3年9月24日に完了しております。

以上でございます。

○田邊委員

単独土地が完了、農地保全も完了と、それで農業水路も完了したと、小規模治山、漁港施設

管理、海岸保全が完了したと、予定は。

2年度から3年度に海岸保全事業は2,728万4,000円の繰り越しており、今の説明で、大体理解はしましたけど、再び、この海岸保全整備事業を3年度から4年度に繰り越しております。これは、2年度の繰越しが3年度中に、今、完了したと言われたけど、一部が完了していなかったと理解していいのか、同じ名称になっておりますんで、そこをちょっと確認したいんです。

○西村経済部次長

令和3年度から令和4年度の繰越しは、令和3年度事業として着手した高潮堤防の整備に係るもので、令和2年度の繰越し事業の一部が完了しなかったものではございません。これは、令和3年度予算により発注した工事が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、材料の納品に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことから、繰り越したものです。

なお、繰り越した事業は、令和4年5月31日に完了しております。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。だから、2年度に繰り越した1億3,778万5,000円、これは完了したということで、先ほどの海岸保全等整備事業、これについては、また別の工事だということの理解でよろしいわけですね。

○西村経済部次長

そういう認識でよろしいと思います。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○大田委員

総合評価書の15ページで、農業、政策1と政策3、農業振興がC、水産業の振興がCとなっています。その原因、評価ではB項目が多くあったことからCとなったんだろーんと思っているんですが、これら成果評価書のD評価について、そうなった原因とか、または、今後どのように解決に向かっていくのか。それぞれお答え願いたいと思っています。

○西村経済部次長

それでは、まず、農業の振興の成果指標がD評価について、お答えします。

農業の振興のうち、成果指標評価がD評価となったものに農業の合計生産量(年度)がございます。D評価となった原因は、農地面積の減少や農家数の減少等が急激に進んだことにより生産量の減少につながっていると考えております。

今後の課題解決に向けた進め方でございますが、新規就農者、中心経営体をはじめとする農業者などの各種相談に応じながら必要な支援を行い、また、地域の農業農地を守り発展させていくため、人・農地プランで定めた方針に基づき、中心経営体等への農地集積が促進されるよう農地中間管理事業に取り組むこと、また、協議会等の活動を通じ、農業者、行政、関係機関が情報共有や連携を図ること、さらに、老朽化した土地改良施設の整備、改修や長寿命化対策な

どによる施設の使用期間の延命、農業者団体による地域で一体となった農地農業施設の保全管理の推進、また、異常気象等に伴う農地農業施設の被害及び有害鳥獣など不測の事態への対応など、農地面積や農家数の減少を防ぐためには、ソフト・ハードの両面から効率的に支援を行うなど、総合的な対応を行いながら進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○大田委員

農業者の担い手をようけつくって、農業面積を増やすことが1番の効果的だろうというふうな解釈をいたしました。また、漁業はちょっとお聞きしなかったんですが、農業にしてはそねえなことじやろうと思います。漁業、水産業についても、ちょっと説明ください。

○西村経済部次長

水産業の振興の成果指標D評価のものとして、漁業の合計生産量(年度)がございます。D評価となった原因は、漁業就業者の高齢化及び減少に伴い生産量が減少していることや、販路の少なさも現状の課題となっているものと考えております。

今後の課題解決に向けた進め方でございますが、漁業の合計生産量は漁業就業者の収益に直接影響を及ぼすものであり、加えて、本市の水産振興の指標として重要なものとなりますことから、今後も継続して、漁業就業者の維持及び新規就業者の確保と併せて、販路拡大についても関係各所と連携して、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうですね、生産量を上げると、それでまた、食材をいろいろ仕入れるところを見つけるというのも、それは一つのあれでしょう。一つは、新しく商店があそこへ、海の家みたいなのをつくって、あそこで、加工販売してから、買う人をもっと高めるといとか、そういうふうなことを今後考えていっていかれるという解釈をいたしました。ぜひとも、農業にしても水産業にしても、担い手不足がやっぱり1番の課題だろうと思っていますので、それについて、いろいろ考えていってほしいと思っています。

次に、審査参考資料の42ページ。説明もありましたが、土地改良区の統合について、「相違点の一部を改善」というふうに書いてあるんですが、この点について、どのような改善があるのか。また、どのような改善をされたのか、お示ください。

○西村経済部次長

土地改良区の統合に関し、令和2年度実績状況等に示した、統合に向けた検討・調整を進め、相違点の一部を改善については、大和土地改良区の東荷と塩田の地区ごとで異なっていました。経常賦課金を統一したことにより、塩田地区の賦課金が当初の4倍になるなどの状況も生じましたが、組合員の協力の下、組織全体として実財源を増額することにより、安定的な土地改良運営ができるよう改善を図ったものです。

以上でございます。

○大田委員

土地改良区を主体とした協議を進め、問題解決に向けて事務調整等を補佐したとありますが、具体的に何をされたのでしょうか。

○西村経済部次長

令和3年度実施状況等に示した両土地改良区理事を主体とした協議を進め、課題解決に向けた事務調整等補佐についての御質問だと思います。

具体的に行ったこととして、事務の一本化に向け、令和3年度は千田郷土地改良区の経常賦課金を2倍に増額し、大和土地改良区の経常賦課金と統一しました。これに併せて、両土地改良区の費用負担の下、会計及び賦課金を管理するシステムを導入し、事務の効率化を図るとともに、令和2年度に見直しを行った光市土地改良区合同事務所に対する補助金削減に伴う組織体制が円滑に運営できるよう支援等を行ったものです。

以上でございます。

○大田委員

円滑に進めるということですが、土地改良区の統合について、今後はどのようなになるんですか。

○西村経済部次長

当初は、千田郷土地改良区と大和土地改良区の組織の統合も含めて検討を進めましたが、検討を進めていく中で、土地改良区ごとに地域の課題が異なることや、土地改良事業等がそもそも違うこと、また、老朽化が進む農業施設の維持管理が土地改良区のメイン事業になっていく中で、組織自体を大きくしていくことがマイナスになることが分かっていたことから、統合のメリットが非常に小さいと判断されました。また、これまでの経常賦課金の増額、システムの導入等に取り組むことにより、人件費の抑制など、効率的かつ合理的な改善が図られ、事務の一本化が進められたことから、当初の目的はある程度達成したのではないかと考えています。

以上でございます。

○大田委員

千田郷にしても大和土地改良区にしても、いろいろ諸事情が違うから、なかなか一本化は難しいやろうと思うんです。そのところをもう少し、ゆっくりと考えながら進めていってもらいたいと思っています。

続いて、審査参考資料の47ページですか。農林水産の事務評価についてD評価。

Dちゅうのは、業務見直しによる廃止の意向、業務完了の意向、意図をもって休止した業務、直ちに廃止は困難である。今後、業務廃止を検討しているものだという評価が上がっているわけです。じゃけ、当該事業の内容と今後の方向性についてお示してください。

○西村経済部次長

業務評価がD評価の業務は、周防のライスセンターの管理業務になります。ライスセンターの

管理業務は、平成30年度をもって利用者がいなくなったため、施設廃止に向け、施設内の農業機械、備品等の処分を行い、令和3年度に完了しております。

以上でございます。

○大田委員

そのところの47ページ、改善提案件数5件とありますが、どのような内容なのか、その5件についてお示してください。

○西村経済部次長

改善提案件数5件の内訳は、まず、決算書147ページの地産地消推進事業の地産地消推進事業委託業務で、改善提案は地産地消プランの策定と、これまでの参加実績やニーズに応じ、体験コースの見直しや新設を行う2件の取組になります。

そして、光・熊毛地区栽培漁業協会運営業務に関し、決算書155ページにあります光・熊毛地区栽培漁業協会負担金の改善提案で、協会負担金について調査を行い、負担金の見直しに向けた資料の作成及び今後についての検討を行ったものです。

そして、最後が、先ほど御説明したライスセンター管理業務で、ライスセンターの廃止に向けて、ライスセンターの土地建物の売却の推進とライスセンター閉鎖に向けた管理を進めていくことの2つ、これで合わせて5件の改善提案となっております。

以上でございます。

○大田委員

いろんな今5つの改善案いろいろ示されましたが、その改善案についての今後の実施ちゅうのはどねえなっちゃんですか。

○西村経済部次長

改善提案の令和3年度における実施状況についてお答えします。

まず、地産地消推進事業委託業務は、主要施策の成果147ページ、1番下ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う開催中止などが影響し、令和2年度、令和3年度と参加者が大幅に減少したことから、まず、これらを解消するために、市広報、里の厨フェイスブック等を活用した参加者募集等の取組を3年度に行っております。

それと、次に、光・熊毛地区栽培漁業協会運営業務の光・熊毛地区栽培漁業協会負担金は、クルマエビ養殖事業で捻出された利益を運営資金として確保を図る中で、協会負担金も含めた様々な検討が必要だということで、注視しているということです。ライスセンター管理業務は、先ほど御説明したとおりです。

以上でございます。

○大田委員

こういうふうに、いろいろな問題点上がっても、なかなか一気に解決はできないだろうと思うんですが、なるだけ早期に目星がつくような、要するにC評価にならないように、今後ともしていても

raitai to iu ndesu ga, sore to onji you ni, sōgō hēyō shō naka de no 24 pēji, kihon mokuhyō 5 no 「産業の活力とにぎわいがゆたかに行き渡るまち」の中 of 農林水産業の振興が、「不満」や「やや不満」というのがそこそこあるんですが、これをどのように市民に反映していくのか、不満を除けるような市民に反映していくのか、具体的な案があると思いますが、それをお示しください。

○西村経済部次長

市民アンケートの農林水産業の振興についての「不満」、「やや不満」については、深刻な状況となっている高齢化に伴う担い手不足が大きく関係しているのではないかと分析しております。そのため、こうした課題解決に当たっては、有効な施策等はございませんので、これまで取り組んでいる新規就業者による担い手の確保や生産意欲の高い担い手をターゲットとした施策展開などを一つ一つ確実に進めていく必要があると考えております。

農業に関して具体的な一例を挙げますと、決算書144から147ページにかけた農業振興費にありますように、農業機械の助成や農業法人等に支援する人件費補助といったソフト対策、また、それに加えて、147ページから151ページ、農地費にありますように、農業施設の整備や維持管理といったハード対策、さらに、152ページから155ページ、林業費における有害鳥獣対策事業や、208ページから209ページの災害復旧事業のように、不測の被害に備える対策や被害が生じた場合の復旧等により、農業生産意欲が減退しないよう努めることも必要であると考えております。

このように、農林水産業の振興を図るため、担い手の方々の声にしっかりと耳を傾けるとともに、関係機関と連携を図りながら、ソフト・ハードの対策をうまく活用した総合的な支援を1つずつ着実に進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○大田委員

やっぱり、担い手、農業、放棄地の開墾、そのようなやら、ソフト・ハードで一緒になってから、今後とも農業振興に持っていくというような政策が、地道な活動で進めていかなくちやなかなか進まないんじゃないかなというふうに、いろいろ思っております。そのように向けて、今後とも執行部一体となって、市民の皆様を巻き込んで、一緒になって農業振興を進めていって、また、水産業振興も進めていってもらいたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○芳岡経済部長

先ほど公共交通政策課のところで、うしま丸の待合所の底地についての御質問をいただいたことについて、お答えさせていただきます。

現在、うしま丸の待合所と公衆便所として使用している建物に係る用地36.8m²は、漁港施設用地利用計画において、光漁港区域内の道路、駐車場用地として扱われていましたが、この施設の建築に当たり水産庁とも協議し、同計画の変更を届け出ることにより、それまでの道路、駐車場から白地とされています。これに基づき、その場所に待合所及び公衆便所を建てたものです。

以上でございます。

○西崎委員

今、白地になっているということでございますけど、私も、ちょっと離れて、しばらく時間がたって、分からなくなりましたが、定期船待合所用地というような具体的に分かるような名称もあるんじゃないかなと思っておりますけど、来年の春、もし、変更する必要があるれば、ひとつ、県と国のほうに利用計画の変更届を出して。

○芳岡経済部長

平成27年に水産庁に届出を出すときに、牛島海運の待合所及び公衆便所を設置するとしての利用目的等々も十分に協議した上で、白地とする計画の変更届を行っております。

以上です。

○西崎委員

協議をした上での白地ならオーケーということでございますので、了解しました。

○委員長

最後に、経済部所管分全体を通して、質疑のある方は、ご発言をお願いいたします。

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○早稲田委員

おはようございます。決算書の169ページ、先ほど説明は伺ったんですけども、上のほうの道路維持管理事業の修繕費1,378万4,000円、先ほどの説明では、道路の陥没など小規模な工事とか、公用自動車の車検などの説明があったかと思うんですが、再度説明をお願いいたします。

○松並建設部次長

おはようございます。道路維持費の修繕料の内訳について、詳細を御説明させていただきます。

1,378万4,000円のうち、まず、道路側溝など排水構造物や舗装の陥没、ポットホール

などの対応、これらに38件、1,225万8,000円、それから、職員が行います道路維持作業などで用います、軽トラックやダンプトラック、パッカー車など公用車8台分の車検や修理、これに142万円、それから、職員が直営で行います道路維持作業で使用いたします、草刈り機やチェーンソーなどの機械器具の修理に10万5,000円、こういった内訳になっております。

以上でございます。

○早稲田委員

詳細にありがとうございます。側溝やポットホールなどの修繕38件が1,225万8,000円、それから、軽トラやパッカー車など8台分の車検142万円と、あとは草刈りなどの機具の103万だったかな。すみません、最後のまだ数字がメモできませんで、最後だけちょっともう一度お願いします。

○松並建設部次長

草刈り機やチェーンソーなど機械器具の修理に10万5,000円でございます。

○早稲田委員

分かりました。これらの修繕費を含めての金額ということで理解しました。

じゃあ続きまして、主要施策の成果の167ページお願いします。

中ほどに、道路整備事業の括弧は、調査点検業務委託料の表の中を見てみますと、橋りょう点検40橋と書いてあって、令和2年度の昨年度は18橋に比較して数が進んでいますけれども、その理由と点検結果についてお示してください。

○松並建設部次長

市道橋りょうの点検につきましては、これまでも御説明申し上げておりますように、5年に1回の頻度で行うことを基本とされております。

市道橋りょう208橋につきまして、年次的に点検をしております、令和3年度は40橋の点検を行いました。健全性の診断結果につきまして、国土交通省が定めた4段階で分類いたしますと、最も健全であるⅠ判定が22、おおむね健全であるⅡ判定が17、早期に補修が必要であるⅢ判定が1つ、緊急措置を要するⅣ判定はございませんでした。

以上でございます。

○早稲田委員

点検結果は4段階あって、最も健全なのが半分以上あるということ22件で、健全が17件、特別緊急を要するものはなかったということで、安全点検を引き続きお願いしたいと思います。見つかったときには、すぐに対応をお願いします。

では、このページの下の方の表、1測量設計等委託料についても、昨年度は全部含めて3橋でしたが、令和3年度は足していくと7橋になります。これは予算がたくさんついていたからなどの理由なのでしょうか。説明をお願いします。

○松並建設部次長

これまでの橋りょう点検の結果を踏まえまして、令和３年度につきましては、６橋の橋りょう補修設計を行うこととして予算を編成いたしました。これらの６橋の補修設計業務の発注の後に入札減が生じておりましたことから、これを活用してもう１橋設計を追加いたしまして、合計７橋の設計を行ったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

予算としては６橋計画していたけれども、入札の結果において、もう１橋追加で７橋できたということで分かりました。

じゃあ続きまして、次の１６８ページのところで、表の真ん中辺りに舗装メンテナンス工事というのがあります。令和２年度には、この表の中に舗装メンテナンス工事はなかったんですけど、この工事の花園島田線に行っていると書いてありますが、その場所になったのはなぜか、理由を説明お願いいたします。

○松並建設部次長

道路舗装の経年劣化や大型車両の増加等によります損傷に対応していくために、自動車交通量の多い路線を対象に、令和３年度から国庫補助金を活用した舗装メンテナンス事業に取り組んでおります。

令和３年度当初は、花園島田線を含む３路線、これはいずれも市指定緊急輸送道路でございますけれども、３路線の舗装改築をすることとしておりましたが、国庫補助金の内示が要求額の半分以下と非常に低かったため、３路線のうち最も交通量の多い花園島田線で実施をしたところでございます。

なお、国の補正予算によりまして、追加の補助金を受けられましたことから、一部の予算を令和４年度に繰り越しておりますが、花園高州線の舗装改築を行うこととしております。

以上でございます。

○早稲田委員

もともとは３路線計画していたけれども、国庫補助金が多とより少し少なくなつてということで、１つの路線で花園島田線からということで、今聞きました。

残り２路線もやらずにいけないということは分かっているようですので、引き続き進めていただきますよう、国庫補助金がたくさんこちらの市のほうに、本市のほうに下りてくるといいかなと思うので、努力していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西崎委員

主要施策の成果の169ページをお開きください。

そこに道路維持費として、幹線市道草刈り業務等ということで、2,362万1,000円が金額が上がっているわけですけど、2,362万円というのは少なかったんじゃないでしょうか。

○松並建設部次長

主要施策の成果、169ページの表の2,362万1,000円の委託料のうち、草刈りに要した費用は1,230万6,000円でございます。これは前年度の決算額に対しまして微増、僅かではありますが、増額をしております。

以上でございます。

○西崎委員

今の審査意見書の34ページの土木費の不用額1,459万円というのは、これは流用するちゅうことにいきませんでしたか。

○松並建設部次長

第8款土木費全体で生じた不用額を、1つの事業の1つの業務に充てるのは、現実的には、また予算執行上も困難ではないかと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

かなりの項目で執行残が出るという見込みが立てば、年明けぐらいでも補正予算組んでやるという方法もあるかと思うんですが、その辺いかがですか。

○酒向建設部長

不用額についてのお尋ねでございますけども、不用額とは歳出予算の経費の予算のうち、事業や工法の見直し、施工範囲の変更、入札減など、結果として使用する必要がなくなった額で、当該年度の歳出、予算現額から支出済歳出額及び翌年度繰越額を控除した残額でございます。

委員お示しの金額でございますけれども、土木管理費や道路橋りょう費、河川費、港湾費、都市計画費、住宅費、全ての不用額の合計となっております。予算につきましては、それぞれの各項において目的を持って予算措置されたものでございます。

さらに、委員御承知のこととは存じますが、地方自治法第220条において、各項の款において相互にこれを流用することができないとされているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

私、過日、光市がこの問題について方針を打ち出している、原則として、市道の総延長がかなり長いので膨大な事業費になるから、隣接地の所有者が市道の除草もしてもら

いたいという、これお願い行政になると思うんですけど、ある方と話をしたら、高齢になったり亡くなったりして、持ち主のいない民地がかなり増えている。その人が80になったということで、非常にできなくなったということを訴えておりました。その辺加味して、ぜひ予算の増額をお願いいたします。

終わります。

○田邊委員

おはようございます。決算書の151ページをお願いします。

農地費の備考欄、上から2行目の農道舗装整備工事費334万4,000円について、先ほども言われた予備費から充当したとのことですが、充用したということ、もう一度詳しく詳細をお願いします。

○松並建設部次長

農道維持管理事業の予備費の充用につきまして、御説明をさせていただきます。

周南広域農道、消防署から岩田方面に行く路線でございますけれども、舗装の損傷や橋りょうとの接続部におきまして段差が進行いたしまして、自動車の安全な通行に支障を来す状況となりました。

従前行っておりました補修では対応が困難であると判断をいたしまして、急遽予備費を充てまして、緊急的な改築を行ったものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今言われた周南広域農道においてどういった、所管としては以前から知っていたわけですか。それとも、通報によって、その部分についての補修は行ったわけなんですか。そのあたりを教えてください。

○酒向建設部長

当路線につきましては、職員も注視している箇所でございますが、職員によるパトロールと併せて、市民の皆さんからの通報というのもございます。

以上でございます。

○田邊委員

職員も知っておられたと。そして、市民の方の通報も何件かあったよというところで、この予備費から充用して、この工事を行ったというところでありまして、その工事の内容などは、どんな工事を行ったかというところ、ちょっと教えてください。

○松並建設部次長

路線の3か所で工事を行いました。

まず1か所目が、アスファルト舗装の改築を約70m²、それと、橋りょうの伸縮装置、

ジョイントと呼ばれる部品でございますけれども、この部品の補修をいたしました。

2か所目につきましては、トンネルを出た岩田側でございますけれども、アスファルト舗装の改築を約35m²行いました。

さらに3か所目、もう少し岩田側に行ったところでございますけれども、アスファルト舗装の改築を約175m²実施をしたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

3か所あって、消防署側が70m²と橋のジョイントの工事を、取り替えるみたいなことをやったと。そして、岩田側の35m²とアスファルト、それともう一つのアスファルトで175m²を行ったという形ね。

これは予備費がほとんどなんですけど、これは予備費じゃないと対応できないような形、ここの部分、そういった充用した理由をどういう形なんです、そのあたり。

○松並建設部次長

幹線農道を含む市道に係る補修につきましては、会計年度任用職員による簡易な直営作業、あるいは業者に依頼をして修繕をすることが多いんですけれども、このたびの件に関しましては、段差が進んでおりましたことから、修繕による対応の範囲を超えておるというふうに判断をいたしました。が、工事請負費に予算措置をしておりませんことから、やむを得ず予備費の充用をしたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

令和3年度の決算ではありますけど、令和2年度のと時から、このあたりの農道の舗装整備、これはちょっと問題があるというのは所管としては認知していたの、というのはありますよね。このあたりはどうですか。

○酒向建設部長

市内の道路につきましては、パトロール等を実施し、点検等も実施しております。当該箇所につきましても、職員が注視していた箇所ということになります。

以上でございます。

○田邊委員

決算ですけど、この部分については予備費で対応したんですけど、そもそもが3年度の予算を組むときに2年度には分かっていたわけですね、この分。

○酒向建設部長

路線としては把握しておりますけど、当該箇所につきましては、状況が急速に進展していったということがございまして、当初予算等では対応できなかったとこで、緊急的に

予備費を充用して対応したということでございます。

○田邊委員

こういった突発的という考え方で理解していいという、こちらのほうとしては、突発的に起こった橋りょうの段差とアスファルトの部分が極端に進行が早かったと考えでよろしいわけですか。

○酒向建設部長

そのとおりでございます。

○田邊委員

周南広域農道なども老朽化が進んでいると思います。決算実績において、この実績において、令和4年度の予算措置があるのか含めて、ちょっと確認したいところなんですけど、このあたりは。難しい。

○委員長

令和4年度の予算の中身は、この場では言えません。

○田邊委員

周南広域農道は、この箇所以外にも老朽化が進んでいるところがあるかないか、こういった形で予備費から充用してやるような形になってしまったんで、そういったものはどうなんです、所管の考えは。。

○酒向建設部長

この路線につきましては注視しているところでございまして、その状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

光市が管理している農道は何か所ありますか。今、周南以外で、あと2か所あるわけですね。

○松並建設部次長

建設部で管理をしております幹線農道は、3路線ございまして、周南広域農道と大和のふるさと農道と、それから大和農免農道でございます。

以上でございます。

○田邊委員

そのあたりも同じようなことがないようにお願いします。農道の段差を解消した

工事で、予備費から充用した部分をお願いします。

それと、決算書167ページをお願いします。道路新設改良工事、備考欄一番下の行になります。

市道舗装整備工事6,775万円と、主要施策でいえば168ページ、ウ、市道舗装整備等工事の表の部分です。

今、一番左、舗装メンテナンス工事から上は、国費など補助がある工事であります。しかし、舗装・側溝整備等工事は全て市単独工事であります。これについて、これまで専決処分で、側溝の不具合による事故の報告がかなりありました。令和3年度は何路線、側溝の整備をされているのか、このあたりと併せてお願いいたします。

○松並建設部次長

島田虹ヶ浜線や室積の沖田中央線、東荷の黒杭1号線などで、延長340mの側溝整備をしたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

大体でいいんですけど、市内の側溝、所管で考えているところで、340m今回やったというところで、総延長どれくらいあるわけなんですか。ざっとでいいですよ。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○松並建設部次長

お尋ねを頂きました側溝の延長につきましては、申し訳ございません、把握をできておりませんが、市道延長総延長で約356km多うございます。

なお、横断側溝につきましては、農道や認定外道路も含んでにはなりますが、約1,900か所ございます。

以上でございます。

○田邊委員

今度は件数のほうで執行部が答えていただいたので、1,900か所あるということで、今回の、なら3年度は件数とすれば幾らなんですか。

○松並建設部次長

横断側溝に関しましては、2路線で横断側溝改修をしたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

だから、1,900分の2という考え方でいいわけですね。

○松並建設部次長

さようございます。

○酒向建設部長

ただいま2件という話でしたけども、島田虹ヶ浜線について、1路線で2か所施工しております。ということで、全体では3か所が該当するかと存じます。

以上でございます。

○田邊委員

かなり多い中で、会計年度で3件やってもらったのは大変ありがたいと私は思いますけど、まだまだ積み残しみたいな部分も出てくると、あると思うんで、側溝等の整備、所管に最後に聞きますけど、会計年度内でできていると思われるか思われるか、そのあたり。

○松並建設部次長

限られた財源の中ではございますが、市道を良好な状態に保つように努めているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。横断側溝についてはかなりの数があって、道路の総延長も356kmと先ほど言われたというところで、側溝等の整備は、不具合による事故が今多発しておりますんで、本市においては、もっともっと整備する予算は、私は必要だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

次、169ページ、道路維持管理費なんですけど、上から3番目ぐらいかな、4番目ぐらい。8,504万6,000円のうち、道路施設補修工事が下のほうに行って706万6,000円について、これは169ページの14節か、これは、14で、14工事請負費の830万円の予算現額に対して706万6,950円となり、工事請負費の123万3,000円、この不用額の内容、これをもう一度お願いいたします。

○松並建設部次長

先ほども御説明がございましたが、上島田の山田畑線におきまして、排水構造物の補修を行うこととしておりました。そうした中、すぐ近くの山田川におきまして、今年の8月豪雨で山田川が被災をいたしまして、災害復旧と排水施設の補修工事が同時期となりますと、安全に工事を実施するために、特に交通規制の調整が必要となってまいります、この調整が整わなかったものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、山田畑線において予定していた工事が、山田川の災害によって、これができなかったというところで、123万3,000円の不用額が生じたということでありますが、そもそもが道路維持費という少ないですね。予算現額が大体800万円とかそのぐらいなんですけど、そのうちの123万円の不用額を出したというところで、結局、実績が予算に反映されてくる部分も多々あるので、ちゃんと不用額も込みで予算、令和2年度の支出済額は819万円じゃったと思うんですけど、それによって、だんだん道路の維持管理補修工事、道路施設補修工事の部分が減っているわけですね。

こういう不用額を出したら、実績として後に響くんで、こういうあたりは気をつけてほしいんですよ。この箇所に対応が、またどうしても3年度に必要であったと考えるけど、これを今後はどうお考えなのか。

今、山田畑線で、山田川の災害において災害が重なったもんだから、123万円の工事ができなかったという部分は今後どうするわけなんです、これ。結局、執行できなかったという考え方に等しいと思うんですよ、私は。

○松並建設部次長

年度末まで調整を行いましたが、かないませんでしたので、やむを得ず不用額といたしまして、実施ができておりませんが、今年度予算でできれば対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

災害ということじゃありますけど、当初予算でそういった計画を立てちゃったんだから、それで123万円のは工事ができなかったというのは、やっぱりまずいと思うんですよね。

毎年、前年度の実績に基づく一定額が予算として反映されるようなところもあるんで、この300万円というのは、少ない予算の中の割合からすれば大きいと思うんですよ。これはどういった形にしても、年度内にやってもらべきだと思いますんで。

今後、次の年度にやると言われるけど、こういうのが積み重なると、やっぱり所管としても財源は欲しいと思うんですよ。だから、こういう道路施設の補修工事の部分で、こういうなものは極力出さないようにしてほしいというところと、年々ここ下がっていますんで、予算は必要であると思います。

以上です。

○大田委員

今も同僚委員が言われたように、年々下がっているというふうに言われたんですが、意見書の39ページないし92ページに載っているんですが、道路管理費、道路橋りょう費、下がっているんですよ、全体的な予算が。そこんところ、どういうふうにお考えか。

壇上でもお聞きしたんですが、黒字があれだけ出ているのであれば、インフラ整備に道路管理費やら道路橋りょう費にもう少し回せるんじゃないかと思って、こういうふう

に3年度の金額が下がるということはないと思うんですが、そこんところどういうふうにお考えか。

○松並建設部次長

審査書の39ページの表でございます。

一番上の土木管理費と、次の道路橋りょう費につきまして、2年度の決算額に対し3年度のこのたびの決算額少ないというお尋ねかと存じます。

費目別に見ますと、土木管理費には職員の人件費を多く含んでおりますので、これを除く土木総務事務費で対比をいたしますと、2年度に対しまして3年度は70万3,000円増となっております。

また、道路橋りょう費につきましては、2年度決算額と3年度決算額、単純に引き算をいたしますと、2,520万9,000円減でございますけれども、このうち基本的に県事業の進捗に左右されます県営事業負担金を除きますと、その差は約700万円でございます。これにはそれぞれ前年度からの繰越額を含んでおりまして、2年度決算額には元年度からの繰越し、約6,500万円が入っております。

一方、このたびの決算額には、2年度から3年度への繰越額3,400万円が入っております。つまり前年度からの繰越額の3,000万円の大きい差がございまして、それらを除いて考えるならば、今年度決算額は減ってはいないというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

それにいろいろつけておられますが、実際に数字で上がっているのは下がっているんですよ。ほいで、維持費なんかも同僚委員が言うたように、年々下がっているんですよ、維持補修費。

何というか、第2次総合計画評価書の中にも、13ページか14ページ、道路舗装率100%でA、そういうふうになっているんですが、今も同僚委員が言ったように、黒くなっていけばええかということじゃないんですよ。道路には凸凹がたくさん、どこの市道にもほとんどあるし、ほいで、ひび割れもしちよるし、穴が空いて、交通事故で市のほうも何件が補償しているし、そねなのを鑑みて、全体的に下がっちゃうから、そこんところどういうふうに考えるかいうたら、これはこうだから下がっているわけじゃないとか、ああじゃないから、下がっているわけじゃないと、そういうふうに言われているんですが、ほしたら、そういう全部、市民に満足させるだけの工事をされているんですか。

私ら道路走っちゃうっても、凸凹はすごいあるんですよ、市道。そういうふうな、いろいろ言葉ではごまかせるかも分かりませんが、市民の感情としては、舗装は黒くなってりゃええちゅうもんじゃないと思うんですよ。そこんところ、どういうふうにお考えですか。

○松並建設部次長

項目、費目ごとに前年度との対比を述べさせていただきましたが、少しミクロな視点で捉えますと、やはり各事業の進捗に応じまして、年度ごとの決算額に増減が生じることは、やっぱり当然であろうかというふうに考えております。

数値だけを見ますと、減ってはおりますけれども、国庫補助金や有利な起債などをしっかり活用して、各種の事業を展開をしておるところでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大田委員

今言うたように、そりゃ国庫補助やら県の補助なんかいろいろ活用してから、いろいろやられると。それは分かります。それは今後もしっかり、国庫補助、県補助頂いて、道路のインフラ整備をしてもらいたいのは分かりますが、要するに、維持補修なんかお願いしても、予算がないのというふうな一点張りなんですよ、ほとんどが。

そういう予算がないの一点張りで、ずっと言っておられるから、この間の側溝のグレーチングの跳ね上がりやら、ディポットでいいんですかね、穴（「ポットホール」と呼ぶ者あり）お、ポットホールなんか出て、要するに、市が補償せんにゃいけんとなるんですよ。

そういうところをしっかりと捉えるために、どうしても道路管理費なんかは、当然下がるんじゃないくて、維持管理がどうしても付き物になってくるんですよ。そういうふうな思いで、皆さんやってもらえると思っておるんですがね。結果的には、それじゃけ、今後とも、実際に表じゃあ下がっているじゃないですか。

○松並建設部次長

道路橋りょう費で捉えますと、県営事業負担金を除くと増えております。

以上でございます。

○大田委員

じゃあ、なぜこういう下がるんです。

○松並建設部次長

39ページの表、費目ごとの決算額でございますけれども、毎年度の各年度の県事業負担金を含んでおります。県事業の進捗に応じまして、年度ごとに払う額というのは、多い年と少ない年がございますので、それらを除いて比較をいたしますと、2年度決算額と3年度決算額が、道路橋りょう費は増えておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

となると、この表というのは、決算意見書ちゅうのは、我々に誤解を与えるような決算書類になるということになるわけですね。

○松並建設部次長

決算額の内訳につきまして、より詳しく分析できるように御説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、人に誤解を与えるような表現、今これ出ているということは、そういうふうに、私、それに質問して、各それぞれの、松並次長は各それぞれに答えられたんですが、やっぱり、目で見ても分かるような表にしてもらいたいと私は思っているんですが。

○吉本副市長

誤解があってはいけないんで、少し補足をさせていただきます。

決算の審査意見書の39ページの道路橋りょう費の数字、2億8,977万4,861円。この数字は決算書の167ページの道路橋りょう費という項のトータルの額。支出済額というのがありますよね。それが2億8,977万4,861円。この数字と突合しているわけです。先ほどから次長が説明申し上げているのは、この数字にはどちらも間違いは当然ございません。ですから、その内訳はこうですよという御説明を申し上げてきたところなんです。そのために、この委員会で、我々のほうができるだけ委員の皆さん方に御理解いただけるように説明をさせてもらっているわけです。ですから、こちらの意見書も、こちらの決算書も何ら問題はないものです。あとは中身についてですが、先ほどから委員の御質問は、3年度は道路橋りょう費という項のトータルの数字だけを捉えての御質問だったんです。それで、昨年度よりも減少していると、これはけしからんという御質問だったんで、いや、そうではないですよと次長が説明をさせてもらったところです。

以上です。

○大田委員

けしからんじゃなく、もっと、要するに上げてもらって、維持管理、インフラ整備をやってくださいよという、決算額が下がっちゃうけ、それじゃできないんじゃないかというのをお聞きしよったわけですよ。

○吉本副市長

いや、ですから、下がっておりません。

以上です。

○大田委員

表面上は下がったように見えているんです。

それじゃけ、繰越明許が7,300万円ありますよということも、ちらっと言われたんですが、それも含めたら昨年度よりは上がっておるよというような感じのものは言われた

んですが、そういうふうに、意見書だけを見ると、そういうふうに見えるんですよ。誰が見ても意見書だけを見てたら、そういうふうに見えるんですよ。目に見えるような方法で、常に要望しても予算がないよちゅうて言われるから、ほんなら、これを見たらそうじゃないかというふうに見えるわけですよ。だから、そこんところを私はお聞きしたわけですよ。

○吉本副市長

ですから、決算書で細部にわたるまで示しておりますし、それから主要施策の成果でできるだけ分かりやすく詳細に、記載をさせてもらっております。これに加えて、先ほどから次長が、説明をさせてもらっております。そのために、この場があると思っております。

以上でございます。

○大田委員

だから、お聞きしているんじゃないですか。分かりました。

次に移ります。

決算審査参考資料の10ページ、先ほど御説明あったんです。不用額において、167ページですかね。決算書の。不用額が159万7,000円の説明があったんですが、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○松並建設部次長

不用額159万6,000円の御説明ということで、いま一度、御説明を申し上げます。

167ページ、道路新設改良費の備考欄の上から5行目、R2市道改良工事（繰越明許）1,650万円に係るものでございます。

これは、上島田地区と岩田地区とを連絡する市道山田中岩田線の道路改良工事を令和2年度から3年度に繰り越して実施をしたものでございます。

現地の土質が軟弱でございましたために、土砂の置き換えなどの対策が必要ではないかということを想定をしておりました。しかしながら、令和3年度に入りまして、こうした対策の必要がなく、土質は良好であるということが判明したために、そういった対策は必要ございませんでしたので、不用額が生じたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

軟弱であるか、軟弱でないかというのは、測量されて分かると思うんですが、こういう場合は、まず令和2年度のときにボーリング調査とか何かされて、軟弱であるんじゃないかちゅうのが確認できて、3年度にもう一遍ボーリング調査したときにはなかったから、軟弱地盤でなかったから工事を軟弱地盤対策にはしなかったということですか。

○松並建設部次長

ボーリング調査ではなくて、これは舗装を仕上げるに当たりまして、もともとありました舗装をはがして、高さも高くなったり低くなったりしますので、もともとありましたアスファルト舗装をはがして、路盤を造り直すときのその地盤の状態なんですけれども、掘り返したときに良好であるということが現地の試験結果で分かりましたので、対策をしなかったというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

これは現状より拡幅をされていたと思うんですが、そういうふうな、拡幅されて、かさ上げしてやっていると思うんですが、そういう地盤も、そういうふうな、要するにボーリングじゃなくて、見て、転圧検査で済ましたと、そのときに軟弱地盤じゃなかったということですか。

○松並建設部次長

土質が軟弱という説明をさせていただきましたが、重要構造物の基礎というのではなく、アスファルト舗装に対する支持地盤ということですので、ボーリング調査というよりも、現地の簡易な試験によって、良好か否かというものが判定できるものでございます。

以上でございます。

○大田委員

軟弱だったのが軟弱でないから、軟弱の工事費を不用額に上げたということですが、やっぱり工事する限りにおいては、どうしても車両を何回も何回も通るから、どうしてもわだちができるんですよね。そういうようなことがないように、今後とも道路を造られる、新設されるときには、よう検討してやってもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、決算書の171ページの河川水路しゅんせつ工事で1,444万8,000円の決算額が上がっているんですが、少し説明をいただいたんですが、もう少し詳しく説明欲しいと思うんですが。

○松並建設部次長

171ページの河川維持管理事業のうちの河川水路しゅんせつ等工事の詳細について御説明をさせていただきます。

先ほども御説明をさせていただきましたが、洪水や浸水被害防止のために市内3河川におきましてしゅんせつをいたしました。

まず、小周防の田屋川、東荷の東川、宮ノ下町の和田川でございます。

このうち田屋川と東川につきましては、有利な起債である緊急しゅんせつ推進事業債を活用して実施をいたしました。

それから東川につきましては、土砂の搬出に必要となる仮設道路の設置などに関しま

して、土地の所有者の方との調整に不測の日数を要しましたことから、一部を令和4年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

この川は、しゅんせつ、泥のしゅんせつだけですか。それとも護岸もだいしょ、いろいろたんですか。

○松並建設部次長

堆積土砂の取り除き、いわゆるしゅんせつだけでございます。

以上でございます。

○大田委員

何mぐらいするぐらいやったんですか。えらい1,440万円、高額な金額なんですよ。

○松並建設部次長

施工延長で申し上げます。田屋川が延長909m、東川につきましては、2工区に分けてございますが、合計で620m。和田川につきましては、30mでございます。

以上でございます。

○大田委員

東川には取付道路を設けたと。何mぐらい設けられた。

○酒向建設部長

東川の仮設道路の延長ということでございますけども、今、手持ちに資料ございませんが、東川のしゅんせつ延長といたしましては、468mを予定しておりました。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○松並建設部次長

先ほど東川の施工延長につきまして申し上げましたが、すみません。訂正をさせていただきます。

東川の施工延長は、2つの工区合計で468mでございました。

それから仮設道路につきまして、所有者の方との調整を要しまして繰り越したところでございますが、結果として調整が整いませんでしたので、仮設道路を設置しない工法で、工事を行ったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

もう一遍、確認します。東川は1番最初説明620mやったが、2工区で468m。

和田川は延長が30mで、仮設道路をやるというお答えやったんやが、それは仮設道路はやっていないということによろしゅうございますね。

○松並建設部次長

当初、仮設道路を設置する予定だったが設置しなかったのは、和田川ではなく、東川でございます。

○大田委員

東川ですか、そう、私の耳が悪いんじゃの。ほいで、東川2工区をやられて、2工区とも令和3年度で無事完了ということによろしいですか。

○松並建設部次長

東川のしゅんせつの1工区、2工区ともに、令和3年度から令和4年度に繰り越しましたが、5月中に工事を終えたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。すごいあっちこっち河川もしゅんせつしなくちゃいけないところがいっぱい今上がっていますから、それも、先ほどから言いよるんですが、下がっているような、これ言やあ、上がっているよとかいうて怒られるんですが、要するに、いっぱい、いっぱい出ていますから、維持工事を今後とも進めてもらいたいと思っております。

また、先ほどから道路維持についてお聞きしているんですが、主要施策の成果169ページ、道路維持で維持工事の表があるんですが、市道維持管理委託で幹線市道草刈り業務も前年度よりは下がっているし、市道施設補修工事も前年度よりは下がっている。市道維持補修の道路施設修繕だけは前年度より上がっているんですよ。合計として、前年度よりは下がっているんですよ。そういう実績も上がっているんです。そこんところは、どういうふうにお考えか、お知らせください。

○松並建設部次長

繰り返しはなりますけれども、限られた財源をしっかりと活用しながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それは、適正な管理、限られた予算で適正な管理を進める。それは分かります。だが、要するに、前年度よりも同じか、上がるべきだろうと私は思っているんですが、下がっているんですよ。ただ、市道維持修繕工事だけは上がっているんですよ。そのほかは全部下がって、全体的に前年度よりも約300万円いかんが、200何十万円下がっているんで

す。決算ベースですよ。決算ベースで、前年度よりは。また、いや、あれがこうって、言われるかも分かん。決算ベースで下がっているんです。そこんところを、もう一遍、お答え願いたいと思います。

○松並建設部次長

限られた財源の中で、市民の皆さんの御意見もしっかりお聞きして、お聞きしながら、適切な維持管理に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

松並次長、大田委員は下がった理由について聞かれているから、その部分の回答がないと、ちょっとかみ合わないと思いますが、なぜ、下がったのかというあたりが説明できますか。

執行部、答えられますか。暫時休憩します。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○松並建設部次長

主要施策の成果の169ページ中ほどの道路維持費の事業費に関する金額、前年度、令和2年度に対し減っているということに関してお答えを申し上げます。

令和2年度の同じ道路維持費の事業費の合計額が4,521万3,000円でございますので、この表の金額からはおよそ200万円減額となっております。ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、令和3年度から国の補助金を活用した道路メンテナンス事業に取り組んでおります。道路維持費の事業は減っておりますが、限られた工事实施体制の中で、国の補助金をうまく活用しながら全体として道路の維持管理事務を強化を図ったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

強化を図ったから下がったの。

○松並建設部次長

道路維持費、費目で言いますと道路維持費の金額は確かに少なくなっておりますが、令和2年度には取り組んでおりませんでした道路メンテナンス事業に3年度から取り組んでおります。予算ベースで3,000万円、一部繰り越しておりますけれども、そうした取組をしっかりと国の補助金なんかを活用しながら取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

下がった理由を述べてくださいと、私は。率直な気持ちを言っているんですよ。それは国庫補助、それはもらって工事費を増やす国庫補助が付いたから市も出さんにゃいけんから増やすのは分かるんですが、このところで下がった理由は何でしょうかというのをお聞きしている。その質問です。

○松並建設部次長

最終予算ベースで申し上げますと、令和2年度が委託料と工事請負費と修繕料の合計額でございますけれども、最終予算額が4,651万8,000円、に対しましては、令和3年度は4,593万6,000円。最終予算ベースにおきましても、約58万円令和3年度が少なくなっております。

ただ、先ほども申し上げましたように、山田畑線で不用額が生じたりもしておりますし、そうしたこともございまして、金額としては令和2年度決算額と令和3年度決算額に減額差が生じたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、山田畑線のことを言われたんですが山田畑線は新設道路でしょう、あれは。維持補修工事なの。

○松並建設部次長

山田畑線は排水施設の修繕に当たり、山田川との工事調整のために予算執行を見送ったものでございまして、委員仰せなのは山田中岩田線だと存じます。

以上でございます。

○大田委員

山田畑線の不用額の百何万円だったかね、上がっているんですが、要するに、私が言いたいのは道路維持委託、市道施設補修工事、市道修繕、これは市道維持修繕は前年度より少し上がっているんですが、要するにこういうような維持管理費でインフラ整備に対して、毎年毎年執行額が昨年よりは下がるよりは昨年よりちょっとでも上がって、施工額を上げてほしいと、願っているわけですよ。そうすると、下がった結果が出ているから、何でだろうかとこういう質問なんです。すごく素朴な質問なんです。今後とも私、ちょっと理解がしにくい答弁だったんですが、今後とも、要するに最終結果的に決算というのは最終結果出るもので、それだから昨年よりは事業施工を昨年よりは少しでも多くなるような予算を組んで施工してほしいというふうに私は願っているわけですよ。じゃないと、下がっていったら施工箇所がだんだん少なくなるということで、市民の皆様は道路舗装が全部されているよと、満足度で言っているんですが、そうじゃないでしょう、それも当然舗装されているのはいろんなところが1番最初に言いましたが、窪地やら側溝のグレーチングやらポットホールやらが空いている、そんなのもきれいにしてくださいよということをお願いしておるわけですよ。だから、下がるんじゃないくて、昨

年よりはもっと施工箇所を増やして工事をしてくださいよというようにお願いしているわけですよ。だから、なぜ下がったのかなと、ただその思いでお聞きしたんですが。来年度からは決算において、事業費、施工できたのが昨年よりは少し増えましたよという感じで令和4年度施工を今後ともしてもらいたいと思っておりますので、頼みますよ。

それから、審査参考資料の21ページ。12月の2日に入札があって、そのときに不落札になり、1月18日にまた同じ工事で入札があって、また不落札になったんです。これはなぜ不落札になるような設計なのかちょっと分からないんですが、そのところの回答をよろしくお願いいたします。

○松並建設部次長

決算審査参考資料21ページの入札結果の中の田布施川災害復旧工事その2の入札に関するお尋ねかと存じます。12月2日に指名競争入札を執行し、不落札となりましたので、指名替えをして再度1月18日に指名競争入札を執行しましたが不落札となっておりま

す。詳しいことは分かりかねますが、やはり業者の手持ちの工事がいっぱいだったとか、そういうことが理由ではないかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

業者の工事が手一杯で不落札ということは今言われましたよね。まことですか。

○松並建設部次長

詳しいことは分かりませんが、そういうことも背景にあったのではないかと推測しております。

以上でございます。

○大田委員

もう1つは設計が安すぎたというのも考えられるんですよ。その点は上げられなかったんですが。業者が忙しくて不落札、設計は、そしたら1回目と2回目は設計変更というのはなかったわけですね。業者変更だけだったんですね。

○松並建設部次長

設計内容の見直しはしておりませんが、入札の日時が変わっておりまして、設計の基準日が変わりますので、適用する単価がものによっては変わってまいりますので、そうしたものの変更はしております。

以上でございます。

○大田委員

ほかの工事を見ても、その前の令和3年度山田川災害復旧工事なんかもその前の工事なんかでも道路改良工事なんかでも、ずっと落ちているんですよ。そしたら、この今、

指名競争入札の業者だけが仕事が忙しくて取れなかったと。今そういう解釈になるんですよ。業者が忙しくて不落札になったというような答弁されたんですが。私はそういうふうにはどうしても見えないんですよ。もう少しちょっとお願いしたいんですがね。

○酒向建設部長

入札に関する業者につきましては、それぞれの業者の思いや手持ち事業等があると存じます。その辺りも業者は判断されて入札には応じられると考えております。先ほど次長が申したのは推測ということでございまして、確定ということではなくて、こういうことも考えられるのではないのでしょうかという意味合いを持って御答弁させていただきました。御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

それもあるであろうという考えであります。それは分かります。それでは、要するに、不落札というのは何かがあると、私は思うんですよ。だから、何かがあって不落札になる。2 遍目やって、2 遍目も不落札になる。それは要するに、極端な言い方をすると、採算が合わなかったから取らなかったという理由が 1 番高いんです、確率としては。1 番確率としては高いんです。だから、役所側の考えとしては、業者が忙しいから取らなかったろうという考えが主に走っちゃったみたいなんです、私から見れば設計の段階で何か足らなかつたんだらうというように思われるわけです。だから、何かもう少し考えて今後とも設計単価なりいろいろ考えられて、業者が取りやすいような出されたらと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○吉本副市長

今、委員が言われたことは誤解を招く可能性もありますので、少し私が補足をさせていただきます。

市が入札に出すこの工事の設計、これは公正な額でございます。それにこちらが指名をしても業者の都合によってその入札に応じられないというのは過去にも多々ありました。このページの表では、先ほど言われた 2 件と、それともう 1 件 12 月 16 日に出している、これも水路の災害復旧工事であります。これについては、業者の都合、事情によるものというように我々とすれば判断せざるを得ないと考えております。いずれにいたしましても、市が入札等、工事を発注する際には公正な設計額でもって、公平に取り組んでおります。

以上であります。

○大田委員

公正公平な単価と言われますけど、物価高やらで採算が合わないものがあるんですよ。それを我慢してと言ったらまた語弊を与えられるかもしれませんが、そういうふう考えられるんです。だから、私は業者も忙しいのもあるでしょうと。そしたら、設計にお

いて、何らかの形場合もあるだろうと。その確率のほうが高いだろうというふうに考えられるからそう言うただけであって。それは過去にも物価が上がって、取られないというのもいっぱいありました。今もコロナ禍で資材が入らないからというので合わないというのも多々あります。今副市長が、市は絶対間違えないからというような感じのものを言われた。そういうことはいろんな考え方があって初めてこういうふうな段階になったと思うんですよ。

だから、断定するのは少し早すぎるんじゃないですか。

○酒向建設部長

土木工事積算についてのお答えを少しさせていただきたいと思います。

土木工事を積算するに当たりましては、山口県が決めた共通の歩掛、そして単価というのがございます。地区によって単価等が違ってはまいりますけれども、各地区それぞれにおいて県内それぞれの単価を使用して、適正な価格を積算しているものと考えております。そうした中で、工事は発注されて、入札が執行されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

私も積算資料によって行われるというのは知っていますよ。土木においても建設においても積算資料においてから、それを基に設計を行われると、それは知っていますよ。その積算資料は現在の物価高に合はんことがあるというのを知っています。今それは100%積算資料でやっとなるから間違いないですという答弁じゃったんですが。積算資料よりも物価が上がっているときもあるんですよ。

○吉本副市長

委員の発言の趣旨がちょっと理解できませんけれども、市としては公正な単価、これは先ほどから部長が説明した単価ですが、その単価でもって設計をして、それで入札に臨んでいるというのを私どもは説明をしているところでございます。結果として、入札でそういう不落札が生じていると。

委員からは何かその単価が違うとか間違っているとか、そのようなちょっと聞かれている方に誤解を招くような発言なんで、その部分については撤回をお願いしたいと思います。

以上であります。

○大田委員

積算資料の単価を、その都度の物価高で、変更されていますか。4月に出た積算資料のままでしょう。

○松並建設部次長

県が定めた標準単価を使用するんですけれどもそれに掲載のないものにつきましては、調査会社が発行しております物価資料、これは毎月出版されていますので、毎月職員が直近の単価を調べて、それを採用して設計図書を作成しております。これはルールにのっとったやり方でございます。

以上です。

○大田委員

部長は県の積算資料でやっている。今、次長は毎月発行された民間の積算資料でやっている。そこにも矛盾があるじゃないですか。

○松並建設部次長

基本的には県が発行しております単価の資料ですが、それに掲載のない、例えば特殊なものといいますか、県の資料にない特殊なものなどにつきましては、市販の物価資料から単価を採用しております。市販の物価資料は毎月刊行されておりますが、採用するのは四半期ごとの単価でございます。

以上でございます。

○大田委員

毎月でなくて四半期ごとの積算資料でやると、そういうことでございますが。業者の都合も片一方には多分に占めとるかも分かりませんが、その積算資料によるあれも少し占めているかも分かりません。それはそれだが、業者がなるべく取りやすいような、取れるような、今後は出してもらいたいと思っております。それは市のほうも公正な価格で出しているという自信をもって、今までは答弁されているんでしょうが、そういうような思いを持っている人もおるわけでございますから、そのところを一緒に加味して今後出していつてもらいたいと思っております。

終わります。

○西崎委員

今の21ページの表からうかがえることは、入札回数はいずれも1回やっているんですよ。ということは、業者が何社か来ているということですね、入札に参加しているということなんで。もし手持ちでいっぱい、その入札は受けないということになったら初めから来ないと思うんです。その辺はどうだったんですか。

○松並建設部次長

総務部の入札管理課で結果が公表されておりますのでお答えいたします。12月2日は8社指名いたしまして、事前に辞退書を出された業者以外の業者は入札会場におきまして辞退を届けられております。つまり、入札は執行しておりますが、不落札だったということでございます。

以上でございます。

○西崎委員

そういう 8 社に案内して、5 社でも 6 社でも来れば、ここに書いてあるように入札回数 1 回って書いてあるように入札をしているわけなんですよ。もし予定価格よりも大幅に上回っている場合は、通常は 2 回目をやるんですが、それをやっていないんですけど、これは理由があるんですか。

○松並建設部次長

入札会場に来られた業者がその場で辞退届を出されましたので、2 回目以降には進んでおりません。

以上でございます。

○西崎委員

入札に来られた業者が全部辞退を 1 回目の入札の後にしたということですが、当初説明が執行部からあったように、業者の忙しいから不成立になったんだというのは撤回してもらえますか。

○委員長

西崎委員、そうではないかという理由の 1 つとしてそう思われるということでしたが、そこについて撤回ですか。

○西崎委員

だから、思われるじゃなしに、数字が如実に物語っているわけですよ。手持ち工事でいっぱいなら入札にそもそも参加しない。そうでしょう。参加したということは取る気があるということ。

○松並建設部次長

誤解があってはいけませんので、指名した 8 社のうち入札日前までに 5 社が辞退届を提出されました。残る 3 社のうち、1 社が欠席、入札会場に来た 2 社が 1 回目の応札時に辞退届を出されましたので、結果としてどこの業者も応札はしておりません。

以上でございます。

○西崎委員

1 回目の 12 月 2 日の入札でそういうことが起こったんなら、1 月 18 日の同じ工事、市のほうも相当設定額を変えて入札額を上げてこれ入札しているわけなんですよ。それ 1 月 18 日の入札も大体同じような状況だったんですか。業者はかなり変わっていますよね。全部変わっているんだ、これ。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○松並建設部次長

先ほど不落札であった理由として、私の私見として業者の手持ち工事が多かったのではないかということを申し上げましたが、この発言については申しわけございませんが、取消をさせていただきたいと存じます。

それから、委員御質問の1月18日の2回目の入札でございますが、8社全てを指名替えをいたしまして入札通知をした後に、入札日前に2社から辞退の届けがあり、残り6社、1社欠席をされましたので5社で入札を行いました。そのうち、4社がその場で辞退届を提出し、1社につきましては、応札はされたところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

なんか2回も同じ工事をやって不落札で。ちょっと不思議な気はするんですけど、何かいろいろ業者のほうも採算が合わんとかいうあれがあったんでしょう、理由が。これぐらいにしておきます。

○田邊委員

決算書169ページの原材料費について、支出が963万円で、これはほとんど予算現額と変わらず不用額が1万1,300円というところなんでありますけど、上のその工事請負費、先ほどの山田畑線においての災害でできなかった工事があったにも関わらず、原材料費はそんなに不用額は出ていないというのはどういったものでしょう。工事はこれだけ不用額が出ているのでありますけど、原材料費の不用額は少ないような気がするんですけど、ちょっと教えてもらいたい。

○酒向建設部長

道路維持費の原材料についてのお尋ねだと思います。原材料につきましては、自治会等や水路等に使用する補修用の資材等を購入するものでございます。この原材料につきましては、市内の舗装をしたり各自治会に材料を支給したりということで予算どおり執行されたものと理解しております。

以上でございます。

○田邊委員

だから、この今言う山田畑線の工事においての原材料費はほとんどかからない、もうこの工事請負費の中の込みの工事と考えてよろしいわけですか。だから、原材料費は要らないような工事だったということでもよろしいわけですかね。

○酒向建設部長

不用額になりました123万3,000円につきましては、工事としての不用額になったものでございます。この中には、工事をするための資材や労務費など全て入ったものが含ま

れておりますので、こちらのほうでは原材料というのも全部含んでおります。したがって、委員仰せの原材料費から支出するということはございません。

以上でございます。

○田邊委員

だから、この工事請負費の中のこの工事を予定したものについては全て込みの数字の不用額という考え方でよろしいわけですね。

以上です。

説 明：松並建設部次長兼都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

主要施策の成果の171ページ、都市計画総務費にうたってあるんですが、将来にわたり安定的かつ効率的に汚水処理を行う下水道施設周南浄化センターと同位置に新たなし尿受入れ施設を配置する都市計画を定めました。ちょっとここ詳しく説明してください。

○松並建設部次長

環境部で取り組んでいる汚水の共同処理施設に係るものでございます。汚物処理場につきましては、建築基準法で建設する敷地の位置を都市計画で定めることとされております。このため、昨年度都市計画に汚物処理場の位置を都市計画に定める手続きを進めまして、先ほど申し上げました都市計画審議会を開催し、議を経て、現在の浄化センター敷地内に建設する都市計画を決定したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは今それで法律を定めるというのは分かりました。そしたら、浄化センター新築のところだけを都市計画としたんですか。それとも、その敷地を全部都市計画のあれにしたんですか。

○松並建設部次長

浄化センターの敷地全部を共同処理施設の敷地として都市計画を定めました。

以上でございます。

○大田委員

となると、今、浄化センターがあって、その横に新しくし尿浄化センターの入口がある。こっち側にグランドみたいな空き地があります。敷地全部って言ったらあそこ、グランドのほうも入るわけです。

○松並建設部次長

都市計画で定めた範囲としては、委員がおっしゃったグラウンドも含めた範囲となっております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、それに対する使用目的とかいろんな計画、いろんなのがあると思うんですが、それ今全部それに適合したような感じになっているという解釈でよろしいんですか。今のその都市計画に定めた敷地の中において、全部適合していると解釈してよろしいですか。

○松並建設部次長

即答いたしかねますので、お時間をいただければと存じます。

○大田委員

また後ほどよろしくお願いします。

その次に、同じページの景観形成推進事業、平成26年10月に施行した光市景観計画や法令に基づき、建築工事や開発工事などの工事の規制誘導を図り、良好な景観の形成を推進しましたと、推進しましたというふうに書いてあるんですが、具体的にはどういうふうな推進の仕方をされたんですか。

○山本開発指導担当課長

景観形成推進業務についてでございます。この業務につきましては、光市景観計画及び法令に基づき、一定規模以上の建築行為や開発行為について事前協議書や届け出書の提出を受け、良好な景観に形成するよう光市景観計画に基づく景観形成基準に適合するか審査したものでございます。

また、令和3年度から定期的に市のフェイスブックに魅力ある本市の自然景観等を掲載し、良好な自然景観を啓発をしております。

以上でございます。

○大田委員

具体例、例えば、どういうところで、どういう場所に、どういうふうな申請、だからどういうふうなことを行ったとかいうのは、今、何例かあったと思うんですが、1例でもあったら教えてください。

○山本開発指導担当課長

一例ですが、一定規模以上の建築行為や開発行為について光市景観計画に基づく景観形成基準に適合するか審査したところでございます。

以上でございます。

○松並建設部次長

景観行政として届出なんかをお願いしているわけなんですけれども、もし今の委員のお尋ねが、具体的に届け出があった建物を教えてほしいというお尋ねでしたら、行為の施主の方、個人のことになりますので、具体的なお答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

○大田委員

そしたら、あれはあげられないか。何例くらい、どういうふうな状況かとかいうのがあるんですか。

○山本開発指導担当課長

景観計画に関する届け出の件数でございますが、建築物におきましては11件、工作物においては6件、その他の開発行為などにつきまして4件ほど提出があり、審査しております。

以上でございます。

○大田委員

その中で、こういうところが光市の都市計画景観条例にそぐわないよというのがあるから是正命令は出したと思うんですが、それはあるんですか、ないんですか。

○山本開発指導担当課長

令和3年度に届け出があったものにつきましては、全て光市の景観形成基準に適合しておりましたので、適合通知というのを出しております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、警官計画に適合してゴーサインが出たという解釈になりますね。それでよろしいですね。

○山本開発指導担当課長

言われるとおりでございます。

○大田委員

今後ともこれに沿ったやり方で行ってほしいと思っております。

続きまして、172ページ、公園緑地の中に17公園を14団体に委託しましたというふうに書いてあります。173ページにその公園が書いてあるんですが、これによりましてだんだんある程度価格がほとんどのところが上がってきているように思うんですが。この公園委託料はどのようなふうな要件で委託先に出されておるんですが。

○松並建設部次長

公園緑地委託料のうち公園美化促進事業に関するお尋ねですが、対象となる公園の日常の維持作業、例えば草刈りであったりゴミ拾いであったり、施設が壊れていないか、市に連絡をいただくだとか、そういったことを地元の自治会でありまして、一部の有志の方でありまして、スポーツ少年団でありまして、中にはコミュニティセンターにおいて、お申し込みをいただきまして業務委託契約を締結して、わずかではありますが委託料をお支払いしてそうした業務をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

通常の公園が皆さんが過ごしやすいような感じで委託をするというような感じで出されて、今の合計で4,195万6,000円ですかね、そういうような金額を出されたということではよろしゅうございますかね。

○松並建設部次長

主要施策の成果の173ページ。上に公園緑地管理委託料の表がございます。この表の中の下から3行目が公園美化促進事業でございまして、令和3年度決算額は75万1,000円でございます。

○大田委員

この75万1,000円が17公園に14団体に委託したと、その金額ということですか。そのほかはどういう委託をされているんですか。

○松並建設部次長

そのほかにつきましては、多くを造園会社に委託をして、実施をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

その委託というのは、内訳はどういうふうになっています。

○松並建設部次長

主要施策の成果173ページのこの上側の表、これが内訳でございますが、下から2行目のその他につきましては、小規模なものを数多く委託をしております。小規模なもの27件の合計額としてその他として掲載をしております。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと頭の整理がつかないんですが、公園美化促進事業委託料が17公園、14団体に75万1,000円で委託しちよる。その他の公園緑地管理委託料27件が835万7,000円で委託しちよる。その上のあれはどういう委託なんですか。

○松並建設部次長

この表でお示ししておりますように、市内多く公園緑地ございまして管理をしておりますわけですが、あじさい苑であれば303万2,000円で委託をし、シャクナゲ苑につきましては117万7,000円で委託をしておるといったような形で掲載をさせていただいております。それとは別に14公園、公園美化促進事業でお願いした75万1,000円、その他27件につきましては、下から2行目のその他として835万7,000円でお示ししているところでございます。合計額が4,195万6,000円ということでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○松並建設部次長

先ほど都市計画汚物処理場のお尋ねの中で、下水道浄化センターの横にあるグラウンドに関するお尋ねをいただきました。この土地につきましては、県の所有する土地でございます。運用等につきましてはこの場でお答えはいたしかねますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大田委員

要するに、市が県の土地に対して都市計画を入れたということは分かりましたが、そのところは県の土地じゃから使い方によってはよう分からないと。分かりました。

公園管理委託料のほうはもう終わりましたかね。

○委員長

先ほどの休憩前の質問の、公園管理委託料の説明については、まだ回答残しがありますかね。すみません、大田委員、質問があれば、お願いします。

○大田委員

173ページの下側が、17公園がボランティアやら有志の申し込みによって行われておると。その他の公園緑地の27件が同じよう委託をされて、その上から14件が草刈りとか維持管理何かの安全管理何かを行ってやっていると。そういうことでよろしゅうございますね。

○松並建設部次長

多くの公園を管理しておりますので、草刈りですとか、剪定ですとか、そういったも

のをこちらの予算を活用して取り組んでいるところでございます。
以上でございます。

○大田委員

私が毎回、毎回、言ってるんですが、草刈りなんかは、今年なんか、特に草刈りなんか生えてくる、伸び率が高いようですので、再々草刈りなんかを行って今後とも管理していてもらいたいと思っております。そのところはよろしくお願いします。

また、この都市計画費が前年度よりも……。

○委員長

大田委員、資料名とページをお願いします。

○大田委員

いや、前年度よりも上がってるんですね。8億8,468万円と、それについてどうしてこんなに上がったのか、どこか何かをしたのか、それで上がったとか、ちょっと御説明願えたらと思うんですが。

○委員長

大田委員、すみません、どれの何ページでしょうか。

○大田委員

まあ意見書ないし都市計画の、要するに171ページの8億8,468万7,000円の支出済額プラス繰越しが1,828万1,000円あるとなってるんですが、前年度よりも大幅にこの決算額が上がってるんです。そのところを御説明願えたらと思うんですが。

○松並建設部次長

第5項都市計画費の決算額が前年度に対し増えている理由について御説明をさせていただきます。

大きいのが虹ヶ丘公園で、のり面の防災安全対策に取り組んでいること、それから一部、今年度に繰り越しましたが、6月議会のこの場で御説明をさせていただきましたように、公園施設長寿命化計画を策定し、長寿命化対策に取り組んでいること、それから光駅拠点整備が増額となっており、前年度決算額から増えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

どこやったかな、先ほどから都市計画の駅のあれが、2か年計画で設計委託料が、ああ、これか、175ページ、光駅拠点整備事業においてR2民間資金活用事業委託料とその上の基本設計委託料、基本設計委託料が2,350万円とこう2か年にかけてやっておられるんですが、これはもうそろそろ終わりなんですか、それともまだまだかかるんです

か、それともこんなに値段が高いということはどねえな設計をされてるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○松並建設部次長

令和３年度と４年度の２か年をかけまして、光駅の駅舎を含む南北自由通路と南・北の両駅前広場の基本設計を進めております。鉄道事業者や交通事業者、バスやタクシーなど、継続して各事業者と協議・調整・折衝をしておるところでございますが、現時点でお示しできる新たなものはございません。

以上でございます。

○大田委員

それと、その下の民間資金活用事業調査委託料637万円が上がって、これ、南口のところと思うんですが、どういう委託をされてるんですかね。

○松並建設部次長

光駅の西側の交番の裏からマンションにかけての土地を対象に民間事業者のノウハウや資金の活用、あるいはにぎわい創出施設の導入の可能性の検討のために、内閣府の補助金を活用してこの調査を実施したところでございます。

駐車場の管理・運営や住機能、あるいは飲食機能、こうしたものを含む商業機能や多世代交流機能など、駅前ににぎわいを創出する新たな施設について、民間事業者の意向等の把握や事業手法の検討など、民間活力の導入の可能性を調査いたしました。

具体的には、30社以上もの事業者から貴重な意見や御提案をいただきまして、駅に隣接する私有地に一定の市場価値があるということを認識・確認できました。

ただ、飲食機能や小売りに関しましては、コロナの影響から非常に厳しい状況でございました。今後は民間資金を活用してどういったことができるのか、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

私、以前から言ってるんですが、駅の東側、浅江商店街のほうに向けて、島田側に向けて、あそこの商店街も一緒になってからやったほうがいいんじゃないかとたびたび言わせていただいているんですが、今は駅の西側のほうに建てるような設計になっているんですが、その民間事業の委託をする場合は、どういう人たちがその調査・研究されてるんですかね。

じゃから、これ、それともコンサルタント一緒に出しちよるということですか。

○松並建設部次長

令和２年度から３年度に繰り越して実施した活用事業調査業務につきましては、民間の調査会社に委託をして調査は終えたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは1社の業者に出して調査を終えたと。

○松並建設部次長

競争入札により決定した調査会社1社に委託をしたところでございます。

○大田委員

それで今、でも30社以上の方に貴重な意見、お聞きしたとか答弁あったんですが、そういうような皆さんのお話をする機会ちゅうのはあったんですか。

○松並建設部次長

調査会社の担当者や、都市政策課の職員自らがいろんな事業者に声掛けをしたり、光市でこういう検討をしてるといったようなものを話をしまして、電話、あるいはオンラインで30社以上もの事業者とお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけえ、今、業者やら職員の人が相手方に直接行ったり、オンラインで話をしたりしてお聞きした意見をまとめて、これが作成できたという解釈でよろしいんですかね。

○松並建設部次長

いろんな意見をいただきましたので、市場価値があるということは認識できました。今後はどういったものが望ましいのか、さらに検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

しっかり、そこのにぎわいを作るためにしっかり研究して、せっかく造るものでありますから、今後とも市民の皆さん、しっかり活用できるような施設ないし場所をどうするかということを考えていって、今後ともしっかりと市民のためによりしくお願いしたいと思います。

○田邊委員

決算書173ページをお願いします。

公園緑地費なんですけど、主なものは委託料です、これはね。そのうち下から7段目の測量登記委託料29万9,200円については前年度なかったんですけど、これ、決算の項目、このあたり説明していただきたい、今回。

○松並建設部次長

測量登記委託料29万9,000円につきましては、これは木園一丁目で廃止をいたしました児童遊園地の売却処分に先立ちまして行いました、境界確認と分筆登記の費用でございます。

少し詳しく御説明いたしますと、廃止をした児童遊園地、これ、市の土地、市の行政財産なんですけれども、その一角にごみ置き場がございましたので、ごみ置き場の土地を売るわけにはいきませんので、売る部分と売らない部分とに分筆をした費用でございます。

以上でございます。

○田邊委員

木園の児童遊園地を処分したということでありますか、これは。決算書ではどこに記載されているのか、この部分については、詳しい説明は。

○松並建設部次長

行政財産から普通財産に変更いたしまして、普通財産を所管する政策企画部におきまして、令和4年度になりまして処分しました。このため、令和3年度決算書への記載はございません。

以上でございます。

○田邊委員

だから、これは、今、処分するための登録委託料だけが記載されちよと。

○松並建設部次長

さようでございます。

○田邊委員

それなら、その、児童遊園地の処分した土地の金額と何平米かというのはここで分かるんですか、分からん、金額も分からん。

○松並建設部次長

面積は406m²でございます。

売却の金額につきましては所管外となりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○田邊委員

今、所管外が絡む部分であると思いますので、この遊休財産の処分、市の総合計画なり個別計画でも、もし仮に利活用が見込まれるところは管財して使うんでしょけど、

処分する場合は適正な価格で処分するんでしょう。分かりました。だから、この項目は、この児童公園を処分するのにかかる委託料ということでよろしいわけですね。

続きまして、175ページ、公園整備の先ほども少しあったんですけど、8,077万800円というところなんですけど、これは虹ヶ丘公園ののり面工事ということであります。主要施策は176ページですね。こののり面は平成30年の7月豪雨で被災したので、早く整備したいと思っておるところなんですけど、この対策は順調に進んでおるのですか。

○松並建設部次長

虹ヶ丘公園南側のり面につきましては、平成30年7月豪雨で一部が被災いたしまして復旧をしましたが、被災しなかった部分につきましては、公園整備事業として国の防災安全交付金を活用して取り組んでおります。令和2年度に現地の測量をして、令和3年度から対策工事を行っているところでございます。令和3年度は6,800万3,000円、延長105.6m、コンクリート吹きつけ法枠などを実施したところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

工事内容は、6,800万円で105.6mですかね。

この公園については、県の土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されておると思うんですけど、これはこの対策によって、解除されるということ。

○松並建設部次長

本市が行いますのは、あくまでも公園の防災安全対策でありまして、土砂災害特別警戒区域の解除を目的とするものではございませんが、本市が行う対策によりいわゆるレッドゾーンが解除できないのか、県と協議を進め、県において現地調査が行われまして、工事箇所に係るレッドゾーンにつきましては昨年度、今年3月に解除されたところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

残りの部分はどれぐらいありますか。

○松並建設部次長

残りの部分がおおよそ200m、今年度と来年度で工事をしたいと考えております。こちらにつきましてもレッドゾーンが解除されるよう、県に働きかけをしているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

これは、県費補助の小規模急傾斜地崩落対策事業になってるわけですか。

○松並建設部次長

正しい名称で申しますと、土砂災害特別警戒区域でございます。急傾斜地ではございません。

○田邊委員

急傾斜地の中にレッドゾーンとイエローゾーンが入る形じゃなかったんですかね、違うんかね。

これは、持ち出しはどうだったですかいね。県がいくらで市がいくらちゅうのは。

○松並建設部次長

このたびの工事につきましては、光市が防災安全交付金を活用して行う公園整備でございます。主要施策の成果の176ページの一番上の表をお願いいたします。公園整備事業について、財源内訳を含めてお示しをしております。令和3年度の虹ヶ丘公園ののり面工事6,800万円のうち国の交付金が3,400万円、残りが市債と一般財源で工事を実施したところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

これは続けて行って、こののり面の工事はやると。あとレッドゾーンに係る部分が200mあるという形なんですけど、補助を受けてまた解消できるような考え方ですよ、もちろん。

○松並建設部次長

国の交付金を活用しながら整備に取り組んでまいります。引き続き県にレッドゾーンが解消できるようお願いをしてまいりたいと考えております。

○田邊委員

分かりました、ここは。

続きまして、光市拠点整備事業、同じ175ページ、下にあります。これで、不用額この委託料のところの365万円、中ほどです。この理由は、入札減であるという説明が先ほどあったんですけど、この設計額と落札額について具体的に説明していただきたい。

○松並建設部次長

決算参考資料の24ページをお開きいただきます。

このページ、24ページの上から5行目に記載がございます。これは税抜きになりますが、落札金額580万円、税込みにいたしますと638万円でございます。設計額は、予算額が1,000万円でございますので、ほぼ予算額で設計をいたしまして、落札が税込みで638万円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

今、あったのは、光駅拠点整備事業のこのことですね、580万円で。これに消費税込みで638万円という考え方でいいわけですね。

○松並建設部次長

設計額につきましては、詳細はお答えを差し控えさせていただきますが、予算額1,000万円にほぼ近い形で設計をしておりました。

以上でございます。

○田邊委員

設計の項目はないんですか。これは入ってるわけですか。もう一度、詳しくお願いします。

○松並建設部次長

入札比較価格が税抜きで907万円、これに1.1を掛けますと税込みで997万7,000円、これが予定価格でございました。それに対しまして落札金額が税抜きで580万円、税込みにしますと638万円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

だから、これが設計も全部、委託も全部という考え方ですね。

○松並建設部次長

設計額と申しておりますのは、予定価格、入札比較価格、いわゆる予定価格を定める基となる資料の金額ということで御理解をいただきたいと存じます。

○田邊委員

だから、この項目がもう、この光駅拠点整備に係る民間資金等活用事業調査業務委託というのは、設計も全てこれでいう考え方という形ですね。

○松並建設部次長

設計額という言い方で、ちょっと誤解があつてはいけないんですが、この民間資金等活用事業調査を行うためにいくらかかりますかというものを積み上げた額のことでございます。これが予定価格、税抜きで907万円だったのに対しまして落札者は580万円で、税抜きですが、応札いただいたというところでございます。

○田邊委員

だから、所管で積み上げた額が997万円だったと、それが実際は580万円だということの理解でよろしいわけね。

○松並建設部次長

さようでございます。

○田邊委員

この調査は国庫補助金の対象だと思うんですけど、補助金はいくらですか、これは。

○松並建設部次長

決算書の35ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、都市計画費補助金の備考欄の中で、R 2 民間資金等活用事業調査補助金（繰越明許）637万3,400円全額を国費で実施したところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

ほとんど全額が補助だと理解してよろしいわけですね。

○松並建設部次長

説明が不十分だったんですが、入札後、契約をして、わずかですが減額の変更契約をいたしまして、結果として637万3,400円に変更契約をいたしました。ですから、全額国費を充当しております。

以上でございます。

○田邊委員

全額国費を充当したと。大変よろしい決算をしたと、ここの部分は。分かりました。以上です。

○松並建設部次長

先ほどの木園の児童遊園地の土地の件につきまして、恐れ入ります、決算書の270ページをお開き願います。

決算書の270ページに行政財産の土地の動きが掲載してございます。270ページの右側に減少という欄の中で、木園一丁目1821の34、マイナス406m²、こちらが児童遊園地の行政財産を廃止して普通財産にした406m²の土地ということで記載がございます。ただ、売却金額につきましては今年度、令和4年度に行いましたので、決算書への記載はございません。よろしくお願いいたします。

○田邊委員

先ほども言ったように、遊休財産の処分は、使えるところは政策調整会議などで協議

した上で使ってもらいたいと。しかし、そうした判断の上で財産確保、財源確保にまたこういう形でお願いしたいというところです。よろしくお願いします。

説 明：沖本建築担当次長建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

主要施策の成果177ページ、ここの第5項に住宅費というのがございますけど、過年度分の収納率は極めて悪いんです、9.3%から10%。それで、収入未済額も過年度分が令和3年度2,900万円ですね。これは、滞納者はもう何名かに、例えば3年とか5年滞納している方、決まってるんじゃないかと思うんですけど、それ、いかがですか。

○沖本建築担当次長

収入未済額過年度分につきましては、現在、約44世帯の滞納者世帯がいらっしゃいます。このうち令和元年から令和3年度の間で毎年滞納者となっている入居者は3世帯ほどいらっしゃいます。

以上でございます。

○西崎委員

滞納の主な理由というのはどういうものでしょうか、代表的なものを3つぐらい挙げていただけますか。

○沖本建築担当次長

滞納の主な理由といたしましては、日々の生活に困っていらっしゃる方が多いので、その辺で収入が少ないであるとか、仕事が減っているとか、といったものが理由になるかと思います。

以上でございます。

○西崎委員

これは、住宅家賃の滞納、今、滞納精算、総務のほうと一緒にしておるんですかね、どうですか。

○沖本建築担当次長

税務課を主体といたしまして、こういった滞納整理については委員会を設けて情報交換等行っております。

以上でございます。

○西崎委員

光市滞納整理要綱、これに基づけば、いくらぐらいの滞納額になったときに法的な手

続に入るのかどうか、教えてください。

○沖本建築担当次長

光市営住宅家賃滞納整理要綱では、家賃の滞納月数が12月以上の者、家賃の滞納額が20万円以上の者、これのいずれかに該当し、法的措置によらなければ納付が期待できないと判断される者の中から、さらに支払う意思が全く見受けられない者を法的措置対象者としております。

以上です。

○西崎委員

分かりました。大変な業務だと思います、頑張っていたきたいと思います。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○沖本建築担当次長

先ほどの決算書の私の説明で、一部数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

決算書の177ページになります。177ページの中ほどにございます市営住宅維持管理事業の修繕料3,298万2,000円の内訳についてですが、39件の空き家修繕と申し上げましたが、41件に訂正をさせていただきます。失礼しました。

○田邊委員

何点か行きます。決算書の177ページ、備考欄上から7行目、耐震診断委託料、これ37万円ですけど、前年度は74万円。これ、決算額は下がっておりますけど、3年度の内容をお願いします。

○沖本建築担当次長

耐震診断委託料が前年度よりも決算額が下がっている理由についてでございます。

こちら、申請件数が令和2年度は10件ございました。それに対しまして令和3年度に関しましては5件と減少いたしましたので、決算額が減少いたしました。

以上でございます。

○田邊委員

1件はいくらということなんですかね。

○沖本建築担当次長

1件当たりは7万4,000円でございます。

以上でございます。

○田邊委員

予定では、3年度は5件の予定だったということなんですか。

○沖本建築担当次長

令和3年度、令和2年度ともに募集枠は21件で行っております。
以上でございます。

○田邊委員

21件の目標に対して2年度は多かった、10件。そして3年度は5件だったということなんですけど、所管はどんなふうに分析しておられる。

○沖本建築担当次長

年度によって若干ばらつきがございますが、これについては私どものPR不足が一つの大きな要因ではないかと思っております。新型コロナウイルスの影響で思ったようにPRができなかったというのが1つ大きな要因だと思っております。
以上でございます。

○田邊委員

本来は、だから21件の枠を目指していこうとは常に思ってるわけですね。

○沖本建築担当次長

仰せのとおりでございます。

○田邊委員

分かりました、次、行きます。

その3行下、住宅建設物安全ストック形成事業補助金、これ320万円になっております。前年度215万6,000円でありました。決算額がこれ、上がっております、これについては。これについてどういった形でどうなったか、その内容を教えてください。

○沖本建築担当次長

住宅建設物安全ストック形成事業補助金、こちらは木造住宅の耐震改修の補助制度になりますが、令和2年度の申請件数が2件に対しまして、令和3年度は募集枠いっぱいの3件に増えたため決算額が増加しました。
以上でございます。

○田邊委員

今後の予定は、先ほどと同じように今後の予定、予定数とかというのがあれば教えてください。

○沖本建築担当次長

住宅建築物安全ストック形成事業補助金、耐震改修の補助制度につきまして、昨今2件から3件と募集枠をおおむねクリアできるような実績となっており、今年度から耐震改修の補助制度の募集枠を3件から4件に増やしております。

以上でございます。

○田邊委員

これについても先ほどと同じようにPRをしていかななくてはいけないという考えですか、それともあと1件なのでそんなにまで、どうなんでしょうか。

○沖本建築担当次長

ようやく昨今の新型コロナウイルス感染症の制限が解除されつつありますので、様々なPR活動を今後も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

次、その4行下の修繕料が3,298万2,000円となっております。これについて、これも前年度が3,599万円でありました、約300万円の決算額については下がっておると。具体的に300万円の決算額の減少、これについての説明をお願いいたします。

○沖本建築担当次長

決算額で約300万円の差がついておりますが、予算額がそもそも令和3年度は3,300万円、令和2年度が3,600万円となっております。この理由といたしましては、ここ数年は用途廃止等による移転の住み替えのための空き家の修繕件数、これを見込みで予算を取っております。見込みで毎年予算要求を上げておりますが、令和2年度に比べて令和3年度は若干その見込み数が少なかったということが1つの原因でございます。

以上でございます。

○田邊委員

そもそものが300万円の予算が少なかったというところと、今度空き家の用途廃止のほうにシフトをしたという考え方で理解してよろしいわけですね、これは。

○沖本建築担当次長

さようでございます。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○沖本建築担当次長

少し回答に訂正をさせていただければと思います。

修繕料が令和２年度と比べて300万円減っている要因についてでございます。

令和２年度については、通常の空き家修繕と一般修繕と併せて、用途廃止に対する移転先の補修、これを一定数見込んだ額で予算要求を上げておりました。これが令和２年度と３年度ではこの見込数が令和３年度のほうが少なかったということによるもので、これに合わせて実績も、用途廃止に伴う空き家の修繕件数が減ったということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

予算で300万円の差があるのは、空き家で修繕件数が減った上に、そして一般用途廃止の移転先の修繕、これが減ったというところで予算をはじいたから、その辺りが今決算でも出たよというところでよろしいわけね。

○沖本建築担当次長

さようでございます。

以上でございます。

○田邊委員

では、その２行下、エレベーターの保守点検257万4,000円。これも同等の額なんですけど、これは年度で変わらないようなものなのですか。どんな形の契約を取っておられますか。

○沖本建築担当次長

エレベーターの保守点検料に対する委託契約でございます。

こちらは令和２年度から令和５年度にかけまして長期継続契約となっておりますので、前年度の令和２年度と令和３年度と同じ額ということになっております。

以上でございます。

○田邊委員

だから令和５年度の決算までこの額で来るという形ですね。

○沖本建築担当次長

さようでございます。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。長期契約ということで理解しました。

最後、その10行下、市営住宅長寿命化計画策定委託料522万5,000円、これについてはどこに委託したのか。これをちょっと詳しく教えてもらいたいんですけど、お願いいた

します。

○沖本建築担当次長

県内に営業所を置く、市営住宅の長寿命化計画策定の業務の実績がある建設コンサルタント会社に委託をしております。

以上でございます。

○田邊委員

県内に支店があるというところなんですけど、本社はどこにあるんですか。

○沖本建築担当次長

今回落札された業者につきましては東京本社でございます。

以上でございます。

○田邊委員

これはちょっと特殊な部分とは思いますが、極力光市の業者みたいなところでできれば、大きい額なんで。光市にはいないんですかね、こういうの。

○沖本建築担当次長

今回の指名に関しましては、市内業者にこういった実績のある業者というのはいませんでした。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。極力、業者は光市の業者を使うようにお願いいたします。

以上です。

○大田委員

ちょっとお聞きするんですが、決算書の25ページ、調定額が1億7,261万1,359円、収入済額1億4,082万130円で収入未済額3,179万1,229円となってるんです。こっち側が成果についてですが、177ページにいくと調定額の合計が17万2,533円、収入未済額14万742円、収入未済額3万1,791円とうたってあるんですが、土地等使用料7万8,090円を入れてもちょっと計算が合わないんですが、そのところ1億7,261万1,359円と1億4,082万130円について説明願いたいんですが。

○沖本建築担当次長

主要施策の成果の177ページの住宅管理費の住宅使用料徴収事務事業に関する調定額と収入済額、これと決算書の25ページ中ほどにあります住宅使用料、これの金額が合わないということでございますが、主要施策177ページに載っておりますこちらの金額は、

住宅管理費のうちの使用料、住宅の使用料のみでございます。決算書のほうの25ページのほうの決算書の金額は土地等使用料、市営住宅内に立ててあります電柱でありますとかそういったものの土地の使用料、N T Tや中電から入ってくる土地の使用料、これを含めたものの金額でありますので、収入済額のところで申しますと主要施策の収入済額の合計額 1 億4,074万2,000円に決算書の土地使用料 7 万8,090円、これを足しますと、決算書のほうの収入済額 1 億4,820万円と合致いたします。

以上でございます。

○大田委員

収入済額はそれで合ってるんです。調定額が違うんですが、そうなりと。調定額は。

○沖本建築担当次長

調整額につきましても、主要施策のページの177ページ、これの調定額、合計金額が 1 億7,253万3,000円か。調定額につきましても、主要施策の成果の 1 億7,253万3,000円に土地の使用料、これも調整額が同金額、決算額と同金額になりますので 7 万8,090円を足すところの決算額の調定額 1 億7,261万1,000円になろうかと思います。

以上でございます。

○大田委員

そうなの。2つに 7 万8,090円を足した金額が書いてあるということなんだな。土地使用料。

○沖本建築担当次長

土地使用料につきましては、決算書のほうに額は載っておりませんが、調定額については同額 7 万8,090円でございます。ですので、この数字を主要施策の成果のほうの調定額 1 億7,253万3,000円に足していただけると、この決算書の数字、調定額 1 億7,261万1,000円が出てこようかと思います。

以上でございます。

○大田委員

だから、ここの177ページの調定額 1 億7,253万3,000円に 7 万8,000円足すのと、収入済額の 1 億4,074万2,000円に 7 万8,000円足したら25ページの収入額に入ることやな。はい、了解しました。

それと、その次のページ、市営住宅維持管理料でみたら住宅 1 号棟外壁改修工事、南汐浜の273万9,000円と東戸仲の住宅解体工事の539万円の合計3,100万円のことについてちらっとお聞きするんですが、これは多分アスベストが入ってたんじゃないかと思うんですが、そこんところは計算入れて、入ってたかどうかというのは検査されたんでしょうか、どうでしょうか。

○沖本建築担当次長

各市営住宅関係の工事に関してアスベストが含まれていたかどうかということでございますが、まずみたらい住宅の1号棟外壁の改修工事、こちらについては事前の調査、専門機関で調査を行った結果アスベストは含まれておりませんでした。2つの解体工事につきましては、設計図面とメーカー等が出されております情報から室内外のボード類、一部の建材についてアスベストがあるということで工事を行っております。

以上でございます。

○大田委員

みたらい住宅外壁改修は多分、これは塗装の吹きつけと漏水の工事だったと思うんですが、それに対してアスベストが入ってなかった、検査で。

○沖本建築担当次長

みたらい住宅の外壁改修工事は、みたらい住宅は3棟までありますが、計画的に行っていくということで、令和元年度に3棟すべての外壁の吹きつけの仕上げ塗材について、専門業者に分析調査をお願いし、結果、アスベストがないことを確認しております。

以上でございます。

○大田委員

入ってなかったらよかったんですが、結構古い建物で99%入ってると確率で私は思っちゃったんですが。そうなんです。まあ入ってなくてよかったと。下のほうの南汐浜と東戸仲は内部のほうに少し入っていたから、その対策工事を行って解体工事をされたと。はい、了解しました。

ほんなら、その下の住宅建設費について、公営住宅建設事業負担金が4,347万6,000円 県のほうに払ったというふうにお聞きしたんですが、総額で何ぼぐらいお支払いされたんですか。

○沖本建築担当次長

公営住宅建設事業負担金につきましては、令和元年から令和3年度にかけまして工事を依頼した県に負担金として支払ったものになりますが、3年間の総額でいいますと約4億3,800万円を負担金として支払っております。

以上でございます。

○大田委員

4億3,800万円、結構あれですが、これは渡り廊下・エレベーター棟、あれは光市が維持管理の委託料を県のほうに払ってるような答弁じゃったと思うんですが、それはずっとこのエレベーター使用料払っていかなくちゃならないと思うんですが、これは半分こされてると、それとも全額市が見るんですか。

○沖本建築担当次長

共用部分の管理負担金についてでございます。こちらの内容につきましては、共用棟エレベーター及び消防設備等の法定点検に当たる費用でございます。これは業務とすれば県に行っていただいて、その一部を市が負担するということで、毎年度この費用についてはかかってまいります。負担額については、市営住宅棟と県営住宅棟の面積で案分した額、約48対52となりますが、この額の48に当たる部分を市で負担をしております。

○大田委員

分かりました。結構これからもいろいろ金がかかるんだなという、まあなかなか大変なんですか。

その後の下の市営住宅移転補償費198万4,000円、8世帯分と言われたんですが、これは100%溝呂井住宅から入られたんですか。それとも、よそのほうに行かれたのがどのくらいあるか。

○沖本建築担当次長

決算書177ページの下のほうになりますが、市営住宅建設事業の市営住宅移転補償費198万4,000円につきましては、溝呂井住宅から新たな岩田の駅前住宅に移転をされた方のみの移転補償費となっております。

以上でございます。

○大田委員

私、記憶が悪いんかも分かりませんが、よそに移られたときもたしか支払ってましたよね。あれ何件くらいあったですかね、すいませんが。

○沖本建築担当次長

他の住宅等へ移転していただいた方につきましては、令和2年度にたしかお支払いをしたと思います。

以上でございます。

○大田委員

何件くらいあった。件数、何世帯。

○沖本建築担当次長

正確ではありませんが、3世帯ぐらいが他の市営住宅に移られたと思います。

以上でございます。

○大田委員

ほうたら、溝呂井住宅……。

○沖本建築担当次長

申し訳ございません、手持ちの資料がないので不明確なので、回答を撤回させていただきます。

○大田委員

溝呂井住宅に全部で何世帯入っとつとかちゅうのも分からないということですね、そうなる。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○沖本建築担当次長

溝呂井住宅ですが、他の住宅へ移られた方が3世帯、このたび溝呂井住宅から岩田の駅前住宅に移られた方が8世帯、もう1世帯については老人福祉施設に行かれたということで、令和2年度時点では全部で12世帯の方が住んでいらっしゃいました。

以上でございます。

○大田委員

令和2年度時点で12世帯、その中の8世帯も移ったということは、結構、市営住宅に移られて快適に過ごされているであろうと思っています。ここんどこ住宅管理なんかいろいろあるでしょうけど、家賃収入やら管理なんかをいろいろ気をつけて、今後とも的確に、住民に対してサービスのよいように行っていってもらいたいと思っています。

終わります。

○委員長

最後に、建設部所管分全体を通して、質疑のある方はご発言をお願いいたします。

○大田委員

先ほど聞き忘れたんですがね、175ページの光駅拠点整備事業費、基本設計等委託料が今年度2,350万円上がってるんです。多分これ2年度、3年度と行っていかれるものと思ってるんですが、これは先ほどの説明の中に入札経緯がないんですが、どういう方法でこの金額を決められたんでしょうか。または2か年によったらお幾らぐらいの価格に決められたんでしょうか。

○松並建設部次長

光駅拠点整備に係る基本設計につきましては2つの業者に委託をしまして、令和3年度と令和4年度の2か年継続で基本設計を進める契約を締結しております。

まず一つ目の業者、こちらは駅の南北自由通路等の設計をするということで、鉄道事業に精通したコンサルタント会社と随意契約を締結しております。

もう一つの業者、こちらは南口、北口の両駅前広場の基本設計をする業者ですが、公

募型プロポーザルにより技術提案を求め、優れた技術提案があったコンサルタント会社と契約を締結して、こちらも令和3年度と4年度の2か年の契約で設計業務を進めているところでございます。

金額につきましては、2か年を含めましてトータルで7,871万6,000円でございます。以上でございます。

○大田委員

今の御説明では、駅についてはJRの関係の業者、また北部、南部の広場においては1社のプロポーザルで決められたと。それで間違いないですね。いいですね。それについては7,871万6,000円で決められたと。そのうちの2,350万円が令和2年度分の設計委託料になったという、私そういうふうに思ったんですが、それでいいですね。

○松並建設部次長

令和3年度と4年度の2か年業務ですので、令和3年度は前払い金をお支払いしております。お支払いした前払い金が2,350万円、このたびの決算額でございます。以上でございます。

○大田委員

これは、要するに2社に決めておられるんだったら、割合ちゅうのはどんななってます。

○松並建設部次長

それぞれで契約をしております、先ほど申し上げました7,800万円というのは合計額でございます。

まず、自由通路につきましては5,196万5,000円でございます。

南北の駅前広場につきましては2,675万円でございます。

以上でございます。

○大田委員

で、それがそれぞれ今基本設計をやって、接合部分とかがあると思うんですがそれは、接合部分ちゅうのは考えなくていいわけですか。

○松並建設部次長

それぞれの業者が連絡を取り合いながら、あるいは監督職員も含めて合同で打ち合わせなどもして、調整を図りながら、設計を進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

で、ちょっともう少し聞きたいんじやが。南側のテラスのところ、2階部分のテラ

スのところがありますよね。あれはどっちに入るんです。

○松並建設部次長

展望デッキのことかと存じます。展望デッキの設計につきましては、駅前広場の設計の契約に含めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

やっぱり、展望デッキになったら駅前広場のほうの設計業者に頼んだということ。だから、そうなるとやっぱり接合部分がありますよね。今後ともそことよう話し合って、快適に住民が暮らせるように、駅を使用できるような設計につくってほしいと思っていますのでよろしくお願いします。

討 論

○田邊委員

追加認定第5号令和3年度光市一般会計歳入歳出決算、建設部所管分に対して反対討論を行います。

土木費の道路維持管理事業費及び道路新設改良費の市道舗装整備等工事の舗装、側溝整備等の工事の市単独分工事についてであります。

現在、全国の自治体が抱える課題の一つとして、道路の適切な維持管理が指摘されております。道路は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、また自動車や歩行者の通行を確保する交通機能等とともに、災害発生時の防災空間、上下水道等の収容空間として重要な役割を担っております。しかし、近年では舗装の老朽化等を要因としたポットホールが多く発生し、また交通量の増加や車両の大型化によって路盤や路肩から道路が破損する事象が発生するなど、供用性能の低下が多々見られるようになっております。

道路の適切な維持管理を図る上で、地方公共団体の道路維持管理事業の果たすべき役割はそれだけ大きなものがあります。道路法では第42条第1項において、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と道路維持・修繕について一般的に規定しております。

維持管理のための予算は、前年度の実績に基づく一定額、またあるいは総予算に対する一定割合を要求するケースが多く、それを計上するケースが多いということではありますけど、ほとんどの地方自治体では維持管理の費用が不足しており、ストックの増大とともにその不足の程度は一層著しくなっております。地方公共団体は新規建設や更新、災害復旧の場合には国からの補助金や地方債の起債といった手段を利用することが可能ではありますが、維持管理の費用については補助制度も少なく、基本的には起債は活用できないため、費用のほぼ全額を一般財源で確保しなければなりません。

光市においては、令和4年度においては道路維持管理についての予算は拡充しました。

しかし、令和３年度の決算については、ライフサイクルコストの縮減を図ることを考慮して、構造物の老化を比較的小さな時点で適切な補修を繰り返し行う予防保全的な維持管理を実施して、構造物を延命化させることが重要であると考えた場合、光市の管轄する道路の適切な維持管理を図る上で、予算が全体に占める割合において少ないのではないかと。さらに、度重なる側溝部分の不具合による懸案事項の対策等において、適切に維持管理ができていないのではないかとということを指摘いたしまして、反対討論いたします。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」